

平成23年第54回定例会

# あわらし議会会議録

平成23年6月13日 開会

平成23年6月30日 閉会

あわらし議会

平成23年 第54回あわらし議会定例会 会議録目次

第 1 号(6月13日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条により出席した者	2
事務局職員出席者	2
議長開会宣告	3
市長招集挨拶	3
開議の宣告	4
諸般の報告	4
行政報告	5
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
特別委員会の継続審査中の調査事件について	8
議案第42号の上程・提案理由説明	
・質疑・討論・採決	13
議案第43号から議案第45号の一括上程・提案理由説明	14
議案第46号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	15
議案第47号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	17
散会の宣言	17
署名議員	18

第 2 号(6月20日)

議事日程	19
出席議員	20
欠席議員	20
地方自治法第121条により出席した者	20
事務局職員出席者	20
開議の宣告	21
会議録署名議員の指名	21
一般質問	21
吉田太一君	21
一般質問	30
森之嗣君	30
一般質問	34
坪田正武君	34
一般質問	42

山田重喜君	42
一般質問	47
北島登君	47
一般質問	57
笹原幸信君	57
一般質問	67
八木秀雄君	67
一般質問	77
卯目ひろみ君	77
一般質問	84
山川知一郎君	84
一般質問	100
牧田孝男君	100
散会の宣言	106
署名議員	106

### 第 3 号(6月30日)

議事日程	107
出席議員	108
欠席議員	108
地方自治法第121条により出席した者	108
事務局職員出席者	108
開議の宣告	109
会議録署名議員の指名	109
議案第46号及び議案第47号の委員長報告・質疑・討論・採決	109
発議第1号の提案理由説明・質疑・討論・採決	116
議長辞職の件	118
議長の選挙	118
副議長辞職の件	120
副議長の選挙	121
常任委員の選任	123
議会運営委員の選任	124
広報編集特別委員の辞任	125
広報編集特別委員の選任	125
環境対策調査特別委員の辞任	126
環境対策調査特別委員の選任	126
広域事務調査検討特別委員の辞任	127
広域事務調査検討特別委員の選任	128
中心市街地活性化調査特別委員の辞任	128

中心市街地活性化調査特別委員の選任	129
発議第2号の提案理由説明・質疑・討論・採決	129
議会活性化特別委員の選任	131
嶺北消防組合議会議員の選任	132
福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選任	132
坂井地区環境衛生組合議会議員の選挙	133
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	134
閉議の宣告	134
市長閉会挨拶	134
議長閉会挨拶	135
閉会の宣告	136
署名議員	136



## 第54回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

平成23年6月13日(月)

午前9時30分開議

- 1. 開会の宣告
- 1. 市長招集あいさつ
- 1. 開議の宣告
- 1. 諸般の報告
- 1. 行政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 特別委員会の継続審査中の調査事件について

日程第 4 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号))

日程第 5 議案第43号 平成22年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 6 議案第44号 平成22年度あわら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第 7 議案第45号 平成22年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 8 議案第46号 平成23年度あわら市一般会計補正予算(第1号)

日程第 9 議案第47号 あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について

(散 会)

---

出席議員（18名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	田中利幸
財政部長	小坂康夫	市民福祉部長	徳丸敏郎
経済産業部長	北浦博憲	土木部長	木下勇二
教育部長	辻博信	会計管理者	高橋瑞峰
市民福祉部理事	岡崎新右衛門	土木部理事	松浦好孝
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

---

事務局職員出席者

事務局長	田崎正實	事務局参事	山口徹
書記	宮川豊一		

---

### 議長開会宣告

議長(丸谷浩二君) ただいまから、第54回あわら市議会定例会を開会いたします。  
(午前9時31分)

---

### 市長招集挨拶

議長(丸谷浩二君) 開会に当たり、市長より招集のご挨拶がございます。  
(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 本日、ここに第54回あわら市議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

6月に入り、ようやく初夏の訪れを感じる季節となりました。議員各位には、何かとご多忙中にもかかわらず本定例会にご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、3月11日の東日本大震災の発生から3カ月が経過しました。被災地では、いまだに多くの方々が不自由な避難所生活を続けていますが、復旧作業は、膨大な量の瓦れきに阻まれ、遅々として進まない状況です。また、原発事故に至っては、收拾はおろか、全容の解明にもさらに時間を要する見込みとなっております。

あわら市では、震災発生当初から、義援金の受け付けをはじめ、救援物資の提供、被災者の受け入れなどを行うとともに、4月からは職員を交代で被災地に派遣し、避難所の運営支援や被災者の健康管理などに当たらせております。

こうした中、あわら市建設業協会の皆様が今月6日から宮城県石巻市において、重機類を持ち込み、瓦れきを撤去するボランティア活動を開始いたしました。私も、活動初日に現地を訪問し、粉じんが舞い、異臭も漂う中、瓦れきの山と格闘するスタッフの活動を視察し、あわら市民の善意を誇りに思い、精いっぱい激励をさせていただきました。

また、亀山市長をはじめ被災者の方々とお会いし、直接お話を聞かせていただく中で、改めて被害の大きさに驚くとともに心からのお見舞いを申し上げた次第であります。現地で見聞した状況を思い出すたび、復興までの長く険しい道程が予想され、今後も国を挙げ、長い期間にわたり継続的できめ細かな支援を行っていくことが必要だと考えております。

あわら市といたしましても独自の支援策として、「がんばろうNIPPON」の缶バッジ2,000個を作成し、5月上旬から1個500円で販売しているところですが、市民の皆様をはじめ、市外からも多くの方々にご協力をいただき、先月末で1,300個余りを販売させていただきました。今後も市役所での販売に加え、イベント会場での出張販売等を行い、収益金を被災地の支援に充てて参りたいと考えております。

このほかにも、持続的な支援としてあわら市に何ができるかを検討し、できる限

り被災地の復興に協力していきたいと考えております。

また、この大震災を教訓に、災害初期において極めて重要な役割を果たす自主防災組織を増やす取り組みを積極的に展開するとともに、間もなく全区で整備が完了する防災行政無線の活用との2本立てにより、災害に強いまちづくりを進めて参りたいと考えております。

さらには、防災行政の根幹となりますあわら市地域防災計画について検討を行い、実際に災害が発生した際に、即応できるよう内容の見直しを図りたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

さて、国会においては、今月2日に野党から内閣不信任案が提出され、投票直前に菅総理が震災対応に一定のめどがついた段階での退陣を表明することで、否決とはなったものの、退陣時期をめぐる与党内での対立が表面化しております。

この結果、現政権の求心力低下は避けられず、期限を設けた形ではありますが野党との大連立の動きも取りざたされるなど、今後の政治動向は極めて流動的なものになると思われまます。

一方、日本経済については、長期的には東日本大震災の影響に関するさまざまな見方がありますが、短期的には悪化は避けられないとする見方が大勢となっております。こうした、極めて先が読みにくく、動きが速い社会情勢下においては、各自治体が持つ情報収集分析能力がその自治体の盛衰を左右することになると思ひます。そのため、自治体として政策形成能力、事務処理能力、危機管理能力といった基礎能力に磨きをかけることはもちろん、政府や国会、企業の動向に細心の注意を払い、刻々と変化する情勢にいち早く対処できるよう万全の備えをしておきたいと考えております。

地域主権改革関連法案が成立し、いよいよ自治体としての真価が問われようとしているこのとき、あわら市の飛躍と発展のため、全力を注ぎ、諸課題に取り組んで参る所存でございますので、議員各位の一層のご支援をお願い申し上げます。

ご案内のとおり、本定例会におきましては、専決処分に関するもの1議案、繰越計算書の報告に関するもの3議案、補正予算に関するもの1議案、条例の改正に関するもの1議案の計6議案の審議をお願いするものであります。各議案の内容、提案の趣旨につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。

---

#### 開議の宣告

議長（丸谷浩二君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（丸谷浩二君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

#### 諸般の報告

議長（丸谷浩二君） 諸般の報告を事務局長より行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 事務局長。

事務局長（田崎正實君） 諸般の報告をいたします。

平成23年5月10日招集の第53回あわら市議会臨時会において議決されました議案につきましては、5月11日付で市長あてに会議結果の報告を行っております。

今定例会までに受理いたしました陳情等につきましては、お手元に配布してあります陳情等文書表のとおりであります。

次に、本定例会の付議事件は、市長提出議案6件であります。

本定例会の説明出席者は、市長以下13名であります。

以上でございます。

---

### 行政報告

議長（丸谷浩二君） 市長の行政報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

初めに総務部関係でございますが、政策課所管では5月31日に市民活動サポート助成金に係る提案事業の公開プレゼンテーションと審査会を実施いたしました。

この助成金事業は、H E E C E 構想事業の一環として昨年度から取り組んでいるもので、5人以上の市民で構成する団体からまちづくりに関する事業を提案していただき、すぐれた提案に対し、助成金を交付しようというものです。5月24日までの募集期間内に5つの団体から事業の提案が寄せられ、31日にプレゼンテーションと審査会を実施した結果、あわら温泉で寄せ植えコンテスト実行委員会、中浜双六の会、金津春秋会など、5団体すべてに助成金の交付を決定いたしました。これから5つの団体の皆様がこの助成金を活用して、あわら市や地域をどのように元気にしていただけるか期待いたしたいと思っております。

次に、藤野巖九郎記念館等の内部ディスプレイに関する福井工業大学とのコラボレーションについて申し上げます。

福井県の目玉となる観光地づくり推進事業の採択を受けて、昨年より整備を進めている事業ですが、配置する施設棟のうち、藤野巖九郎記念館については、広場の核となる施設であり、このため、観光客はもとより、多くの市民の皆さんから親しまれるものにしたいと考えているところです。また、内部の展示についても、これまでの記念館のように、学術的な資料の陳列ではなく、見せるための仕掛けを取り入れながら、予備知識のない人でも藤野巖九郎の人となりを容易に知ることができるスタイルにしたいと考えております。こうしたことから、これから館内に整備する藤野巖九郎資料室や、あわら市情報発信コーナー、舟津が丘から移築する旧宅の

ディスプレイについて、福井工業大学デザイン学科の芦田浩之教授にお願いし、提案と監修をいただきながら進めております。監修に当たられる芦田先生は、展示環境やインテリアデザインがご専門で、文化施設における情報の展示計画やコンテンツ企画などをはじめとした多くの研究も手がけておられます。資料室などの外観は既に完成しており、今年度は旧宅の移築とあわせて内部のディスプレイ整備を進めていきますが、10月の完成に向けて、芦田先生のコンセプトによる「見せる展示」の実現と、新しい視点から浮かび上がる藤野巖九郎の人物像に大いに期待したいと思っております。

次に、市民福祉部関係でございますが、健康長寿課所管では、昨年度に続き4月から「日本列島縦断チャレンジウォーク」参加者の募集を行いました。今年度は116組232名の市民の方々が目標達成に向けて5月8日からウォーキングに取り組んでおります。

また、健康づくりサポーターと健康づくりモデル地区事業は今年度から新たに始めた事業ですが、このほど20人の皆様を健康づくりサポーターに選任するとともに、14の地区、団体を健康づくりモデル地区として指定をいたしました。サポーターの皆様には、6月17日から養成講習会を受講していただき、地域住民の健康づくりのよきアドバイザーとして活動していただきます。モデル地区、団体については、運動の習慣化や食生活の改善、禁煙といった健康づくりに地域ぐるみ、団体ぐるみで取り組んでいただきます。また、サポーターと連携し、市民健診をはじめ、各種がん検診の受診率の向上にも取り組んでいただきます。

次に、経済産業部関係でございますが、観光商工課所管では、第26回あわら北潟湖畔花菖蒲祭りが今月11日から19日まで北潟湖畔花菖蒲園で開催されております。昨日、一昨日は、モデル撮影会や地元在住の歌手新田泉さんのライブステージなどが行われ、県内外から多くのお客様にご来場いただきました。花は、まだ咲き始めの状態ですが、祭りの後半にかけて見ごろを迎えると思っておりますので、是非大勢のお客様にお越しいただき、300種の花菖蒲が咲き誇る美しさをご観賞いただきたいと考えております。

次に、越前加賀宗教文化街道推進協議会について申し上げます。

福井・石川の県境を接した地域は、吉崎御坊や永平寺、勝山の平泉寺、三国の滝谷寺、そして加賀の山ノ下寺院群というように、古くから人々の心のよりどころとされてきた寺社・旧跡が点在しており、生活や文化が宗教と極めて深いかかわりを持っています。こうした地域に根づく資源や文化を有機的に連携させ、越前加賀地域の知名度アップと情報発信につなげていこうというのが、越前加賀宗教文化街道推進協議会構想、別名祈りの道構想であります。それぞれの資源があるあわら市、永平寺町、勝山市、坂井市、そして加賀市を構成員に本年10月ごろの設立を予定しております。

既に、福井県と石川県では昨年、福井石川広域観光推進協議会を設立し、県境を越えた広域連携が進められているところですが、この祈りの道構想は、宗教という

切り口から観光を見直すもので、この地域に特化した連携になっていくのではないかと考えております。

最後に、教育委員会関係でございますが、スポーツ課所管では、去る5月15日に第8回あわら市トリムマラソンを開催いたしましたところ、丸谷議長をはじめ、議員各位には、開会式にご出席を賜り心からお礼申し上げます。

当日は、風薫る、文字どおりの快晴に恵まれ、ランナーは沿道の声援を受けながら、新緑が映える並木道や旧金津市街地を思い思いのペースで気持ちよく駆け抜けていただいたものと思っております。今年は、過去最多の2,180名の参加申し込みがあり、完走者も2,026名と過去最多となりました。

また、恒例となっております、芦原温泉旅館協同組合女将の会の方々がゴールしたランナーに冷たいおしぼりを提供するサービスも、大変好評であったとの報告を受けております。関係者の皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後も、スポーツと観光・文化との連携を図り、あわら市の特性を生かしたトリムマラソンにして参りたいと考えております。

文化学習課所管の金津創作の森では、4月16日から「森の作家展（お茶の愉しみ）」を開催いたしました。会期中は、入居作家自身による作品解説など、作家と直接交流できる機会を設け、創作の森への理解を深めていただきました。

また、5月7日と8日の両日には、毎年恒例の「森のアートフェスタ」を開催いたしました。このフェスタは、秋のクラフトマーケットと並んで、全国紙でも取り上げられ高い評価を得ております。幸い本年も好天にも恵まれ、県内外から昨年を上回る約1万6,000人が訪れ賑わいました。

以上で行政報告を終わります。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（丸谷浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、16番、山川 豊君、17番、東川継央君の両名を指名します。

---

#### 会期の決定

議長（丸谷浩二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月30日までの18日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より6月30日までの18日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

---

特別委員会の継続審査中の調査事件について

議長(丸谷浩二君) 日程第3、特別委員会の継続審査中の調査事件を議題とします。

議長(丸谷浩二君) お諮りします。

環境対策調査特別委員会及び中心市街地活性化調査特別委員会の中間報告を求めたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 異議なしと認めます。

したがって、両特別委員会に付託中の調査事項について、委員会の中間報告を求めることに決定しました。

議長(丸谷浩二君) まず、環境対策調査特別委員会の中間報告を求めます。

環境対策調査特別委員長、向山信博君。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 向山信博君。

10番(向山信博君) それでは、指名をいただきましたので、私の方から環境対策調査特別委員会の約2年間の活動報告を申し上げます。

この委員会は、平成21年9月議会であわら市の環境保全に係る調査研究を行い、住みやすい環境づくりを目指すために、8名の委員をもって設置されました。これまで、県外の行政視察を含め6回の委員会を開催し、市内の環境保全に関して現状やその対策について協議を行って参りました。ここに、その経過についてご報告申し上げます。

平成21年9月28日9時30分より、管内7カ所の産廃処理施設や、砂利採集箇所の現状視察を行い、その後総括を行いました。委員からは許認可の権限がないと、取り締まりができないのではないか。権限委譲ができないかどうかとの意見があり、法律や条例の勉強会をしたらどうかとの声もあり、次回の委員会に県から来ていただきまして、勉強会をすることにしました。

次に、平成21年12月21日13時より、廃棄物に関する法令について、講師として県の坂井健康福祉センター環境衛生課の石山氏においでいただき、勉強会を行いました。また、当市の理事であります辻氏より「公害から環境へ」と題してお話を聞きました。

次に、平成22年2月17日から18日にかけて、県外の行政視察を行いました。委員8名、議長、事務局合わせて10名で参加をいたしました。まず、17日は岐阜県の羽島市資源物ストックヤードを視察いたしました。ここは、ごみの減量化や資源化を推進する拠点で、市民が資源物19品目をいつでも持ち込めるようにして、ごみの分別により資源の再生利用に役立てようとする施設であります。その後、三重県伊賀市の歴史や文化伝統など地域を生かしたまちづくりを、あわら湯のまち多目的広場用地のワークショップにおいてお世話になった高田先生の案内で

視察を行いました。翌日は、伊賀市内にある廃棄物の収集運搬から中間処理、再資源化まで行っている三重中央開発株式会社を視察いたしました。環境に配慮した広大で立派な施設でございました。今後の大量廃棄物の処理に大いに役立つ視察だったと思っております。

次に、平成22年9月21日13時30分より、昨年管内視察をしていない産業廃棄物施設、砂利採集箇所、6カ所を視察いたしました。総括では、委員から許可期限はどうなっているのか、申請すれば必ず許可されるのか、何らかの規制が必要ではないのかという意見が出され、もっと詳細に聞いて勉強する必要があるというふうに思いました。

次に、平成22年11月11日から12日にかけて、県外の行政視察を行いました。まず、箕面市クリーンセンター、リサイクルセンターを視察いたしました。ごみ減量をはじめ、リサイクルの促進、快適な生活環境づくりを主体にした取り組みが感じられました。それは、収集されたごみの中にまだまだ十分使える自転車、家具、家電製品や洋服など、3階にあるリサイクルセンターにおいて、市民工房で修理し、だれでも持ち帰ることができるシステムにしてあることでございます。なお、この市民工房は、NPO団体により運営されているとのこと。快適な生活環境づくりに大いに役立っているというふうに感じました。12日は、レンゴー金津に紹介をいただいたレンゴー淀川工場を視察いたしました。レンゴー発祥の地でもあり、まちの真ん中にある工場でございます。ダンボール古紙をリサイクルし、板紙に再生する工場、ガスタービン、コージェネ設備稼働による省エネ設備を取り入れた環境に大変考慮した工場でございます。

次に、平成23年5月18日9時より、管内視察2カ所、福井クリーンシステムの新しい工場、エフ・ケイ・メタルを視察しました。その後、最近の原発災害事故による大気汚染について、福井県原子力環境監視センター大西勝基氏をお招きし、勉強会を行いました。県内の放射性物質の拡散防止、監視体制についての説明を聞きました。放射能と放射線の違いや、放射性物資からの距離、高低差による線量の違い、その遮へいの違いなどもある程度理解できました。また、県内の監視場所や、高低差による測定値が異なることも理解できました。また、あわら市の環境についての報告もありました。委員からは北潟湖の汚濁度が年によって違うこと。水質検査を年2回から1回にしたこと、吉勝重建付近のダイオキシン測定の条件整備等々の質疑がありました。また、エフ・ケイ・メタルの周辺の水質検査の依頼もございました。

以上、当委員会といたしまして、あわら市内の環境保全のために各種取り組みを行って参りましたが、この環境問題については、私たち人間が生きていく中で限りのない問題であると思っております。今後も引き続き、当委員会でこれらのことについて議論していくことが大切であると考えておりますので、関係者各位の更なるご協力をお願いするものであります。

終わりになりますが、委員各位、そして市長をはじめ、担当所管の方々のご協力

により、これまでの活動を展開してきたというふうに思っております。お礼を申し上げまして、約2年間の活動報告といたします。

議長（丸谷浩二君） 次に、中心市街地活性化調査特別委員会の報告を求めます。

中心市街地活性化調査特別委員長、坪田正武君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 坪田正武君。

11番（坪田正武君） 中心市街地活性化特別調査委員会の報告を申し上げます。

この特別委員会は、平成21年9月議会で市街地の活性化について調査、研究を行うため、9人の委員をもって設置されました。

この委員会の主な調査事項は、北陸新幹線整備に伴う芦原温泉駅周辺に関する事、湯のまち駅前多目的広場の整備及び利用活用に関する事、その他中心市街地活性化に関する事です。

よって、これらのことを踏まえ、これまでに7回の委員会を開催して、あわら市の市街地活性化について種々協議をして参りましたので、ここにその経過報告を申し上げます。

まず、平成21年9月30日、第1回目の委員会を開催しました。委員会では、中心市街地の現状として担当課より市内商店街の空き店舗の状況と、北陸新幹線の現状及び芦原温泉駅周辺整備の進捗状況について説明を受け、その後、それらの現地視察を行いました。

次に、平成21年12月21日に2回目の委員会を開催いたしました。内容は、北陸新幹線の計画状況、2番目にJR芦原温泉駅周辺整備状況、そして、湯のまち駅前多目的広場の整備・利用計画について協議を行いました。

特に、整備新幹線については政権交代以来、風向きが非常に悪くなり、当時の岡田幹事長の発言で、他の公共事業と同様に整備新幹線も見直しの対象との記者会見で先々不透明との発言がありました。また、当時の前原国土交通大臣の発言でも、北陸新幹線は22年度の予算計上は見送りとの方針で、皆様ご承知のとおりであります。認可の方針をいただくには、地元の国会議員や知事をはじめ県議会にお願いするしかありません。今後も経緯を見守る必要があると思います。

次に、平成22年2月17日から18日に第3回目として、行政視察を行いました。視察先は、兵庫県丹波市のまちづくり柏原と滋賀県大津市のまちづくり大津で、ともに中心市街地活性化の取り組みについて視察を行いました。簡潔に視察の中身を報告します。

まず、1日目に訪問した柏原地区は、城下町でもあることから、歴史性を生かした整備を進めています。一つの例として、築100年余りの呉服店を改築して、イタリアンレストランとして経営を行い、年間売り上げは3,100万円、来客数は1万4,000人を超える実績を残しています。この柏原地区の活性化に貢献しているリーダーの方、萩野さんの、熱い心意気が感じられました。ちなみに、このリーダーは地元の酒屋を経営している方でありました。

2日目の大津市では、観光資源である琵琶湖を活用し、衰退したJR大津駅前の商店街に人々を歩かせることを目的に中心市街地活性化が計画されました。まず、歩いてもらう仕掛けとして、琵琶湖のほとりに公園を整備し、公園内にレストランやオープンカフェを整備しました。女性客をターゲットに、平日も並ばなければいけないほどの混雑ぶりでした。

また、大津の公園は、180度琵琶湖が見渡せるロケーションがあり、湖を見れば白い観光船が浮び、目線を少し上に移せば比叡山の山並みが見渡せます。天気の良い日なら一日中いてもあきず、夜はホテルや琵琶湖大橋のライトアップなど夜の景観も楽しめるとのことであります。

このまちづくり大津は、資本金4,800万円で、市が1,000万円、そして民間業者と個人株主158名が出資しています。この日説明をしていただいた方は、市の職員でまちづくりに強い思いを持って取り組んでおり、公園のレストランなどは女性職員にアンケート調査を行い、どんなレストランやオープンカフェにするのか、また、なぜ女性か。女性は年齢に関係なくよく歩くこと、ランチでも男性に比べて高価なものを選んでいるとのこと、女性の心理をつかんだ仕掛けをすることを考えているとのことでした。そのため、いろんな協議会を立ち上げ、常に情報交換や情報の共有ができるようにしているとのことであります。

次に、平成22年2月3日に4回目として、厚生経済常任委員会と当委員会との合同委員会を開催し、山代温泉のはづちを楽堂というは草庵を視察し、まちづくりの経過を聞きました。また、片山津温泉の足湯設備も視察し、その後、担当課より、あわら湯のまち駅前多目的広場整備と新しい観光協会に向けての2点について説明を受けました。

次に、平成22年5月21日、5回目の委員会を開催しました。委員会では、あわら湯のまち駅前多目的広場整備の全体計画案、足湯、また駐車場や整備する施設を有料化するのか、ワークショップで示された意見を何処まで取り入れるのか具体的に示すべきとの意見がありました。

さらに、藤野巖九郎記念館及び資料館はどこまで移転するのか、概算工事費算定比較表の審議を行いました。

また、JR芦原温泉駅西口広場周辺整備の現状では、建設課より、西口広場等々用地買収の説明を受けました。

平成22年11月16から17日、第6回目の委員会として、静岡県富士市のNPO東海道吉原宿と愛知県岡崎市の岡崎まちゼミの会を行政視察しておりますので、簡潔にご報告いたします。

まず、NPO法人東海道吉原宿の取り組みですが、古い歴史を持つ吉原商店街は、衰退が激しく空き店舗の増加などが目立ち、危機感を感じた代表の方たち、吉原宿が商店街の活性化に取り組んでいました。同NPOは、地元高校生に店舗を貸し出し、高校生が部活動の一環で商業ビジネスとして駄菓子屋さんを経営しております。ほかにもまちづくりを支える若手クリエイターを集積するチャレンジオフィスと称

し、飲食店開業を目指す人にスペースを貸し出し、多くの人を巻き込みながら空き店舗を利用して、若者にも活動の場を広げています。これらの事業がマスコミに取り上げられ、商店街のイメージアップにも貢献しているとのことであります。この法人の強みは、やる気のある人材を生かしていく、関係者の人たちが集まって、企画を出し合い、これだと思ったら実現させるために全力投球していく、足の引っ張り合いはないと、声を大にしておられました。

次に、愛知県岡崎市ゼミの会ですが、同会の代表者、松井さんは商店街の活性化に取り組んでおり、先に視察した吉原宿の佐野さんとも月に一度は情報交換をされているとのことであります。このまちゼミとは、各商店が講師となり、各店の専門知識をお客様に無料で講義し、実技体験を提供するゼミナールのことで、5人から15人くらいの少人数で開催をしています。このまちのねらいは、まず商店街に来ていただくこと、2番目にその商店にどんな商品があり、どのような人たちがいるかを知っていただくこと、また、商店街での買い物の楽しさ、特にお店とのコミュニケーションを知っていただくことで、これらのことが将来的にお店の売り上げにつながり、個々のお店をレベルアップさせ、絶対この商店街を大型店に負けない、サービスとおもてなしの心で守っていきたくて熱くおっしゃっていました。今回の研修で共通していることは、まず補助金に頼らない、やる気のある人達だけで実施する、行政との協働、このことが大事であるということでした。

研修の総括として、景観や人口規模の違いはありましたが、説明された方が共通して言っていることは、人材であり、まちづくりに関し強い思いを持つ人材の発掘、育成が必要であることや、特にコンサルタントに丸投げになってはいけない、コンサルの計画を的確に判断し真っ向から反論できる知識が必要である。また、共通しての悩みは、昔の商店街はシャッター通りが多いことであります。

平成23年4月26日、第7回の委員会を開催し、あわら市のまちづくりについて総括を行うとともに、芦原温泉駅前、あわら湯のまち駅前多目的広場の視察を実施しました。特に、湯のまち駅前多目的広場で施行の多機能施設の今後の運営をどうするのか、公園の維持管理については旅館組合等にも働きかけていきたい、また、ランニングコストについて、今の計画案は高いのではないかと、ワークショップの方にも植栽の管理をお願いしたいと思います。

また、公園の駐車場の管理方法、時間帯で閉鎖するのか等々、今後の課題として検討していくこととなりました。

以上、当委員会では、あわら市の市街地活性化のために、精力的かつ慎重に協議を重ねて参りました。

しかし、例えば、芦原温泉駅にエレベーターの設置できない要因である不透明な新幹線整備問題、そして、あわら温泉の活性化にどれだけ寄与するか不確実な、現在建設中の湯のまち駅前広場整備など、今後のあわら市のまちづくりを大きく左右する要因が多く存在します。

よって、当委員会は、現段階であわら市のまちづくりに十分なる提案ができな

ったことは大変残念であり、委員長として反省をいたすところであります。

いずれにいたしましても、当委員会の調査事項であります、北陸新幹線整備に伴うまちづくりや、湯のまち駅前多目的広場を活用したまちづくりについては、まだまだ解決しなければならない課題が山積をしており、今後も引き続き当委員会で、これらの課題について議論をしていくことが大切であると考えますので、関係者各位の更なるご協力をお願いするものであります。

最後になりますが、委員会開催に当たり、精力的に活発にご協議いただいた委員各位にお礼を申し上げるとともに、委員会開催のために特段のご理解とご協力を賜りました市長をはじめ、理事者の方々にお礼を申し上げ、中心市街地活性化調査特別委員会の2年間の報告といたします。

議長（丸谷浩二君） これから、各特別委員長の報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 質疑なしと認めます。

よって、各特別委員長の中間報告はこれをもって終了いたします。

#### 議案第42号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（丸谷浩二君） 日程第4、議案第42号、専決処分の承認を求めることについて（平成23年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

議長（丸谷浩二君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第42号の専決処分の承認を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号につきましては、平成23年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）で、2億8,557万7,000円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,985万2,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、平成22年度の歳入不足額を補てんするための繰上充用金2億8,557万7,000円を計上するものであります。

これに伴う歳入といたしまして、土地売払収入2億8,557万7,000円を計上いたしております。

本年5月31日付けで専決処分を行ったものであります。

よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（丸谷浩二君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（丸谷浩二君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第42号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 異議なしと認めます。

議長(丸谷浩二君) これより討論、採決に入ります。

議長(丸谷浩二君) 議案第42号について討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 討論なしと認めます。

議長(丸谷浩二君) これより、議案第42号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(丸谷浩二君) 起立全員です。

したがって、議案第42号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

議案第43号から議案第45号の一括上程・提案理由説明

議長(丸谷浩二君) 日程第5、議案第43号、平成22年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第6、議案第44号、平成22年度あわら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、日程第7、議案第45号、平成22年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算繰越計算書の報告について

以上の議案3件を一括議題とします。

議長(丸谷浩二君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました、議案第43号、平成22年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、議案第44号、平成22年度あわら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、議案第45号、平成22年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算繰越計算書の報告についての3議案について、ご報告申し上げます。

議案第43号につきましては、繰越計算書に記載されておりますとおり、総務費で、統合型地理情報システム更新事業1,746万円、農林水産業費で、食料自給率向上・産地再生緊急対策事業など8事業で2億3,424万1,000円、商工費で、セントピアあわらリニューアル工事1,420万7,000円、土木費で、道路一般改良舗装事業など4事業で2,640万円、消防費で、防災経費など2事業で7,823万2,000円、教育費で、中学校耐震改修事業など6事業で9,433万2,000円の計22事業、合計4億6,487万2,000円を平成23年度への繰越額として決定したものであります。

これらの財源といたしましては、国県支出金2億1,488万6,000円、地方

債1億9,070万円及び坂井市からの負担金4万円、一般財源5,924万6,000円を計上いたしております。

議案第44号につきましては、商工費、観光推進事業において、豪雪及び東日本大震災により建設資材の入荷が困難となったため、湯のまち駅前多目的広場整備事業に係る840万円を平成23年度に事故繰越しするものであります。この財源といたしましては、国県支出金560万円、地方債260万円、一般財源20万円を計上いたしております。

議案第45号につきましては、芦原温泉上水道財産区水道事業会計において、資本的支出の配水設備改良事業で、貯水槽の納入遅延により、400万円を平成23年度に事故繰越しするものであります。

この財源といたしましては、当年度損益勘定留保資金で同額を計上いたしております。

以上3議案について、ご報告いたします。

議長（丸谷浩二君） 議案第43号から議案第45号の3議案については、これをもって終結いたします。

---

#### 議案第46号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（丸谷浩二君） 日程第8、議案第46号、平成23年度あわら市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

議長（丸谷浩二君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第46号、平成23年度あわら市一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号につきましては、4億3,143万2,000円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ125億5,143万2,000円とするものであります。

歳出の主なものからご説明いたします。

まず、議会費では、地方議会議員年金制度の廃止に伴う経過措置に要する経費として議員共済組合負担金5,443万2,000円を計上いたしております。

次に、総務費では、子育て支援センター跡地の整備工事に係る経費440万円、細呂木駅環境整備事業に係る経費406万3,000円、住基連携システム再構築委託料612万2,000円などを計上いたしております。

民生費では、高齢者等への配食サービス体制強化のための地域支え合い体制づくり事業補助金350万円、市姫荘、百寿苑の耐震診断業務委託料345万円、本荘幼稚園の耐震補強及び改修工事に係る経費1,774万9,000円、子育て支援センター解体工事に係る経費1,250万円などを計上いたしております。

衛生費では、保健センター空調設備改修工事に係る経費250万円、市営墓地法

面補修工事に係る経費230万円、廃プラスチック分別収集に係る経費269万円などを計上いたしております。

商工費では、金津ショッピングセンター土地・建物購入費1,820万円、花菖蒲園護岸園路改修工事に係る経費1,300万円などを計上いたしております。

土木費では、千束・赤尾線の測量調査設計委託料等1,480万円、橋梁詳細点検委託料900万円、坂ノ下・柿原線、湯の町駅前歩道橋などを含む道路改良工事に係る経費5,200万円、市道52号線の歩道整備に係る経費500万円などを計上いたしております。

消防費では、消防ポンプ自動車購入に係る嶺北消防組合負担金78万7,000円などを計上いたしております。

教育費では、各小学校の施設の補修等に係る経費1,043万円、新郷小学校、伊井小学校プール改修工事に係る経費4,612万円3,000円、劔岳公民館の耐震補強及び改修工事に係る経費5,640万円、市民武道館耐震補強・改修工事実施設計業務委託料730万円、B&G海洋センター体育館の防水工事に係る経費900万円、金津中学校ナイター設備改修工事に係る経費730万円などを計上いたしております。

次に、歳入であります。分担金及び負担金では、農業団地センターの修繕に係る坂井市からの負担金21万6,000円を計上いたしております。

国庫支出金では、道路整備など各種工事に係る国土交通省所管の社会資本整備総合交付金2,933万8,000円のほか、各事業に係る国庫補助金761万8,000円を計上しております。

県支出金では、農林水産業費県補助金で園芸産地総合支援事業補助金1,401万9,000円、消費者に選ばれる福井米づくり事業補助金630万円を計上するほか、各事業に係る県補助金及び県委託金624万8,000円を計上いたしております。

このほか、南部土地区画整理基金からの繰入金300万円、繰越金1億9,149万3,000円、地域海洋センターからの諸収入330万円、市債1億6,990万円をそれぞれ追加計上いたしております。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本案に関しましては議案上程前とはいいながら、一部予算を訂正をさせていただき、予算書の差しかえをさせていただきました。大変申し訳なく、おわびを申し上げます。

議長（丸谷浩二君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（丸谷浩二君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第46号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

議案第47号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（丸谷浩二君） 日程第9、議案第47号、あわら市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（丸谷浩二君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第47号、あわら市税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、東日本大震災の被災者の負担軽減を図るため、地方税法等の一部が改正され、本年4月27日に公布、施行されたことに伴い、税条例について所要の改正を行うものであります。

主な内容といたしましては、東日本大震災により住宅や家財等に生じた損失について、平成22年度分の総所得金額から雑損控除として控除できることとすること、また、住宅ローン控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により滅失しても、控除期間のうち残存期間について住宅ローン控除の継続適用を可能とすることなどであります。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（丸谷浩二君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（丸谷浩二君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第47号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

---

散会の宣言

議長（丸谷浩二君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

なお、6月20日は、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

（午前10時34分）

---

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する

平成 2 3 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第54回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

平成23年6月20日(月)

午前9時30分開議

1. 開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

( 散 会 )

---

出席議員（18名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	田中利幸
財政部長	小坂康夫	市民福祉部長	徳丸敏郎
経済産業部長	北浦博憲	土木部長	木下勇二
教育部長	辻博信	会計管理者	高橋瑞峰
市民福祉部理事	岡崎新右衛門	土木部理事	松浦好孝
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

---

事務局職員出席者

事務局長	田崎正實	事務局参事	山口徹
書記	宮川豊一		

---

### 開議の宣告

議長（丸谷浩二君） これより、本日の会議を開きます。

議長（丸谷浩二君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（丸谷浩二君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午前9時30分）

---

### 会議録署名議員の指名

議長（丸谷浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、16番、山川 豊君、17番、東川継央君の両名を指名します。

---

### 一般質問

議長（丸谷浩二君） 日程第2、これより一般質問を行います。

吉田太一君

議長（丸谷浩二君） 一般質問は通告順に従い、1番、吉田太一君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 1番、吉田太一君。

1番（吉田太一君） 通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

あわら市の観光ビジョンについて、経済産業部、北浦部長にお尋ねします。

2014年石川県新幹線開通後、あわら市の対応をどのように考えているか。お聞かせください。石川県まで新幹線が開通するという事はあわら市の観光において大きな影響をおよぼすと思います。観光客をいかにしてあわら温泉まで足を伸ばしてもらえるか。何を目的に全国・海外からお客さんをお呼びか。海外の件に関しては、前回の一般質問でもやりましたが小松空港を利用した、台湾や中国、韓国などアジアを中心としたお客さんを、我があわら市にいかにお呼びかですが22年度は外国人宿泊者が約6,500人。あわら温泉の全体の宿泊者の約0.8%でした。今年度も旅行者やマスコミに対し、市観光協会とともに誘客促進に努めていると思います。国内に目を向けると、2014年に北陸新幹線金沢駅が開業する交通の便で大変不利になると思うが考え方を換えれば、交通の便が悪くても魅力あるまちであれば観光客は集まってきます。日本の温泉地でもこのようなところはあります。

そこで、北浦部長にお尋ねします。このままでは石川・富山との地域格差が広がってしまうと思うが、北浦部長はどのようにして、金沢まで来る観光客を福井・あわらまで誘客をするつもりでしょうか。交通の不便さを乗り越えて、どのような対策であわら温泉に誘客を考えていますか。

次に、市観光協会の役割と現状はどのようになっているのか。昨年、一般社団法人

人あわら市観光協会としてスタートしましたが、あわら市において、観光協会に期待するものは大きいと思いますが、北浦部長が考える観光協会の役割、どこまで望んでいますか。現状はどのような役割を果たしていますか。

観光協会がオンパクを秋ごろ開催するに当たって市としてどのように協力していくか。温泉泊覧会は「オンパク」の名で地域活性の手法として全国各地で取り入れられるようになったが、体験型交流イベントを集め、短期間に集中して開催するオンパクには、住民を育てる役割もあり、魅力ある地域づくりを進める上でも重要な役割を果たすと思います。あわらには豊かな自然、おいしい食べ物、温泉など魅力的な地域資源があります。行政としてどのような協力を考えていますか。

あわら市の全体的な観光ビジョンをしっかりと示すべきであると考えますがどうか。現在、あわら市の観光指針はまだ、発表されていないと思いますが、いかがでしょうか。明確に発表し、あわら市としての方向性を出して、あわら市全体で取り組むべきだと思うがいかがでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長（北浦博憲君） 吉田議員のご質問にお答えいたします。

まず、平成26年度末の北陸新幹線金沢駅開業を見据えたあわら市の対応についてですが、新幹線開業により北陸地方も関東地方から多くの観光客を迎えることとなります。このことから、地域資源を生かした市の魅力づくりを進めると同時に、周辺自治体との広域連携により、団結して地域の魅力を磨き上げ、効果的な情報発信など、地域全体の潜在力を十分に発揮することで、増加が期待される交流人口を積極的に呼び込んでいく必要があると考えています。

具体的には、昨年10月に発足した福井県と石川県並びにあわら市を含む県境8市2町で構成する越前加賀広域観光推進協議会や、現在、あわら市・坂井市・勝山市・永平寺町及び加賀市で設立を検討している越前加賀宗教文化街道推進協議会が挙げられます。

これらの協議会域内の宗教文化や温泉・自然・伝統文化などの地域資源を生かした旅行商品の開発販売、合同でのイベントや広報宣伝活動の実施、2次交通整備、小松空港の利活用などを展開し、競合する他の地域との観光地競争に打ち勝っていかなければならないと考えています。

次に、あわら市観光協会の役割と現状についてでございますが、議員ご存じのとおり、自立と共生力を持ち、名実ともに観光振興の中心組織となるよう平成21年度から観光協会の改革がスタートし、平成22年4月に一般社団法人として生まれ変わりました。事務所も独立し、着地型観光の推進が図られるよう専門職員を確保し、第3種旅行業も取得しております。

観光協会の役割は、会員が一致協力し、商工会や農協など多様な団体と連携し、地域の活性化や魅力づくりの中心となって活動するものであり、交流人口の拡大を手段として地域全体が豊かになることを目指しているものと認識しております。新

生観光協会においては、企画推進会議と三つの委員会を立ち上げ、外国語を含む統合パンフレットやプロモーションビデオ、ホームページのリニューアル、新ポスターの制作など情報発信の見直しに取り組むとともに、市民おもてなし検定事業、北潟湖ウオーキングフェスティバルや東尋坊フラフェスティバル、オンパクセミナー、川柳コンテストなどの新規事業を積極的に手がけ、今年度においても温泉泊覧会・オンパクや市民おもてなし検定の本格実施などを計画しており、市としましては、更なる会員拡大と委員会活動の充実を図り、観光振興のまさに中心組織としての活躍を期待しております。

次に、あわら市観光協会が中心となって開催を予定しています温泉泊覧会・オンパクに対するあわら市の対応についてであります。ご案内のとおり「オンパク」とは、平成8年の別府八湯独立宣言以降の大分県別府市のまちづくり運動が、平成13年の別府八湯温泉泊覧会・ハットウオンパクという多種類のプログラムで構成されるイベントに進化し、この事業のノウハウがパッケージ化され、現在では全国の10地域でオンパク手法を活用した地域づくりが展開されています。オンパクがこれほど注目され全国的な広がりを見せている理由は、単なる一過性の観光集客イベントでなく、まちづくり運動の自立と持続性の確保に効果的であるという高い評価を得ているからであり、オンパクの最終目的は、地域資源を生かした産業の創出と地域を活性化することにあります。やる気と元気のある市民が結集し、民間主導で地域をよくしようという力がオンパクの源泉となり、地域の素材や人材を発掘し、プログラムの実施による地域をよくしたいという思いの実現に向けた実践場がオンパクです。市としましては、オンパクの実施により市民が誇りを持ち、交流客にも喜ばれる「住んでよし、訪れてよし」のあわら市となるよう期待しており、オンパクの実施に対し積極的な支援を講じていきたいと考えております。

最後に、あわら市の全体的な観光ビジョンについてでございますが、平成18年に多くの市民の皆様の参加を得て策定しました、まちづくりの指針、あわら市総合振興計画の中で、観光に関するビジョンをお示ししており、特に基本計画の観光振興の部分においては、四つの基本施策を掲げております。本年度は、この市総合振興計画の基本計画の見直しが行われることから、これを踏まえて、観光に関する具体的な取り組みの実践に向け、関係団体、事業者、市民、行政などの役割を示したあわら市の観光振興ビジョンの策定を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 1番、吉田太一君。

1番（吉田太一君） あわら市観光協会に対しての期待の割合に対して、現状の市の応援の仕方が中途半端に思えてなりません。昨年、一昨年と中心市街地活性化特別委員会で視察に行ったところでは、市の職員が観光協会に出向して、観光協会職員と一体となって取り組んでいました。これは、あくまで成功例の一部ですが、市長は、この職員の派遣について、どのような考えか、考えをお聞かせください。市の

職員など派遣して取り組む考えはないでしょうか。部長は着地型観光の推進が図られるよう専門職を確保したと言われましたが、観光協会の職員3名にしても、現在の給料の保障は、たしか今年度いっぱいではなかったと思います。

そもそも、観光事業はすぐに結果が出るものではないと、部長も市長もおわかりと思いますが、今の体制ではよい仕事もできないと思いますが、いかがでしょうか。ある程度の生活の保障があって、はじめてよい仕事ができると思います。

この点どうお考えでしょうか。市長は、あわら市は工業と農業と、観光のまちではなかったでしょうか。あわら市として本腰を入れて取り組んでいただきたい。観光事業には時間がかかるんです。すぐには、結果が出てこないんです。観光振興ビジョン策定にとりかかるのが遅いと私は思います。

具体的な取り組みの実践に向けて、一刻も早くお示しを願いたい。

10年、20年先を考えて、一刻も早く、今、取り組んでいただきたい。お考えをお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) 今のご質問でございますが、私の方からご答弁をさせていただきます。

現在の、あわら市観光協会事務局の職員は、市が新生観光協会の立ち上げ支援のため、国の雇用対策事業を活用して、あわら市観光協会へ委託し、3人の雇用を行ったものであります。今年度末で事業は終了することになっております。来年度以降の事務局職員の雇用につきましては、まず、協会みずからが検討すべきことであり、人件費を支弁するための自主財源の確保なども図った上で、市に対して支援要請があった場合は、市としても検討していきたいと考えております。

また、市職員のあわら市観光協会への派遣につきましては、今後のあわら市観光協会の果たす役割の大きさなどを勘案し、検討することもあるかと思いますが、まずはあわら市観光協会会員の皆様、会による更なる活動の充実、自助努力が先決と考えております。

次に、観光振興ビジョンにつきましては、先ほども申し上げましたが、あわら市全体のまちづくりの指針である振興計画の基本計画部分の見直し内容を踏まえ、あわらの観光はこう進むという具体的なビジョンの策定を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきますよう、お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 観光協会の自主財源の確保など、努力するのはもちろんですが、現状が非常に厳しいのも事実です。観光事業において、観光協会が占める割合は大きいことは市も理解していると感じました。観光協会を育てる意味でも、一刻も早く、市として取り組んでいただきたいと思います。観光指針も早く取り組み、スタートさせるべきだと思いますので、市長、早い取り組みを望みます。

二つ目の質問に行きたいと思います。

地域主権時代にふさわしい、強靱なまちづくりについて質問させていただきます。

自治体の体力強化が必要と考えるがどうか。自治体の体力強化について、具体的に言うと、あわら市における職員の数が少ないように考えるがいかがでしょうか。

市長は常々、少数精鋭で頑張っていると言っていますが、他市と比べると職員数は少ないと思われます。市の人口にかかわらず、市としての職務は変わらないはずで、人口が少ないからこれはやらなくてよいということにはならないはずで、職員数が少なくなれば、1人当たりの仕事量は他市に比べれば多いと思われます。今年に入り、若い職員がお二人お亡くなりになっています。お二人の職員にはご冥福を心からお祈りいたします。激務のせいばかりとは言えませんが、自治体の体力を考えれば、少し余裕を持った人員で取り組むべきではないでしょうか。張り続けたゴムはいずれ切れてしまいます。それぞれの民営化により、極端に職員数が減ったのもわかりますが、それを除いても少ないと思います。来年度の退職者に対しての新規採用の数は少ないと思うが、いかがでしょうか。

また、職員の健康管理はどのようにとらえていますか。市民の生活の拠点である市役所の体力と責任について、どのように考えているのか。市役所の体力についてですが、職員の給与に関しても、ラスパイレス、国家公務員と地方公務員の給与の比較ですが、あわら市は県内9市でラスパイレスが一番低く92.2です。平均年齢も9市の中で2番目に高い。ということは、中間の職員の給与が低いということになるのではないのでしょうか。人口的に比較的に近い市、小浜市でラスパイレス指数95.4、平均年齢が43.8歳、大野市で94.7、平均年齢が41.1、勝山市ではラスパイ指数は94.2、平均年齢44.8歳です。越前市では99.2、44.6歳です。毎年、人事院勧告で職員の給与はカットされてきています。もともと高い給料であれば、さほど影響は受けないと思うが、あわら市は現在低い状態です。私は他市に比べると低い給与に対して人事院勧告で他市が下げたからあわら市も下げるという考えに私は異を唱えます。今回の東北大震災で政府は復興に向けて財源に公務員の給与をカットすることも言われていますが、あわら市においてはカットすることなく、しっかりと働いてもらうことを願います。そもそも、身分と生活が保障されているのが公務員です。この点、市長はどのように考えていますか。また、公務員には、普通の会社と違い厳しい制約があるはずで、市長は市の職員に対してどのような心構えで仕事をするように言っているのかお聞かせください。

また、災害時には職員はどのように対処すべきと話しているのでしょうか。お聞かせください。地域主権時代にふさわしいまちづくりをどのように考えているのか、将来、地域主権一括交付金など、いわゆるひもつきじゃなく、各自治体で考え、自由に振り分けのできる交付金が将来行われると思うが、そうなれば自治体の格差が生まれてくると思います。当然、行政側もそれぞれの所管がしっかりと対応していかなければならないと思うが、市長として地域主権時代にふさわしいまちづくりをどのように考えていますか。お聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、平成16年の合併時に約400人いた職員が、現在では、270人にまで減ってきております。これについては、合併から4年間退職職員の補充をしなかったことや、保育所及び金津雲雀ヶ丘寮の指定管理者の導入等が主な要因であり、これにより、行革大綱で定めた削減目標を平成20年4月には前倒しで大幅に上回る結果となっております。

確かに、現在の職員数が県内他市や類似団体と比較しても決して多くない状況にあると認識しており、部署によっては職員に負担を強いているところもあるかと思っております。

地方自治体の職務については、議員ご指摘のとおり人口の多寡にかかわらず、さほど違いはないものであります。このことから、現在、一般職員の補助的な事務等については、臨時職員を雇用することにより対応しているところであります。今後につきましては、自治体の体力強化という観点からも、毎年継続的に新規職員の採用を行うことにより適正な定員を確保するとともに、業務に応じた職員配置に努めて参りたいと考えております。

次に、市役所の体力と責任についてのご質問にお答えいたします。

国家公務員の給与については、通常、人事院勧告に基づき措置されることとなっておりますが、政府は、東日本大震災の復興財源捻出を目的とし、2013年度まで一般職給与やボーナスなどを削減する内容の法案を提出したところであります。しかしながら、人事院総裁が遺憾の意を表明しているほか、参議院議長が衆議院で可決されても、現状では参議院での審議を認めない考えを示しているなど、今国会での成立は困難な状況にあります。

一方、地方公務員の給与についても、財務省は、国家公務員の給与引き下げに合わせ、給与に充てる地方交付税を最大10%削減する方針を固めたとの報道もありましたが、こちらも、先行き不透明な状況にあります。

ところで、本市の職員の給与については、今後の公務員制度改革の状況にもよりますが、従来的人事院勧告に準じた措置をとることを基本に考えております。なお、今回提案されたような人事院勧告によらない給与カットについては、原則、反対の立場ではありますが、他市の動向を見きわめながら慎重に対応して参りたいと考えております。

また、仕事に対する職員の心構えについては、向上心と経営感覚を磨くことはもとより、前例を踏襲するだけではなく、新しい時代に合わせた価値創造的な事務を強く求めております。

次に、発災時における職員の対応であります。今回の東日本大震災で被災した自治体職員の対応を見てもおわかりのように、文字どおり公僕としての責任が求められております。あわら市におきましても、災害が起こったときの職員の対応とし

て、迅速かつ的確に行動できるよう非常招集訓練を行うとともに、市総合防災訓練を通して各自の役割を明確にし、対応できるよう求めているところであります。

次に、いわゆる地域主権時代におけるあわら市のまちづくりについて申し上げます。地方自治体の自主性を強化し自立性を高めることなどを目的とした、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権第1次一括法や国と地方の協議の場に関する法律などが、5月2日に公布され、一部を除き即日施行されました。地域主権という言葉自体は、法案成立の過程でより具体的な言葉に改められていったようですが、いずれにいたしましても、平成11年の地方分権一括法の施行で、初めて動き出した地方分権というこの国の自治システムが、次の新たなステップへと歩を進めたことに違いはありません。この法律や現在衆議院で審議されている第2次一括法が完全施行されると、これまで法律などで定められていた自治体への義務づけ、枠づけの多くが見直されるとともに、国や県などから市町村への権限の移譲も大幅に増えることとなります。

例えば、これまで地方債を発行する際に必要だった知事との協議が、一部について事前届出で足りるようになっていたり、農地転用の許可権限が移譲されたりと、自治体の裁量権が大きく広がって参ります。地方分権第2章の幕が開き、その最前列に立つ私たち基礎的自治体にとって、これから求められてくることは、みずからの政策形成能力や事務処理能力を今以上に向上させることであり、これらを的確に実践していくことであります。そのためには、職員一人一人の資質の向上はもとより、先ほども申し上げましたように、業務に応じた職員配置と一層の人員確保に努めて参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 毎年継続的に新規職員を採用していくという市長のお答えに大変いいと思いますが、臨時職員でなく、正規職員の確保を、またしっかりとした職員を採用していただきたいと思います。

また、給与の面に関しても、市職員公務員として発災害時には公僕としてきちんと責任を果たすようにお話をしているということなので、これ以上あんまり下げないように考えていただきたいと思います。しっかりと仕事をしてもらうためにもそれなりの対応をきちっとしていくことが私は大事だと思います。

最後に、防災に強いまちづくりについてお尋ねします。

東日本大震災に対する市の対応はどのようなものだったのか。東日本大震災の被災地に提供した支援物資はどれくらいか。これからも継続的支援を行っていくべきと考えるがどうか。私は、継続的に支援を行うことが本当の意味の支援、一時だけの支援では、本当の意味の支援にはならない。今後は復興に向けて、あわら市はどのような形で支援をしていくのか、お考えをお聞かせください。

今回の震災では、現地の市役所職員等が大変な努力を行っているが、市長は同じ

首長としてどのように見ているか、また評価しているのか。また、今回、あわら市の職員も被災地へ派遣していましたが、職員に対してはどのように評価をしているのでしょうか。

現在の防災対策は十分に機能しているのか。見直しを行う必要はないのか。今年、市民に防災マップを配りましたが、東日本大震災を受け、防災訓練のあり方を含め、現在の防災対策の急務を考えるがいかがでしょうか。今回の震災を見ていて、日本海側に海溝がないため、20mにも及ぶ津波は起こらないと考えられるが、絶対と言い切れないのが今回の大震災です。想定外では済まされない事態です。

また、避難所生活を見て思ったことは、避難所に指定されている学校について、必需品備蓄をするべきではないか。ライフライン、電気、非常発電機の整備をするべきではないかと私は考えました。この点、市長はどう考えますか。

一過的な対応ではなく、市内のあらゆる災害を想定した新たな組織体制を組織し、常に防災に強いまちづくりを目指すべきではあるが、今後どのような対応を行っていくのか、市長のお考えをお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えいたします。

あわら市では、震災発生直後に義援金の受付を開始したのをはじめ、芦原温泉上水道財産区とともに飲料水4,800リットル、非常食2,500食分などの救援物資の搬送や被災者相談窓口の開設を行いました。また、4月からは職員を交代で被災地に派遣し、避難所の運営支援や被災者の健康管理などに当たらせております。このほか、独自の支援策として、「がんばろうNIPPON」の缶バッジ2,000個を作製し、5月上旬から1個500円で販売しているところですが、市民の皆様をはじめ、市外からも多くの方々にご協力をいただき、今月15日現在で1,455個を販売いたしました。現在、在庫数も少なくなりましたので、追加発注を検討しております。今後も市役所での販売に加え、イベント会場での出張販売等を行い、収益金を被災地の支援に充てて参りたいと考えております。また、このほか長期にわたる継続的な支援策としてあわら市として何ができるかを検討し、できる限り被災地の復興に協力していきたいと考えております。

次に、被災地の自治体職員の方々が私生活を顧みず公に尽くす奮闘ぶりには本当に頭が下がる思いがいたします。津波が来る直前まで、防災無線で避難を呼びかけ、多くの住民の命を救い、みずからは津波に流された南三陸町職員の遠藤未希さんをはじめ、市町村職員、警察官、消防士、消防団員の方々など数多くの職員がこの大震災により殉職されています。心からご冥福をお祈りしたいと思います。また、みずからも被災し、家族を亡くし、家を流されながらも、住民の避難生活を助け、復興支援に昼夜奔走する職員の方々の働きぶりをマスコミ報道等で知るたび、地方公務員の責務として当然のことではありますが、最大限の敬意を表したいと思っております。

今回の大震災は、全国の自治体職員に公務員とは何かをあらためて問い直し、災

害時には何をなすべきかを考えさせる契機となり、本市職員も多くのことを学んだものと思います。

なお、あわら市から派遣あるいは派遣予定の職員は、何か被災地の手助けをしたいという強い意欲があり、自発的に名乗りを上げた者から選出しておりますので、今回の現地での体験が公務員としての自覚をさらに強固なものとし、市の今後の防災対策のみならず、市民福祉の向上に中核となって寄与してくれるものと期待しております。

次に、防災対策につきましては、この大震災を教訓にあわら市地域防災計画の点検を行い、見直しを図りたいと考えております。

議員ご指摘の、水、食糧等の分散備蓄につきましても、拠点備蓄とそれぞれに長短がございますので、備蓄量を含め十分に検討し、実際の災害時を想定した計画的配備を進めて参りたいと考えております。

次に、組織づくりにつきましては、初期消火や救出救助、区が指定する自主避難所への避難誘導など災害初期においてに極めて重要な役割を果たす自主防災組織を増やし、将来的にはすべての区が自主防災組織を持つようにしたいと考えております。このため、未組織の区については、各区に出向いて説明会を開催するなど積極的に推進して参りたいと考えております。また、本年8月28日に本荘、新郷地区を対象とした総合防災訓練を実施する予定であります。来年度以降も拠点避難場所二、三カ所を対象に毎年開催することで市民の皆様の防災意識の高揚に努めて参りたいと思います。

一方、市が平成20年度から進めてきた防災行政無線の整備が、間もなく全区で完了いたします。この大震災でも震度6以上の揺れに耐え、津波の避難誘導等に有効性が高く評価されたこの無線を有効に活用し、自主防災組織との二本立てにより災害に強いまちづくりを進めて参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 市長にちょっとお聞きしたいのが、必需品備蓄ですが、あわら市の場合は、旧金津町は集約的に2カ所か3カ所にまとめてあると思うんですけども、それを各避難所に分散するように考えていくと、先ほどおっしゃったと思うんですけども、今回の避難所生活を見ても、電気が遮断されて困っている状況が当初流れていました。各避難所に非常発電機なんかを備えるような考えはありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 備蓄の仕方につきましては、先ほども申し上げましたけども、分散備蓄と拠点備蓄、それぞれ一長一短あると思いますので、十分、今後その辺を考えながら、計画をひとつ立てたいなというふうに思っております。

今回の震災の状況を見ても、避難所で電気が遮断されていたと、非常にそれによって不便をかかったということがあるので、できれば避難所ごとの発電機の設置はどうかというお尋ねかと思えますけれども、それにつきましても、大いにこれは検討しなければならないなとつくづく今感じておりますので、それも含めまして今後の計画策定に生かしていきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 18日も震度4の地震が被災地では起きております。被災者の生活は今も困窮していると報道されています。是非とも市長、継続的な支援をお願いしたいと思います。自主防災組織も今、市民は大変関心を持っていると思えます。今、積極的に取り組んでいただきたいと思えます。市民の生活を守るのが行政の務めだと思っております。市長におかれましては、この責任を全うしていただきたいと思えますので、お願いをいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

---

森 之嗣君

議長(丸谷浩二君) 続きまして、通告順に従い、2番、森 之嗣君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 2番、森 之嗣君。

2番(森 之嗣君) 通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、平成25年問題への対応についてお伺いをしたいと思います。

4月の市長選挙で無投票当選をされ、2期目の橋本市政がスタートしてから2カ月近くが経とうとしております。今回の選挙を通して橋本市長の公約をお聞きしました。公約に掲げる「若い世代が住み、生み、育てたくなるまち」、「市民感覚で透明な行政運営」、「第二の合併を視野に入れた行政運営」のいずれもがこのあわら市にとって重要な政策、そして課題であり、2期目にかかる市長の市政に対する展望とその思いを感じることが出来ます。ただ、中学校の2校存続を除けば、1期目の公約とほぼ同じ内容で、欲を言えば、もう少しひねりをきかせ、個別の施策がよりわかりやすく示されていれば、いっそうPR効果とインパクトも強くなったのではないかと思います。

さて、公約とあわせて、また当選後さまざまな機会に発言されていたことの一つに、平成25年問題があります。すなわち、平成16年3月の金津町と芦原町の合併から平成25年度をもって丸10年を経過し、これを機に、合併のいわゆるあめの部分である合併特例債を活用した事業ができなくなるというものであります。充当率95%、地方交付税への算入率70%という、補助金に換算すれば事業費の3分の2にも相当する有利な合併特例債はこれまでも都市計画道路の整備や小中学校の耐震改修、JR芦原温泉駅周辺整備、湯のまち駅前多目的広場整備など、新市建

設計画に基づき多くの事業に活用されてきました。また、本年度においても市道の整備や、金津消防署庁舎の建設に活用されると聞いております。こうした有利な起債が平成25年度をもって発行できなくなります。平成25年度というと、今年度を含めてあと3カ年しか残っておりません。市長としては、当然こうしたことを念頭に置きながら、まちづくりや財政の計画を立てているものと思いますが、今後、限られた期間内に、また、起債の発行限度額がある中で、どのように事業を選択し、その優先順位をつけていくのか、具体的にはどういった事業を考えているのか、伺います。

また、旧町ごとに算定した普通交付税が合算して交付される普通交付税の増額保障期間も平成25年度をもって満了し、平成26年度以降段階的に削減され、平成31年度には、現在と比較して約5億円が減額になるとも聞き及んでおります。このため、今後はこれまで以上の財政の緊縮と事業の選択と集中が求められてくると予想がされます。このことに対する対応策はどのように講じておられるか、また、これからどう講じていくのでしょうか。単に事業を減らしたり、人件費を抑制したりするだけでは、まちの活力、モチベーションが低下をする一方です。公約の実現をにらみながら、こうした問題に対する市長の考えをお聞きします。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 財政部長、小坂康夫君。

財政部長(小坂康夫君) 森議員のご質問にお答えします。

まず、合併特例債についてでございますが、本市の限度額は94億6,000万円で、合併後10年となる平成25年度末が借り入れの期限というふうになっております。その借り入れ状況は、平成22年度末現在、これは23年度への繰越事業への充当分も含めてでございますが、50億7,940万円となっております。

また、今年度は、今議会に上程しております補正予算第1号分を含めまして、4億6,540万円を予算計上しております。したがって、94億6,000万円からこの二つを足した55億4,480万円を差し引いた39億1,520万円が、今後、平成25年度末までの借り入れ可能額ということになります。

今後の主な事業といたしましては、芦原温泉駅の周辺整備事業、市道整備事業、あわら消防署庁舎建設事業、両老人福祉センターの耐震補強事業、学校給食センター改築事業などが予定されておりますが、振興実施計画と財政計画との整合性を図りながら、事業の必要性を議会と協議し、この合併特例債を充当して参りたいというふうに考えております。

次に、普通交付税でございますが、現在は合併算定替と呼ばれる、旧両町単位で算定した額の合算額が交付されており、本来の算定である一本算定と比較をしますと、毎年、約4億数千万円の優遇措置を受けております。この優遇措置は合併後10年間とされております。11年目となる平成26年度からは、この優遇措置が徐々に減額され、平成31年度にはゼロとなります。つまり、現在の交付税額と比較す

ると、約4億数千万円の減額になるということございます。

議員ご指摘のように、このことが、先ほどの合併特例債の借り入れ期限とあわせて、平成26年度以降の財政運営に大きな負担になることは申し上げるまでもございません。このため、市といたしましては、このような状況を念頭に置いて、ここ数年、高金利の地方債やセントピアあわらの借入金の繰上償還をはじめ、財政調整基金への積み立てを積極的に行うなど、平成26年度以降への備えを行って参りました。また、昨年度からは新たに配当予算制度を導入して、徹底した経常経費の見直しも行っております。

しかしながら、ご指摘のように歳出の削減だけでは市の活性化は期待できないため、企業誘致等をあわせて積極的に進め、歳入の確保に努めながら中長期的な視野に立った財政運営を心がけていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 2番、森 之嗣君。

2番(森 之嗣君) ただいまの答弁に対して、再質問させていただきます。

説明いただきました芦原温泉駅周辺整備や、消防署庁舎建設などの各事業は、いずれもあわら市にとって重要な事業であり、今後個別の審議が必要になるかと思いますが、これらに合併特例債を充当することにおおむね異論はありません。ただ、合併特例債が幾ら有利だと言ってもしよせん借金であり、あわら市にとって将来的な負担になることには変わりはありません。

また、東日本大震災による被災地の支援などを理由に70%の交付税算入措置が見直される可能性がないとも言い切れません。今ほどの答弁で特例債の借り入れ可能額が残り約39億円と伺いましたが、市としてこれを限度額いっぱいまで借り入れするつもりでしょうか。現時点でのお考えを聞かせてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 財政部長、小坂康夫君。

財政部長(小坂康夫君) お答えします。

先にも答弁させていただきましたが、特例債の充当につきましては、総合振興実施計画と財政計画、これを考えてその充当率を考慮させていただいております。現時点では、先ほど94億6,000万円限度額ということを上申しましたけども、限度額いっぱい借り入れる予定はしてございません。

なお、東日本大震災に伴いまして交付税算入率70%が確保できるのか懸念があるというようなことでしたけども、現時点では70%の算入率を下回ることはないというふうに考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 2番、森 之嗣君。

2番(森 之嗣君) 再度質問させていただきます。

もう一つの25年問題、すなわち平成26年度以降から始まる普通交付税の段階的削減に対しては、地方債の繰上償還や、財政調整基金の積み立てなどにより備えていると伺いました。あわせて、歳入の確保にも努められるとのことですが、その中には、市民への負担転化も含まれているのではないのでしょうか。最終的には現在より5億円近くも減額となる普通交付税の歳入不足を手当てするためには、市としては大変な苦勞を強いられることと思います。ただ、私はこの歳入不足を市民の負担に求めることは最後の最後でなければならないと考えております。

そこで、市長にお尋ねしますが、都市計画税などの新税の導入や、ごみ収集手数料、上下水道料金などの使用料の見直しについて、どう考えておられるかお聞かせいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えいたします。

その前に、今ほど26年度以降の交付税がだんだん減ってきて4億円程度今と比べると歳入不足になると今おっしゃったと思いますけども、これはちょっと誤解のないようお願いをしたいのですが、歳入不足になるのではなくて、現在が通常の算定から見ると4億円ほど多いんだと、そういうふうなとらえ方が正しいのかなと思いますので、まず、そのようにひとつご理解いただきたいと思います。

あと、今後の市へのいろいろな負担をお願いするものにつきましては、現段階でまだ申し上げることはできませんが、今、ご指摘のあった中で、都市計画税については以前検討したこともありますけれども、これについてはまだ時期尚早であろうということで、当分の間は導入を考えておりません。

あと、上下水道等につきましては、昨年議会にもお願いいたしまして、ご理解いただいて、値上げをさせていただいたところでありますが、これにつきましても、要は上水道・下水道の特別会計が特別会計として独立できるかどうかという観点から考えなければいけないと思います。おかげさまで、値上げの結果、多少は改善して参りましたが、これですべてが賄えるわけではありませんので、これは、通常の考え方で、今後の推移を見守っていかなければいけないのかなと思っております。そういうふうに、一つ一つの公共料金等については、余り具体的にはお答えできませんけども、繰り返し申し上げますけれども、4億円減るんだと言えば間違いなく減るんですけども、今が4億円多いんだと、交付税が。そういうふうにひとつお考えいただきたいなと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 2番、森 之嗣君。

2番(森 之嗣君) いろいろご答弁いただきましたが、いずれにいたしましても数年先の財政事情は今より格段に厳しくなると思います。4億円減らされるか、いや今現在が多いのだという市長のお答えでございますが、それはとらえ方がいろいろあるかなと思います。

市長の公約の一つに「第二の合併を視野に入れた行政運営」というのがありますが、私はそれ以上に財政危機に陥らないための行政運営こそ、平成26年度以降を展望したあわら市に求められているのではないかと思います。

財政危機からの回避と住民負担の抑制という、言わば相反することをともに実現させてこそ、住みよいまちの第一歩となるものと考えます。どうか、市長にはこうしたことも十分留意しながら、今後の市政運営、財政運営に当たられますよう、強く要望いたします。私の質問を終わらせていただきます。

議長（丸谷浩二君） 暫時休憩いたします。再開は10時40分。

（午前10時27分）

---

議長（丸谷浩二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

坪田正武君

議長（丸谷浩二君） 続きまして、通告順に従い、11番、坪田正武君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 11番、坪田正武君。

11番（坪田正武君） 通告順に従い、11番、市政会、坪田正武、一般質問を行います。

質問に入る前に、本年3月11日に起きた東日本大震災で災害に遭われた方、被災地の方々、また、津波等により、尊い命をなくされた方にお見舞いとお悔やみを申し上げます。遠いところではありますが、1日も早い復興をお祈り申し上げます。

早速、本題に入ります。

私の質問は、まず1番目は災害時における停電対策の非常電源装置の導入計画についてであります。

このたびの東日本大震災で、福島第一発電所の津波による原子力発電所での事故に伴い、原子炉に送る冷却水を運転するための非常用電源装置が起動しなかったことが一つの重点事故で、この事故以来本県の原子力発電所でも発電機の設置場所をはじめ、再調査をそれぞれ行うところであります。また、そのほかの自治体でも電源装置の見直しが、新聞、テレビ等で放映されております。

このようなことを踏まえ、まず災害時の停電対策について質問をいたします。

今回の東日本大震災の福島第一発電所の電源装置のトラブルのように、当あわら地区の災害で、停電が発生した場合、どのような対策をしているのか、お尋ねします。

仮に大きな災害が発生し、東日本大震災のようなことになって、停電になった場合、北陸電力からの電源がなくなります。しかし、時系列的には、停電確認後、庁舎の非常電源装置が自動的に起動します。ところが、この発電機で接続している運転負荷は、現在、上水道中央監視の警報装置と、防災無線の電源と、一部の負荷の

みです。なぜならば、発電機容量が50KVAしかありません。そのため、その他を起動させるだけの容量がないのです。とすると、接続されてない負荷は数時間後にはバッテリー放電で電話機をはじめ、通信機能の低下、これらで庁舎内がパニックになるのではないかと思います。また、発電機の使用は単相負荷のみで、動力負荷は接合されておりません。

停電は必ずしも日中に起こるとは限りません。夜となれば社内の照明は点等せず、まさに頭脳が停止することが考えられます。そのとき、大げさに言えば、行政業務の機能が低下をいたします。災害の大きさにもよりますが、災害対策本部は庁舎に設置されます。しかし、電源がないと各方面からいろんな問い合わせに対し対応ができなくなります。この理由から私がお願いしたいことは、発電機の更新計画を現在の発電機は昭和60年に設置と聞いております。60年ということは、約26年間過ぎております。このように古くなれば機能も落ちるし、部品も劣化します。また、部品一つも手に入らず、保守点検がかかるものと思います。

以上を踏まえ、回答をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 総務部長、田中利幸君。

総務部長(田中利幸君) 坪田議員のご質問にお答えいたします。

現在、本庁舎の停電対策といたしましては、停電時における住民窓口サービスや災害時における初動活動に支障を来さないように備えつけの非常用発電設備により約7時間の電源供給を確保しております。ご承知のとおり、本庁舎の非常用発電設備は、先ほど昭和60年とおっしゃいましたが、昭和63年度に上水道の中央監視システム用として導入されたものでございます。この予備電源を活用して、庁舎内の主要設備をバックアップいたしております。現在、停電時に対応できる設備といたしましては、上下水道中央監視室や電算サーバー室、防災無線室、災害対策本部、住民窓口の端末機器等がございまして、これによって、ご指摘のとおり一時的な停電や災害時における避難誘導等、初動活動に対応できるものと考えております。

次に、災害対策本部でございまして、議員ご指摘のとおり本庁舎3階の301会議室を防災対策本部室と定めてございます。そして、庁内ネットワークと接続をいたしまして、GISシステム等を利用できるようにしてございます。また、コンピューターについては、無停電電源装置と非常用発電設備の二本立てによりまして、電算サーバー室、住民情報等のネットワーク機器のバックアップをしております。しかしながら、今ほど議員からご指摘ありましたように、非常用発電設備の老朽化の問題、あるいは、長時間対策、照明及び動力施設、これらの対応、こういったものについては十分とは言えない状況になっております。したがって、今後、防災計画の見直しにあわせて、ご指摘いただいた部分をあわせて検討して参りたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 11番、坪田正武君。

11 番（坪田正武君） 今、ちょっと昭和60年とか、63年については、私は教わったのは60年と聞いたので、これはわかりました。

今、回答をいただいて再質問させていただきます。

まず、発電機は連続運転7時間と聞きましたけども、これは当時、神戸淡路大震災が起きたときに、これを機会に福井県は、各県税事務所、ここに発電機を設置しました。この条件は、大体高圧の200KVAを入れたのですが、これの連続運転は72時間ということを決めたはずなんです。なぜ72時間といいますと、大体のライフラインは3日間で大体復旧するよという目処で72時間連続運転でオーケーということで設置しましたし、もう一つは、今電算機はうまくつながっていると聞いたんですけども、電算機が、コンピューターが一番弱いのは何かと申し上げますと、まず電圧なんです。それと周波数、それと熱なんです。ああいった半導体の装置ですから、大体こういうものは40度以上ずっと連続しますと、いわゆるぼけるといいますか、おかしい反応を起こして電算機停止ということが考えられるわけです。では、これを何で保護するかというと、空調でやっているわけです。今のお話では空調はつながってないわけです。必ずしもそれは冬場だとか、そういうときの停電とは限りません。これからは、こういった夏の暑いときに停電すれば、あっという間に室内温度は40度を超える可能性。外気温が30何度のときになれば、明らかです。とすれば、これは心臓ですから、コンピューターを停止させないためには、絶対これは空調設備をやらないとだめなんではないかと。同じように、ここにちょっと未確認ですが、普通大きなところになりますと、消火栓ポンプが普通設置されているはずなんです。消火栓ポンプというのは、三相電源で走りますからこの消火栓ポンプがいわゆる消防が来るまで、そういうときも非常電源装置で消火栓ポンプを動かして、自家用の消火をさせるというのが一般的なビルの設置です。やっているんですが、建築法では、こういうことがどうも今全部網羅されてないし、検討するということなんです。実はこれ、まさかということなんです。まさかというのは、漢字で書くと「真の逆」と書くんです。これをインターネットで見ると、インターネットではまさかというのは平仮名で書きなさいと、真の逆ではありませんと書いてあるんですけど、通称まさか、まさかこんなに試合で勝てると思わなかったです。俗に言う、まさかこんなことができなかつた、いわゆる想定外のこと。我々が一番近かったのは、平成元年に島根県沖にロシアタンカーが漂流しましたね。この頭、テレビで見て、それこそ約10日後にどこへたどり着いたかといいますと、三国の沖に着いたんです。これまさかなんですよ、これが。当時の県の偉いさんが何かの挨拶のときに、人間には上り坂、下り坂、これは必ずしも上り坂がいいとか、下り坂が悪いとは限らない。というのが、まさかだけは、本当に予期してないまさかなんだと。全く思いもつかなかつたロシアタンカーが漂流して、この間も皆さんも行ったかと思いますが、あの重油を撤去に行ったかと思えます。このまさかは、今の東日本大震災も含めて対応しなきゃならんのではないかと、そんなことを思いますので、是非ひとつ、検討じゃなくて、本当にやる気があるのか、ないのかだけ

ちょっとお尋ねします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 総務部長、田中利幸君。

総務部長(田中利幸君) お答えいたします。

大変専門的なご指摘をいただきまして、ありがとうございます。確かに、ご指摘のとおり、200ボルト仕様の動力施設への対応等十分なものではございません。したがって、屋内消火栓とか給水ポンプ、こういったものはなかなか非常時には難しいと思います。ただ、水道につきましては、上へ上げるポンプが稼働しないと、一応給水タンクの方から自然流下でおりておりますので、しばらくはもつだろうと思います。ただ、今いろいろ防災関係、順次、防災行政無線をはじめ、整備を進めてきているところでございます。また、今回の東日本の大震災でいろいろな問題点も指摘されておりますし、国も見直しに着手しているところでございますので、今ほど議員さんからのご指摘も含めまして、全体的な計画をこれから立てていきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 11番、坪田正武君。

11番(坪田正武君) 是非ひとつ前向きに考えてください。それとちょっと、私、気になったのは、実は昨年、ここの庁舎の停電試験をやるというので立ち会いをさせていただきました。そのとき気がついたことが幾つもあるんですけども、もし間違っていればごめんなさいですけども、まず、下の電源の受電盤のところに、例えば、ここの照明が切れたよといったとき、この照明は下のどこのブレーカーを上げればまた再点灯するのか、どこそこのクーラーが止まったから、どうもこれブレーカーとんだよと。じゃあそのブレーカーはどこにあるブレーカーだということはどうもわかってない。自分のところの家は大体、照明がとんだら、自分のところの電源ボックスのどこのブレーカーならどこだというんですけど、どうもわかってないような気がします。なぜそんなこと申し上げるかという、ほとんどこれ保安協会のやる、支援技術者にお任せなんです。ですから、そんなこと余りやったことないから、どうもそこへ飛んでいったことはないのではないかと。とすれば、必ずブレーカーの上にこれは3階の空調、これは3階のコンセント、これは2階の何々ということが書いてないような。私が見た範囲では、新しい防災無線とかコンピューター電源はありました。そのほかはちょっとなかったような気がするんで、これはちゃんと保安協会以前に、職員の方が、担当の方がだれでもいいから、どうもブレーカーとんだぞと。じゃあ行って入れてくるぞということがわかる。もう一つは、このときは真っ暗なんです、時によっては、その電気室が。そういうこともあるので、そういうことをちょっと検討してください。

もう一つは、本当に庁舎を全停させて、どんなトラブルが出てくるのかは、僕はこの市ではシミュレーションをしていないような気がするんです。これは余談ですけども、先ほど申し上げた福井の県税事務所、ここは年1回必ずこれをやります。

なぜそれをするかといいますと、大体停電をしますと、いろんな警報装置、いわゆる煙探知機だとか、火災報知機、この停電しましたってバッテリーが放電してからいろんなアラームが出てきます。だから、さっき言ったUPS、いわゆる無停電電源装置のアラームが出てきます。そのアラームをだれがどのように操作したら消せるんか、多分、これはシミュレーションしてないと思うんです。これは是非一遍何か機会を設けて夕方でもいいから、職員みんながいて、停電させて、せめて30分ぐらいはそれぞれ自分のところの持ち範囲は対応できるようにこれをやるべきだと、同じように、福井県庁舎はお盆と暮れにやっています。それと3月、3回やっています。特に、県庁なんていうのは全部1,250キワの発電機で大型ですから、全館を全部運転して、ただし、あそこは非常発電機で冷暖房とエレベーターは動きません。こんな災害時にエレベーターを動かすとか、空調を動かすなんていうのはもったいないということで、ただし、電算機だけは、空調は運転することになっていました。そういうことをやっぱり常々前向きに考えて、設備投資が必要ではないかと思うんですけども、そういった、是非ひとつシミュレーションを総務部長、近いうちに一遍やっていただきたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 総務部長、田中利幸君。

総務部長(田中利幸君) 私もブレーカーの表示に関しましてはちょっと今初めてお聞きするものでございます。事実そういったことであれば、私も問題だと思いますので、その意味できちっと適正な表示をするよう指示したいと思います。

また、全停電のシミュレーションということにつきましても、今後庁舎内の職員の防災訓練、そういったことも計画もいたしておりますので、そういったときには、含めてやっていくように、これも担当部課の方にしっかり指示したいという具合に思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 11番、坪田正武君。

11番(坪田正武君) シミュレーションで確認してほしいのは、特にコンセントです。非常電源のときに、どのコンセントは電源来ているかは多分わかってないと思います。ですから、これは非常電源で来るぞという電源装置をやっぱり色分けせなだめです。皆さんこれご存じだと思いますけど、新しい建築法では、多分新しい福井県の、県庁はだめですけども、県立病院、それから日赤病院等は、必ず外でコンセントが上に赤い色がついています。コンセント、どこでも。皆さん、わかっている方もいますけど。これは必ず非常電源で来るよという意味の印なんです。ですから、本当に負荷が停電しても困るよというところは、その赤いところから差し込みから電源をとっています。そうすると、今のこのあわら庁舎の何個かはコンセント動きますけども、それは本当に非常電源から来るのか、つけてみなきゃわからんという世界では怖いんで。従来から初めから、コンセントは色分けして、それこそ赤い色をつけて、これは非常電源から来るんだよというような印をつけて、やっていただ

きたいなど。こんなことと思いますので、私が思うのは、そういったシミュレーションを含めた職員による訓練、これをひとつ是非お願いしたいと思います。1番目の質問はこれにて終わります。

次に2番目、自動販売機の省エネ対策について質問をさせていただきます。

庁舎内では、空調の温度設定を28度以上に、また不必要な場所の照明を消し、省エネ対策はそれぞれに実践をしております。あわら市の公共施設に設置されている自動販売機の省エネ対策はどのように行っているのかをお尋ねいたします。

また、あわら市の庁舎を含めその他の公共施設にはどれだけの台数の自動販売機が設置され、その電気代はだれが支払いしているのか、電気代も含めてわかる範囲でご回答お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 総務部長、田中利幸君。

総務部長(田中利幸君) お答えいたします。

1点目の公共施設に設置されている自動販売機の省エネ対策についてでございますが、基本的には各メーカーにゆだねているというのが現状でございます。一般社団法人日本自動販売機工業会によりますと、7月1日から9月30日までの期間、午前中に商品を冷やし込み、エアコンなどの使用により電力需要がピークを迎える午後1時から4時までは冷却運転をストップする省エネ型の缶・ボトル飲料自販機が平成7年から導入され始めました。現在では全国の缶・ボトル飲料自販機の100%がエコ・ベンダーと呼ばれるこのタイプになっているとのことであります。そのほか、本庁舎内に設置されています自動販売機内の照明については、24時間消灯を実施しております。また、屋外のものについても日中消灯を実施しております。

2点目の公共施設の自動販売機設置状況について申し上げます。

本庁舎に7台、トリムパークかなづ等各スポーツ施設に17台、各公民館等に10台、各老人福祉センター等に3台、あわら湯のまち駅舎に5台、北潟湖畔公園に1台、子育て支援センターに1台、金津創作の森に2台、セントピアあわらに15台、合わせて61台が設置されております。これはすべてが飲料水というものではございません。たばこの自販機も含まれております。また、電気料金につきましては、各機器の種類、規模等によりばらつきがございますが、年間約1万5,000円から5万円まで、実績に基づき算定いたしまして、設置者に請求いたし、使用料として納入をしております。ご承知のとおり、北陸電力では、今年の夏場における電力需給の見通しが大変厳しいものとなっておりますことから、各方面に自主節電を要請しております。

したがって、本市におきましては、今後とも引き続き、省エネ・節電対策を積極的に進めて参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 11番、坪田正武君。

11 番（坪田正武君） 今、回答をいただきましたけど、ちょっと私なりの考えを申し上げますと、黙って聞いてください。黙ってという言い方は悪いですけど。

まず、電気料金の算定方法なんですけど、大体自動販売機の数は大体30セル、いわゆる、ジュースとかああいうのは大体30個ぐらいあるものなんですね。電力容量は大体800から1キロ、いわゆる1,000ワットぐらいあるんです。これを電気料金として計算しますと、キロワット当たり20円としますと、コンマ8の20円の24時間、1日384円になるわけす。これを30日ですから、1万1,520円、こうなります。しかし、今話したように今期はサーモスタットがありますから、連続運転ではなく、1日大体3分の1の運転として、月の料金は3,840円、アバウトですけども、年間4万6,000円の電気代がかかります。

先ほど、部長の話しておられた大体4万円ぐらいといいますから、省エネになってないようなちょっと気がする。これ、目いっぱい運転して4万6,000円の値段ですから。これを、私の提案としては、省エネの対策としまして、庁舎の自動販売機の運転時間を夜の8時から翌朝の6時まで停止をさせて、正規の運転を朝6時から夜20時にすれば、10時間停止ができるわけです。実際の運転時間は14時間となりますので、1カ月の電気量は単純計算で約1,800円、年間2万1,400円となります。これは、計算上ですから、いろんな温度なり、その変化がありますが、これをタイマー運転を制御すれば、こういうことできるわけですね。庁舎内は、正直言って、特にこの場合は、28度で設定しているわけですから、夜は温度冷えますからそんなに上がることはありません。とすると、非常に効率がいいわけです。これ、外にある、あれ鉄板0.3mmなんですよ、自動販売機の鉄板の厚さは。それが、西日ががんがん当たって、それを冷たいコーヒーをしようとしたら、これはもう連続運転せん限りは、とても皆さん希望するような温度にならないので、こういった家の中にある自動販売機って非常に効率がいいんですよ。これは私もなぜタイマー制御するかといいますと、そうすれば、こっだけ電気量全く使わんわけですから、省エネになるわけです。当初、昔は、大体、タイマー運転しようすると、いろんな部品を買いきて、精密なタイマーですから、大体4万ぐらいかかるはずなんです。これじゃあ、ちょっととてもやないですけど、実は、この間私、大型店の電気屋の店舗に行きましたら、こういうものが売っていたんです。これは24時間タイマーです。これは、切りたいときに切って、入れたいときに入る、これ幾らだと思えます、タイマーですから。790円なんです。790円でこんなこと制御できたら、こんな嬉しいことないっていうんです。これ我々も含めて、自分の家のこともできると思うんです、自動販売機だけじゃなくて。これでしたら、簡単にツマミで夜8時に停止、翌朝6時運転で、レバーを入れるだけで、任意に自分でできるわけです。これは、自動販売機ばかりじゃなくて、その他のいろんな自分のところで考えられる。もちろん庁舎で使っている、極端に言えば、こんな1個1,000円もせんのですから、コピー、こういうものはほとんど待機電源で入っているわけですね、翌朝も。そうすれば、これ1個つけておけば、しめたものですよ。もう

一つダブルでコンセント持ってくれば、2台分ぐらいこれ一緒に制御できますから、これは別に私このメーカーのPRしているわけじゃないです。こういうものがあったので、皆さんも、いやそんなもんわかっているならそれまでですけども、こんな4万か5万かかるものが、1,000円以下で買えるんだったら、これは、私はやってみる手が必要ではないかというので、自動販売機のメーカーさんにお知らせしたい。なぜ、これかという、もう一つは、役所は、例えば、連休だれも来ませんね。それから、年末年始の28日から4日まで、だれも来ないけど自動販売機はずっと運転しっぱなしで、それは、そこの宿直の方やら当番の方はいるかもしれないけれども、こんだけ電源食いつぱなしなんです。これは明らかに省エネの根本的なことですから、大いにそれは進めてほしいし、今、テレビの待機電力でさえ切れなくてごたごた言っているのに、こんないいものはないかと私はこれ思って、あえてこの質問をさせていただいたんです。こんなこと踏まえて、総務部長、今度は導入なり、業者とどうなんですか、ひとつ。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 総務部長、田中利幸君。

総務部長(田中利幸君) またまた、ご専門的なご指摘をいただきまして、ありがとうございます。先ほどお答えいたしました電気料金につきまして、省エネになっていないということでございます。ただ、この電気料金、その設置場所の電力形態にもよりますので、こういった庁舎のように200ボルトで入っているところ、それから、一般家庭用の電源で入っているところ、割合にしますと使用料がかなり変わって参ります。したがって、一概には電気料金だけではちょっとあわせられないように思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

それと、もう1点、ご提案の機器によってタイマー稼働させたらどうかというようなことでございます。大変参考になります。ただ、これもやっぱり、100%はい、わかりましたというわけにもいきません。やっぱり、業者等と設置者あるいはメーカーとも協議をさせていただく必要があるのかなと思っております。当然、販売いたしておりますものは、口に入れるものでございまして、商品劣化とか、そういった問題もありますので、その辺十分検討させまして、対応して参りたいという具合に考えておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 11番、坪田正武君。

11番(坪田正武君) それは、今、部長おっしゃったように、やっぱりおいしいものを冷たくおいしく食べるとか、あったかいものをいただくというのは、これはやっぱりそのためにお金かけて払うわけですから、そのために朝6時から運転して、一遍冷やしたり温めるといのは、食の味がどうかなってするけど、聞いたら、缶のものはそんなに影響ないそうです。いわゆる空気に触れたものは、温めたり冷やしたりするといろんな味が落ちてしまいますけども、密封されたものは、大体冷やせば冷たいし、温めれば温まるということなんで、それは私は是非ひとつ省エネとし

て、やっぱりやっているぞということをも市民なり皆さんにお見せするのも、これはやっぱりここから発信していかないとどうかなと、そんな思いがします。

それは、自動販売機じゃなくて、今の庁舎内についている24時間ずっと運転しているけども、ただ、業務中でなければ必要ないよというものは、こういったタイマーを使ってやっていけば、いろんな形でできるんじゃないかと思います。いろいろ申しあげましたけども、各庁舎においても、各自、また各課がそれぞれ問題意識を持って対応しなきゃならないなと思います。お互い、もう一度自分の足元を見つめながら、これは自分の家庭も含めてそうなんですけど、そういった節電対策をひとつ実施をしていきたいと。私はこれにて質問を終わります。どうもご清聴ありがとうございました。

---

山田重喜君

議長（丸谷浩二君） 続きまして、通告順に従い、4番、山田重喜君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 4番、山田重喜君。

4番（山田重喜君） 通告順に従いまして、4番、山田、一般質問を2点させていただきます。

1点目は北陸新幹線の対応、2点目は市内小学校の統廃合についてでございます。

まず、1点目の北陸新幹線についてでございますけども、橋本市政2期目がスタートいたしまして2カ月目、現在あわら市におきましてはいろんな問題が山積しておるわけでございますけれども、その中で、北陸新幹線についてお尋ねをいたします。

昨年の12月4日に東北新幹線、八戸 新青森間が開業、本年3月12日に九州新幹線鹿児島ルート、博多、新八代を開業いたしまして、青森から鹿児島まで新幹線で結ばれているわけでございます。北陸新幹線のほかの未着工区間は北海道の新函館 札幌間、九州の長崎 諫早ルートで費用対効果等の課題等が残っているために、この3区間は建設に当たる財源の見通しが全くたっていないところでございます。

一方、北陸新幹線は4年後の2014年度末、平成26年度末に金沢開業を予定しておりますが、敦賀までの1日も早い認可、着工が求められている現状であります。加えまして、北陸新幹線の敦賀以西ルートに関し、基本計画は若狭ルートでございますけれども、事業経費、地形の問題等で県内の経済界等はコスト面からも米原ルートか湖西ルートをたびたび取りざたされている状況でございます。いずれにいたしましても、国、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、JR西日本の考え方にもよりますが、多くの問題があるということをも前もって指摘しておきます。以上のような状況の中で、具体的に駅舎、それから都市計画の用途地域内の900mは経営負担の10%と聞いてございますけども、現時点で、あわら市の負担は概算幾らか。それと、在来線の存続と負担はどうなるかということでございまして、新幹線が開

業いたしますと、平行して走る在来線はＪＲから分離されまして地元運営となるわけでございますけども、既に開業をしております全国の第三セクターは経営が厳しく赤字経営が指摘されてるということでございます。石川・富山県はそれぞれ県単独で、事業者として行う計画と聞いておりますが、福井県はどうなるのか。特に、沿線市町の負担はどうなるかをお尋ねいたします。

次に、リニア新幹線に対する考え方でございますけども、民主党政権の発足以来、新規着工新幹線の判断が先送りされ、全く見通しが立っていない状況の中で、ＪＲ東海がリニア新幹線の２０１４年度着工を目指し、東京 - 名古屋間を２０２７年の開業を計画し、国交省の建設の補助を受け、ＪＲ東海は早期実現に向けていきたいと報道されておりますけども、名古屋までのアクセスをどうするかも今後の選択肢に入ってくるものと考えられますが、市長の考え方はいかがなものか、お伺いをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 山田議員のご質問にお答えいたします。

北陸新幹線の金沢以西の認可着工について、ご承知のとおり、昨年８月の概算要求で見送られ、さらに１２月の政府予算案の中でも、新規着工留保分として９０億円が予算化されたものの、未着工区間の認可については、結論が出されないまま今日に至っております。その間３月１１日には、未曾有の東日本大震災が発生し、東北の大動脈である東北新幹線が運休することで、大きな影響が発生しました。発生確率が極めて高いと言われている東海地震や東南海地震が発生した場合、大動脈である東海道新幹線についても多大な被害が発生し、日本経済全般に大きな損失が予想されております。

これらのことから、東海道新幹線の代替路線としての北陸新幹線の重要性が改めて認識されたと考えております。新幹線に関しては、これまで敦賀までの早期認可・着工という目標を掲げ、運動を展開してきたところであり、金沢開業が目前に迫っております。金沢開業により北陸地方の航空便を含めた交通の流れが大きく変わり、地域格差が生じると想定されます。このため、敦賀までの延伸に向け、更なる取り組みが重要であると考えております。

新幹線に伴うあわら市の負担についてであります。整備新幹線の現在のスキームでは、建設費用の３分の１が地元負担となっております。直接的には県が負担することになりますが、先行事例では駅を含む用途地域内の負担金の１割を沿線の自治体が負担しております。あわら市では、駅を含む約９００ｍが負担の対象と考えます。認可後、駅舎のデザイン、構造等、協議の上で確定していくため、現時点において事業費については不明であります。仮に１２０億円と想定した場合、県からの請求額は４億円となります。さらに、交付税算入等を考慮すると実質負担はさらに下がることとなります。

在来線の存続と経費負担に関するご質問及びリニア新幹線に関するご質問につき

ましては、土木部理事から答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 土木部理事、松浦好孝君。

土木部理事(松浦好孝君) お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、新幹線が開業いたしますと、並行在来線はJRから経営分離されることとなります。福井県では、平成4年に県内各団体の代表から構成されている北陸新幹線整備促進研究会で、基本的な方向で第3セクターによる経営、現在の利用者が受けているサービス水準を確保すること、沿線市町村に過大な負担が課せられないよう配慮すべきとの意見集約がされております。具体的な経費の負担につきましては、敦賀までの認可後、開業までに安全かつ安定的な運行を基本に経営計画など、具体的な検討協議が進められると思われます。

次に、リニア新幹線についてでございます。建設費用の多くはJR東海が負担し、中間駅については原則、地元自治体に負担を求める方向で調整がされていると聞いております。平成26年に認可着工し、東京-名古屋間については、平成39年度の開業を目指し、大阪までは平成57年度を目標としていることが公表されております。リニア新幹線は東京-大阪の大都市間を結ぶものであり、あわら市にとって、利便性の問題だけでなく、北信越地方との交流人口の増加や地域の振興を考えますと北陸新幹線の重要性に変わりはないものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 4番、山田重喜君。

4番(山田重喜君) ただいまの答弁で大體理解はできましたけれども、在来線の第3セクター、まだ基本方針等は出ておりませんが、やはり赤字経営になるわけですので、絶対に沿線の市町に負担のかからないように努力していただきたいと思ひます。

それから、リニア新幹線でございますけれども、これは、現ダイヤでいきますと、報道されているのが、名古屋-東京間が40分と、芦原温泉駅からしらさぎで名古屋に行きますと2時間22分。そうしますと、単純計算ではございますけれども、3時間12分で行ってしまうということになれば、いつくるかわからない新幹線よりも、そういった方向のいわゆる検討も必要かと思われますので、その辺につきましては、十分前向きの中での検討していただきたいと思ひます。

それと、もう既に都市計画事業等で、駅西、駅東で道路とか駐車場を築造しているわけでございますけれども、これに関する全体の事業費と、現在までの進捗率をお答え願ひたいと思ひます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 土木部理事、松浦好孝君。

土木部理事(松浦好孝君) お答えさせていただきます。

平成18年に作成しました芦原温泉駅周辺整備基本計画では、新幹線駅の設置を踏まえまして、観光地と嶺北北部地域の玄関口にふさわしい駅周辺のまちづくりと

ということで、在来線用駅舎の新設、高塚跨線橋の架け替え、東西アクセス道路、広場、駐車場の整備など、総事業費で約75億円と見積もっております。ただし、JRの補償費や国庫補助事業などの適用に不明な点がございまして、市負担額の算出は不可能であります。平成19年度から新幹線が着工されても手戻りにならない範囲で、東西の駐車場設置、西口アクセス道路の整備、市道105号線の改良、にぎわい交流広場の買収など、JR芦原温泉駅周辺整備事業として実施して参りました。平成22年度までの事業費は約5億7,000万円で、国庫補助、合併特例債を除きますと市費で約750万円を投じております。事業進捗率にしまして約8%となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 4番、山田重喜君。

4番(山田重喜君) はい、どうもありがとうございました。

ただ、この基本計画の中で、いわゆる高塚跨線橋があると思うんですが、これはかなり事業費がかさむのではないかなと思われまして、これはあくまでも原因者負担ということでございまして、この地元沿線市町に負担がかからないような措置を講じていただきたいと思っております。

この新幹線対策につきましては、最小の投資で最大の効果が上がるように強く要望して、1点目の質問は終わりたいと思っております。

次に、2点目の質問に入らせていただきます。

市内小学校の統廃合についてでございます。先般あわら市教育委員会発行の平成23年度のあわら市学校要覧を拝読させていただきました。学校教育、幼児教育、社会教育等の教育方針が掲げてございまして、さらにはそれぞれの学校における教育方針、年間行事、PTAとの連携等と、教育現場の先生方、PTA役員の方々のご苦勞を察するとき、大変だなと思う気持ちになりまして、敬意と感謝を申し上げるところでございます。

ところで、この要覧を見ますと、市内小学校10校ありますが、要覧資料によりますと、児童数で一番多いのが金津小学校で593名、最も少ないのが吉崎小学校で17名、児童数100名を切っているのが吉崎小学校を含め6校あり、全体の60%であります。現在の学校教育の適正規模は1クラス当たり30人とか35人とか言われておりますが、小規模小学校の父兄の中から、スポーツ少年団の問題、友人関係、競争力向上を願う切ない親の気持ち等を伺っているわけでございます。

以上、述べました状況の中、あわら市教育長の立場として、将来どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本年5月1日現在、市内小学校の児童数は1,514人で、10小学校のうち6小学校が100人未満の小規模学校となっております。小規模

校が抱える教育上の課題としましては、各種学校行事の運営上の支障や交友関係の固定化、大きな集団での学習活動に限りがあるなどが挙げられております。

しかしながら、各学校においては近隣学校との合同学習や、異学年との交流、小中連携事業などにより、それぞれの学校規模によるメリットを生かしつつ、デメリットを補うような教育活動が展開されており、今後もこれらの活動を支援していきたいと考えております。

一方、複式学級で授業が行われている学校の一部の保護者からは、小学校統合の要望もお聞きしますが、私といたしましては、小学校そのものが学校という教育施設であると同時に、地域のシンボルとしての性格を有しているものと認識しております。

また、平成19年6月市議会定例会におきまして、議員発議により決議していただきました学校耐震補強工事の早期完成に関する決議に沿い、平成19年度から22年度にかけ、約49億円余りの巨費を投じ、小中学校の耐震補強及び改修を実施させていただいたばかりでもあります。

したがって、学校規模の適性化については、今後、十分時間をかけて検討していく大きな課題であると考えております。

いずれにいたしましても、これからも、子供たちのことを最優先に考えると同時に、あわら市の現状を把握し、市民の皆様のご意見をいただきながら、教育環境の整備に取り組んで参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 4番、山田重喜君。

4番(山田重喜君) ただいまの教育長の答弁は、一応の理解はいたしますけども、やはり、先ほど申しましたように、耐震で幾らか何とかという話もございますけども、これはきょうあすの話ではないですよ。せめて、その基本となる礎は教育長自身がつくるというのも責任ではないでしょうか。これが成就するということになりますと、計算しているか、どうかは別問題といたしまして、立派な行財政改革になるのではないかと思います。それは大変イバラの道ではあるかと思いますけども、やはり、その基礎資料となるべきものはつくっていただきたいと思うわけがございますけども、再度、教育長の意見をお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 議員ご指摘のとおりでございます。これは、避けて通れない課題だと認識しております。早急に他市の参考等もさせていただきながら、あわら市としてどうあるべきかということを検討して参りたい。そして、方向性を示していきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 4番、山田重喜君。

4番(山田重喜君) ただいまの教育長の答弁を聞きまして、ご期待を申し上げますと

いうことをごさいますて、期待をいたしておりますので、そのような方向で進んでいただきたいと思ひます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

北島 登君

議長（丸谷浩二君） 続きまして、通告順に従ひ、9番、北島 登君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 9番、北島 登君。

9番（北島 登君） 通告順に従ひまして、9番、北島 登の一般質問を行います。

理事者、職員の皆様お疲れさまでございます。傍聴をされている皆様、どうもありがとうございます。議員の皆様、私の質問にお耳を傾けていただけましたら幸いです。では、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速始めさせていただきます。今回の質問事項は公共下水道の考え方と収納状況について、2番、税の考え方と収納状況についての2項目について現状をお聞きたいと思ひます。

まず、1番の公共下水道の内容から質問をいたします。昨年9月24日の定例会本会議によりまして、6月定例会から継続審査となっておりましたあわら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、上下水道の料金を値上げする内容の議案が可決しました。この議案、私の考えの中では、公共下水道の原理原則として、負担はすべての家庭の接続をもって賄うのが基本、接続を待たずして、受益者だけ料金を取り、値上げをする。結果、接続率が伸び悩む。下水道料金の滞納が増えていて、なおかつ、いまだに累積の滞納処理のめどが立っていない段階であります。ほとんどの家庭はまじめに接続をし、料金を納めている市民の方々であり、その方々への負担増は理解できない。当然、値上げは反対と主張しましたが、残念ながら12対5で可決。その後、詳細に調査をしましたところ、下水道料金滞納は昨年12月7日現在で旧金津地区は約450万円、旧芦原地区は約1億4,440万円という現状でありました。さらに、昨年12月の定例議会本会議の決算審査特別委員会委員長の報告の中には、下水道使用料金高額滞納者ワースト20位のうち、芦原温泉上水道財産区区域の16法人などが入っておりますとの報告があり、滞納約1億5,000万円のほとんどが温泉街の法人と感じたところでありました。昨年12月の広報あわらの市長のコラム全文をご紹介します。

「平成21年度決算は、前年度に引き続いてよい内容でした。多くの財政指数も継続して改善してきました。最もわかりやすい例を挙げますと、市の貯金と呼ばれる財政調整基金があります。3年前の残高は6億7,700万円でしたが、今回の決算では15億300万円でした。この3年間で2倍以上になったこととなります。こう書いてきますと、財政がよくなったのに、なぜ上下水道料金を値上げするのか

という声が聞こえてきそうです。理由を申し上げます。市の会計には屋台骨と言うべき一般会計と、受益者負担（利用する人の料金で賄うこと）を原則とする幾つかの特別会計があります。上下水道の特別会計もその一つで、採算がとれていないために一般会計から約2億円の支援をしていますが、今回の料金改定によって、それが約5,000万円圧縮できます。独立採算が基本の特別会計の支援が屋台骨を揺るがすほどであってはならないからです。上下水道のほかにも国民健康保険特別会計が医療費の増崇で厳しい状況になり、対応が迫られているところでもあります。いずれにせよ、健全な財政運営が私に与えられた大きな責務であることを改めて噛みしめている年末です。気まま、よもやま、ありのまま、広報2010年12月号より。これですが、まずもって、下水道会計平成21年度決算での企業債現在高は借金の額です。約121億8,700万円となっております。平成21年度決算、企業債償還元金、借金の元金の返済だけでも約5億円、市長のコラムでは受益者負担、利用する人で料金を賄うことと、原則とすると言っておりますが、供用開始をしても接続していないのが現状あるわけで、利用しない人はこれは当たらないと聞こえてなりません。私なりにあれこれとる考えておるわけではありますが、市長のコラムとの矛盾が数多くあり、あわら市にしかあり得ない問題がこれもまた数多くあると思われます。そのことについて問いたいと思います。

詳細の質問に入ります。

接続について、未接続について、下水道の4月現在の接続状況と未接続者に対する対策はどうなっているか。

収納状況について、収入未済額についてですが、昨年と比べてどうか。平成18年とその以降の推移はどのようになっているか。

督促手数料、延滞金についてですが、督促手数料や延滞金は取ってないと思うが、取ることはできないのか。できるなら、なぜ取らないのか。

強制徴収や滞納処分についてですが、滞納処分を実施しているのか。実施している場合、その件数と金額はどうなっているのか。

不納欠損処理についてですが、平成18年以降、不納欠損額は幾らか。不納欠損はどのような手順で行っているのか。

通告した内容であり、具体的でわかりやすい答弁を求めます。

以上、公共下水道1回目の質問を終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 土木部長、木下勇二君。

土木部長（木下勇二君） ただいまの北島議員のご質問にお答えします。

現在の公共下水道への接続率につきましては、平成22年度末現在で87.3%となっております。また、未接続者に対しましては、市広報やチラシなどあらゆる手段を講じまして接続をお願いしているところでございます。

次に、下水道使用料収納状況および収納未済額について申し上げます。まず、平成22年度下水道使用料収納率は94.71%となっております。前年度と対比いた

しますと1.83ポイントの増となっております。なお、議員お尋ねの平成18年度  
の下水道使用料収納率と比較しますと0.4ポイントの増となっております。また、  
平成22年度の収入未済額は、現年度分約2,832万7,000円、過年度分で1  
億1,794万9,000円で、そのうち、既に倒産や自己破産など徴収不能な企業  
等4件で7,396万円を不納欠損処理させていただかなければならないことになり  
ます。しかしながら、企業会計は独立採算制をとっております。いわゆる、一度  
に多額の不納欠損処理できないのが現状となっております。

次に、督促手数料や延滞金につきましては、条例に規定されないため賦課できな  
いのが現状でございますが、今後、条例化について検討して参りたいと存じます。  
また、滞納処分、具体的には差し押さえや裁判所等への交付要求等のことござい  
ますが、破産が明らかになった場合や、景気の低迷等により売り上げや収入が極端  
に落ち込み、滞納が増加した場合について、件数は多くはありませんが実施して  
おります。これまでの実績は、差し押さえ2件、交付要求9件で、約2,500万円の  
滞納処分を実施しております。

次に、不納欠損処理の手順と不納欠損額について申し上げます。

時効消滅のほか、地方税法では滞納処分を執行することにより滞納者の生活を著  
しく窮迫させるおそれがあるとき、また、市外へ転出し所在不明の場合や本人死亡  
で相続者がいない場合、財産調査をしても差し押さえる財産もないなど、将来にわ  
たって滞納額を納付できる見込みがないことが明らかになったときは、不納欠損が  
できる旨の規定がございます。平成22年度の不納欠損額については、個人2件、  
法人が1件、合計747万2,000円となっております。今後も、担当職員と徴  
収囑託職員も加え、臨戸徴収をはじめ、昼夜を問わず徴収に取り組み、納付相談に  
よる納付誓約など、でき得る限りの債権の確保策を講じて参りたいと考えておりま  
すので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 今ほど、未接続、平成22年度末で逆にすると12.7%になり  
ますかね。これって件数って何件になりますでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 土木部長、木下勇二君。

土木部長(木下勇二君) 先ほど、ご答弁申し上げました22年度末の87.3%に該  
当する人数でございますが、2万6,126人でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) その逆を聞きたかったんです。済みません。未接続の部分の1  
2.7%。前回一般質問したことがありまして、そのとき13%で約1,000世帯  
というふうに聞き及んでいるので、それほど大差はないのかなというふうに思って

おります。

ここでちょっとまた違うところで聞きたいんですけど、未接続の1件というのは、個人であろうが、法人であろうが、1件は同じような1件なんですか。その点お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 土木部長、木下勇二君。

土木部長(木下勇二君) お答えします。

件数は1件で数えますが、先ほど私冒頭に申し上げました、いわゆる接続率を出すためには人口で言っています。先ほど逆の数字を言いましたが、今手持ちの資料では逆の数字しかちょっと出ませんでしたので、お話ししましたが、1件とそれぞれの人口で出す場合がございます。普通、この未接続率、接続率というのはこの人口で言っております。これが公表されている数字でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 今ほど、人口ということなので、非常にわかりにくい内容なので、ちょっと私の手持ちの資料じゃ突っ込みにくいわけなんですけど。当然のことながら、流入割といいますか、そういった形になるということでしょうから。ちなみに、当然、法人であるならば、お二人住まいの個人の方々よりも、県の下水道公社に流れている下水の量というのは数段多いわけになるのかなと思うんです。個人はわかりましたので、法人で未接続などがあるのかなのか、あるのならば何件あるのか、お聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 土木部長、木下勇二君。

土木部長(木下勇二君) お答えします。

法人でも、法人でございます。件数につきましては、今手持ちの資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 私の知り得る限りでは少ない件数でわかっているんですけど、むしろ答えられません。私の知る限りでは未接続が3件、部分接続が3件と聞き及んでおります。こういった接続をしていなという部分というのが、現状あるということは、当然、側溝を伝わって竹田川に流れると。そういったことというのは環境破壊にもなりますし、都市計画上大きな問題になるのかなと、このように思っております。また、こういった大きな業態者さんが接続することによって、公共下水道のその会計の中身がより健全化されるのではないかなというふうに思っております。この点について、答弁願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 土木部長、木下勇二君。

土木部長（木下勇二君） お答えします。

議員ご指摘のように、個人のご家庭の方より法人、企業、旅館も含めての排出量が大きいのは確かでございます。その企業が接続する、しないで大きく環境には影響するところでございます。今後とも、その接続について特に大きな企業につきましても、説得に参りたいと存じますので、ご理解願いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 9番、北島 登君。

9番（北島 登君） 委員会でもよく申し上げましたけど、まずもって、接続なくして企業会計というのはなかなか賄えないということが市長のコラムにもありましたとおり、上下水道の料金値上げする前に、何度となくアタックはしてるかと思えます。それで、何年もかけてやっているのかなと思えます。あきらめることなく、更なる努力をお願いするものであります。

それでは、先ほど平成22年の不納欠損額747万2,005円というのを聞いております。平成18年度以降の累積というのであればですけど、年度別というのはわかりにならないですか。ならないのであればですけど、当然のことながら……。わかりますか、はい。お願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 土木部長、木下勇二君。

土木部長（木下勇二君） 議員お尋ねの平成18年度以降の不納欠損額でございます。

平成18年度で118件、1,237万6,000円でございます。次に、平成19年、102件で1,390万5,000円でございます。次に、平成20年度で37件、1,309万3,000円でございます。平成21年度は18件で1,062万1,000円でございます。最後に、平成22年度は3件で747万2,000円、合計しますと、延べ件数278件、合計しますと5,746万7,000円の不納欠損をいたしております。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 9番、北島 登君。

9番（北島 登君） 今ほどの不納欠損額と、今の累積滞納額を合わせると幾らになりますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 土木部長、木下勇二君。

土木部長（木下勇二君） お答えします。

今、22年度の会計の仮決算を組んでおるわけですが、その今の調整数字は1億4,627万6,000円というようになっております。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) そうすると、約1億9,000万円ぐらいは未収金で、そのうちの約4,500万円ぐらいは不納欠損処理されたと、債権放棄したと感じてしまうわけなんですけど、当然、この不納欠損処理をする段階というのは、時効を迎えて、それごとに不納欠損処理をしてるということと考えればよろしいですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 土木部長、木下勇二君。

土木部長(木下勇二君) 先ほど議員のご質問にお答えしましたように、法律的に地方税法、あるいは裁判所の方で手続を済ませた、時効を迎えた分について、あるいは失効した分についての不納欠損でございます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 先ほど、延滞金のことなどお聞きしたかと思うんですが、あわら市、済みません、間違っていたらごめんなさい。あわら市下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例第14条に「延滞金を加算して徴収するものとする」とうたっているんですけど、そのことというのは僕の勘違いですかね。延滞金の方だけです。今言ってるのは。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 土木部長、木下勇二君。

土木部長(木下勇二君) 私の方の手元に入っているのは督促、先ほど申し上げましたように、督促手数料。延滞金につきましては条例に規定されていないということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 例えば、地方自治法231条の2の第6の規定に、クレジットカードの決済ですとか、コンビニ納付ですとか、これはペイジーというんですかね。要はネットバンキングみたいなことでの支払いが可能ということ、ができるようにはなっております。当然のことながら、そういった対応もでき得るのかなというふうにも思います。そういったことに対する検討というのは今までなされているでしょうか。その点お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 土木部長、木下勇二君。

土木部長(木下勇二君) お答えします。

ただいまの議員のご質問でございますが、以前からその件につきまして、庁内全体で打ち合わせをいろいろと、広域圏のシステムの中で、今議員ご指摘のクレジット等の振り込みについてもできるように今、なっていると思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 9番、北島 登君。

9 番（北島 登君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

税の考え方と収納状況について質問いたします。

未曾有の大災害が起きた後も国の方針が定まらず、いまだほとんど手つかずのまま、各諸問題に対する遅れや、対策のめどがつかない、首相が退陣時期を明確にしない。それなら、特例公債法案の成立は協力しないなど、国会が行っていることが本当に国民のためであるか、疑問であり、国民があきれる日々が続いております。その中、地方の不景気はとどまることを知らず、税込減に加え、交付税の減は予測され、収支の均衡が崩れてきている時代にあると思います。そのことは、あわら市として、自主財源の市税の重みが一層増したことになり、各種税の累積滞納額約 9 億 1,400 万円の滞納整理を促進し、地方財政の基盤となる税込確保を図ることは当市に課された一番の課題であると言えます。あくまでも、仮の話で申し訳ないのですが、当初予算を組んだが、年度末には市税は落ち込んでおり、特別交付税は大幅に減額、地方交付税も減額、財政調整基金を穴埋めに取り崩すなど、最悪の状況を仮定したら、その状況の中、市税の滞納があった場合や、きちんと納めていられる市民の皆様へ理解が得られるのであろうか。そのようなことを思いながら質問をいたします。

収納状況についてです。

収納状況、未納額についてですが、昨年と比べて平成 22 年度の市税はどうか。金額と収納率はどうなっているか。また未納額はどれほどのものなのか。

強制徴収や滞納処分についてですが、滞納処分の状況はどうか。その件数と金額はどうなっているのか。平成 18 年以降の滞納額の推移はどうなっているのか。比べて現在はどうか。

各年度の不納欠損額はどうなっているか。不納欠損はどのような手順で行っているのか。旧芦原地区、金津地区での滞納額の比率はどうなっているのか。

収納推進課を設置して、その成果は上がっているのか。

通告した内容であり、具体的でわかりやすい答弁を求めます。

以上、市税収納状況の 1 回目の質問を終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 財政部長、小坂康夫君。

財政部長（小坂康夫君） お答えいたします。

税の考え方を前段で述べられておりましたが、租税は各人の負担能力に応じて公平に負担されるべきという原則があります。納税者のほとんどは議員ご指摘のように善良な納税者であることから、一部の滞納者との間にある不公平をなくして、公平適正な賦課徴収に努めて参りたいと思っております。

収納状況と収入未済額についてのご質問であります。平成 22 年度の収納状況は市税の現年分合計で 4 億 5,900 万円、収納率にして 97.74%、滞納繰越分は 1 億 350 万円で収納率 13.75%、国民健康保険税では現年度分が 6 億 1,720 万円で収納率 94.93%、滞納繰越分が 4,440 万円で収納率が 23.5

2%というふうになっております。前年同期と比べますと、市税の現年分はプラス0.13ポイント、滞納繰越分マイナス4.09ポイント、現年度分と滞納繰越分を合わせた市税総額での収納率は0.05ポイント伸びている状況になっており、今年度の収納率は、前年度を僅かではありますが上回っております。

また、国民健康保険税の現年分はプラス1.59ポイント、滞納繰越分はマイナス2.05ポイントとなっております。国民健康保険税におきましても、保険税総額での収納率は前年度同期と比べて0.45ポイント上昇しており、市税同様に前年度を上回っております。

収入未済額につきましては、前年同期と比べますと市税等で1,600万円ほど未納額が減少しており、国保税も2,100万円ほど減少をしております。

滞納処分ですが、主な処分のうち差し押さえ件数は210件で徴収金額にして1,016万円、裁判所等の交付要求件数は17件で、徴収金額は702万円というふうになっております。

次に、不納欠損処理の手順と不納欠損額でございますけれども、先ほどの下水道の答弁と重なってまいりますけれども、時効消滅のほか地方税法では滞納処分を執行することにより滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、また、市外へ転出し所在不明の滞納者や財産調査をしても差し押さえる財産もない滞納者に対しては、将来にわたって税金を納付する見込みがないことから、不納欠損ができる旨の規定がございます。平成22年度の不納欠損の額については、地方税法第18条に基づき、消滅時効によるものが増えており、これにつきましては、従来から限られた人員の中で、できる限り時効を発生させないよう時効の中断措置を講じてきましたが、市税債権の厳正な管理に向けまして、市の事務規則に基づき、今回、不納欠損処理を行ったものでございます。内訳といたしましては、地方税法第18条第1項の消滅時効によるものが346件、1,551万円、財産のない法人が解散をした場合等に適用される地方税法第15条の7第5項の即時消滅に係るものが9件、236万円で合計353件、1,787万円となっております。

今後とも、できるだけ不納欠損処理を増やさないよう市税の債権管理に十分注意を払うとともに、納税者に不公平感を与えることがないように、公平公正な納税を常に念頭に置いて、滞納者に対する法的措置等も踏まえた対策を講じて参りたいと考えております。

また、18年度以降の市税の滞納額でございますけれども、10万単位で丸めますと、平成18年度が7億8,070万円、平成19年度が8億7,900万円、平成20年度が8億910万円、平成21年度が7億5,400万円、平成22年度が7億4,430万円となっており、収納推進課を設置した平成20年度以降は滞納額は毎年減少はしております。

また、不納欠損額でございますが、平成18年度6,750万円、件数にして295件でございます。平成19年度810万円、件数138件でございます。平成20年度1億2,220万円、件数923件、平成21年度2,570万円、445件、

平成22年度1,040万円、353件というふうになっております。ただいま申し上げた金額の中で、平成20年度が1億を超えておりまして突出した金額になっておりますけども、これは収納推進課を設置したことに伴って、時効消滅など滞納状況を精査して、法律に基づく不納欠損処理を行ったためでございます。

また、旧両町の滞納額の比率ですけども、国保を含めた21年度の市税全体の大まかな比率で申しますと、旧芦原町が61%、旧金津町が23%、残り16%は市外ということになっております。不納欠損の手順ですけど、滞納処理も含めて、まず差し押さえなんかを行う。それから、先ほど言いました家等へ出向きまして家宅捜査を行う。もしくは、債務承諾書、承認書の誓約書をとる。分割納付の手続をとると。そういった対策をとっております。

収納推進課は平成20年度に設置いたしましたけども、先ほど申しましたように、設置後は収納率もアップしております。滞納額も減少してきて成果を上げてきております。また、福井県の滞納整理機構ともタイアップしながら収納事務を今現在進めておりますので、今後とも強力に進めていこうというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 今ほど最後の方に収納率もアップしていると。滞納も減ってきていると。これってのは、やっぱり収納推進課の皆様のご努力の賜物なのかなと。大変にきついお仕事を日々されていて、本当にご苦労が絶えないなというふうに思っております。

それでは、再質問させていただきます。

今ほど、ちょっと不納欠損の中で気になる点がありました。平成22年度約1億2,000万円、900件ほどあったと思うんですけど、そのうちのほとんどが時効が来てしまっている状況だから不納欠損処理をしたというふうに部長おっしゃっていました。その前にさかのぼりまして、平成22年度は1,000万円ですけど、そのうちの346件はこれも時効を迎えたと。というならば、時効というのは、債務通達をすれば、当然時効の停止というか、5年間の進むスピードというのはなくなってくるのかなというふうに思います。それをもってきて346件も時効を迎えてしまったと。この要因で何なのでしょうか。お答え願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 財政部長、小坂康夫君。

財政部長(小坂康夫君) お答えします。

先ほど、1億2,000万というのは平成20年度でございます。時効につきましては、時効の援用という言葉がありまして、税とか先ほどの下水なんかは公債権ということで、5年間たつと自動的に時効を迎えると。それと違いますのは私債権、これについては、民法上は一応10年ぐらいになっておりますけれども、時効の援

用を自分で申請しないと、この債権についてはもう時効を迎えていますよというのを自分でやらないと、時効が消滅しないという形になっております。

税につきましては公債権ですから、基本的には5年で時効を迎えるわけでございますけども、先ほど言いましたどうしても取れない方、生活困窮者等によって、時効の援用なくとも時効を迎えてしまうのもあります。税の収納推進課は、差し押さえとか、先ほど言いました家宅捜査とか、差し押さえも年金を押さえたり、貯金を押さえたりいろいろやっております。それもで、やっぱり毎年どうしても時効は出てきてしまうというのは、どうしても仕方がないのかなと。先ほど申しましたように、そういうものなるべく起こらないような形で収納課も業務を推進しております。例えば、一つの債務があって、例えば、私が固定資産を滞納していたと、今年もう時効を迎えるというときは、そこへ、例えば、極端な例、1円でも入れればそこからまた5年間時効が継続、消滅しないというような形の中で、収納課としては努力をしておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 以前、この税のことについて一般質問させていただいたときに、固定資産税の割合が非常に高かったように思っております。固定資産税の未納額というのは、現在幾らになっているのでしょうか。滞納額ですね。

未納額と累積滞納額です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 財政部長、小坂康夫君。

財政部長(小坂康夫君) 22年度の今決算見込み、まだ決算確実に出ておりませんので、見込みで申しますと、固定資産税の未納額が6億2,000万ほどございます。一応、不納欠損は430万円ほど不納欠損を行っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 全体で約9億1,400万円の税関係なんですけど、そのうちの6億2,000万円と。非常に大きいなと。当然、先ほどの9億の中に国保も入っているわけなんですけど。これの対応っていうのはどのようにされてます。その点、詳しくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 財政部長、小坂康夫君。

財政部長(小坂康夫君) 確かに、固定資産税の全体に占める割合は多くなっております。先ほど申したように芦原と金津の違いがどうしてもやっぱり大型の旅館等がある芦原町が大きくなっているわけでございますけども、それらも先ほど言いましたように分割納付とか、例えば、建物じゃなくて土地の差し押さえとか、そういうことも実施しております。現にもう倒産してしまっております旅館等もございまして、そういうところの差し押さえ等も実際やっております。一生懸命、収納課は

頑張っております。例えば、市税全体50億としますと、収納率98%いっておりませんが、98%としますと残り2%が毎年滞納になってくると。50億の2%ということは1億円になります。収納課が頑張らなければ毎年1億円ずつ滞納額が増えていくことになっているんですけども、先ほど申しましたように滞納額は毎年減ってきております。ということは、それ以上に収納課が頑張っているということでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 以前の話なんですが、平成20年度になると思います。入湯税の調定問題が発覚したと。その後、入湯税、入湯税は預かり税でございますので、当然100%納めていただければいけない状況で、そのようになっていただきたいなと思っているわけなんですけど、その点はどのようになっておりますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 財政部長、小坂康夫君。

財政部長(小坂康夫君) 入湯税のご質問でございますけども、確かに、前回、以前はいろいろな問題がございました。今現在の22年度末の決算見込みでの入湯税ですけども、現年度分で99.63%という見込みになっております。若干まだ入っていないのもございます。これにつきましては、当然預かっているというような関係で、収納課がその法人等に向けまして分納徴収、一遍に納めるのが無理なら分納してくれというような形で随時徴収に回っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 大変な内容でございますが、市民の税に関する公平公正さの立場からしっかりと取り組んでいただきますよう期待をいたしまして、一般質問を終わります。

以上です。

議長(丸谷浩二君) 暫時休憩いたします。再開は午後1時15分から開会いたします。

(午後0時19分)

---

副議長(北島 登君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時19分)

笹原幸信君

副議長(北島 登君) 続きまして、通告順に従い、7番、笹原幸信君の一般質問を許可いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 7番、笹原、市政会、通告順に従いまして一般質問を行います。

本会の質問は、農地・水・環境保全向上活動支援事業の問題点と今後についてということで質問をいたします。

現在の農業経営における課題は、農地・農業施設などの適切な管理運営が高齢化や担い手不足により、農業者のみでは困難になってきたところから、農家はもちろん、非農家、子供を含めた地域ぐるみでの効果の高い共同活動と先進的な営農活動を支援する農地や水などの資源の保全とその質の向上を図ることを目的に、農地・水・環境保全向上活動支援事業が平成19年から実施されてきました。

この事業は5年間継続をして実施されてきましたが、本年でこの事業が終わります。この事業は地域の環境を保全するために、地域の方に参加していただくとの内容でありましたが、作業の範囲は農地に限られており、集落内の環境保全等には使えないにもかかわらず、非農家の方の参加も得て、実施されるなど、矛盾するところがあり、運用においても活動を実施するには助成金が適用される範囲の範疇なのかどうかの問い合わせをしなければならない場合も時折ありました。当時の平成19年度の当初予算での実施予定の内容では、92該当地区のうち78地区で実施、または実施予定で約85%の参加率となっておりました。また、取り組みの面積では、田で95%、畑で79%、草地で63%となっており、全体では91%と高い実施率となっていました。田においては、10アール当たり4,400円が助成され、1年間の事業費は約1億2,000万円が予定をされておりました。このうち、負担割合は国が2分の1の補助率で約6,000万円、県4分の1、市4分の1の補助率で各3,000万円でありました。あわら市負担分の3,000万円のほとんどは市単独で補助していました農業関係の予算をカットし、財源を捻出したものであります。5年間の総事業費は約6億円であり、市費は23年度を含め、累計で約1億5,000万円の予定になっております。多額の市費を投入していますが、この事業の費用対効果を検証しているのかどうかをお伺いするとともに、検証しているのであれば、どのような効果が出ているのかを答弁ください。

私は、事業初年度より今日まで農地・水の区の役員を務めて参りました。私の区は12戸の小さな区で3年前までは農家は7戸ありましたが、そのうち2戸が農業をやめ、非農家になり、現在農家は5戸しかなく、逆に非農家は2戸増えて7戸になりました。また、老人のみの世帯が4戸あり、中学生以下の子供はたった1人しかおりません。この事業の活動のたびに区総出で作業をして参りましたが、お年寄りの方々には多少の無理をおかけしたと思っております。また、力仕事はどうしても農家の方に偏るようになってしまいました。もちろん、農地の補修、草刈り等については、当然農家主体で作業をして参りました。この4年間を振り返ってみますと、防草シートの敷設と、芝桜の植栽を中心に行って参りましたが、そのおかげで排水路等の高低差のあるのり面の草刈りの作業量や除草剤の使用は大きく減ってきたことは評価できるものと思っております。

しかしながら、24年度以降、この事業がなくなるのであれば、今後の農地・水路等の管理がどうなるのか、大変心配であります。近年、あわら市における農業の

実態としては、法人化、認定農業者を中心とした大規模な農業が営まれるようになって参りました。旧来においては、個人が農地を管理して、人には迷惑をかけたくないとの思いから個人の責任においてこまめに草刈り、排水路の泥上げ、農道の管理等の作業をして、農地の環境を保全して参りましたが、先ほど申し上げたように高齢化や後継者不足により農業から撤退する農業者が多数出てくることにより、農家が大幅に減少し、管理が疎かになってくるのではないのかと危惧しております。今の事業がなくなれば、現状行っている管理はできないのではないかと思います。行政として、今後の維持管理をどう考えているのかをお答えください。

また、この補助金で高額な機械等を購入したため、補助金の返還に直面している組織もあると聞き及んでおりますが、それが事実であるならば、指導が足らなかったのではないかと思います。いかがでしょうか。

また、国費、県費が投入されているため、事務処理が複雑で大変でありました。確かに、事業の途中で事務作業の簡素化が行われましたが、それでも提出書類の作成に多くの時間と労力がかかり、これに支払う日当も多く、本来の事業に使用されるのであればよいのですが、無駄が多いと感じているのは私たちの組織だけではないと思います。

次に、本年23年度から新しい事業がスタートしたと聞いておりますが、説明がありません。なぜなのでしょう。この事業については、私は全然知りませんでした。4月24日に、農地・水の本荘地区の上区7区の協議会が開催をされました。この協議会は、近隣の組織が年度始めに集まり、昨年度の実績、反省等を話し合い、本年度の事業計画を協議するもので、毎年開催してきております。その場で、坂井市では、新しい事業が始まっているらしいとの話が出、当地区も参加したいので説明会を開いてほしいとの要望が出されましたので、農林水産課に4月26日頃その旨を連絡いたしました。農林水産課では、現在内容を検討中で、今の段階では説明会を開催できないとの回答でありました。他市でこの事業がスタートしているように聞いたのですが、その反面、当市では説明会も開かれていないのはなぜかをお伺いをいたします。説明会の申し入れをした際には、検討し、まとめ次第説明会を開くとの回答でありましたが、いつ開催されるのかを答弁願います。

今回、一般質問をするに当たり、農林水産省のデータを参考にいたしました。この農林水産省の要綱によりますと、ページ数67、8ページございましたので、全部とても読んでいる暇はなかったのですが、平成23年度からは営農活動支援については、環境保全型農業直接支払対策として、独立した対策とするとともに、これまで共同活動支援の対象としてきた農地、農業用水等の資源の日常の保全管理活動に加え、活動組織、集落が行う農地周りの水路、農道等の施設の長寿命化のための補修・更新などの活動に対し、追加的に支援するよう見直しを行い、対策面については、農地・水保全管理支払交付金と変更しましたとなくなっていました。

農地・水管理支払交付金とは、これまでの農地、農業用水等の資源の日常の保全管理活動に加え、集落が行う農地周辺の水路、農道等の補修、更新などの活動に対

して新たに支援することにより、長寿命化を図る、つまり、用排水路の底打ちや、農道の舗装に交付金を支払うとなっています。さらに、今までの水路の泥上げや、農道脇への花の植栽等は今までどおり10アール当たり4,400円の補助金を支払い、あわせて新しい交付金で水路の補修、更新、水路の底打ち、農道のアスファルト舗装に対して、10アール当たり4,400円の補助金を支払うとなっております。お聞きしたいのは、この農林省の説明の、図で説明されているわけですがけれども、この図の説明で従来の泥上げ、4,400円、あわせて新しい補助金、水路の更新や、農道の舗装のための補助金を4,400円がそれに上積みされるという説明がなされておりました。この措置は、23年度だけの措置で、24年度からは向上活動支援交付金だけになるのかを説明をしていただきたい。私としては、農業者にとってよい事業であるので、是非とも採択していただきたい。

行政が採択に躊躇している理由は何なのかを答弁いただきたいと思います。新しい事業でありますので、農林水産省のホームページを見ただけなので、私自身もよく理解をしておりますし、また、行政からそのような事業があると一言も聞いておりませんので、説明を兼ねて答弁を願います。

最後に、私どもの区は、認定農業者が1人いまして、他の4人は個人で農業をしていることと、事務処理の複雑さのため、以前行われました農林水産課のアンケートには、当区としてはこの事業に参加しないという申し込みと申しますか、アンケートに答えておりますが協議会を構成をしておりますので、他の集落がそれに参加するということであれば、また農道・水路の底打ちができるのであれば、我々の組織としても参加したいと、そういうふうに思っております。

以上で1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) 笹原議員のご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、農地・水・環境保全向上活動支援事業は、農業者に加え、地域住民の参加により、農地や農業用水をはじめとする生産基盤や集落機能、農村景観を維持・保全するために取り組む共同活動について、国、県及び市が支援するもので、平成19年度から23年度までの5カ年事業として実施いたしております。市としましても、担い手への農地集積や集落営農を推進すると同時に、農地及び農村環境の維持・保全、さらには農村秩序の再構築といった観点から、農地・水への積極的な取り組みを各集落に働きかけ、現在では76組織が事業に取り組んでいるところであります。

ご質問の費用対効果でございますが、各組織の主体性を尊重する意味合いから、詳細な検証は行っておりませんが、年に2回実施いたしております取り組み状況ヒアリングの結果からいたしますと、早急に修繕の必要な箇所や、長年にわたり懸案となっていた箇所の補修等については、本事業による対応がなされるなど、十分な効果が得られているものと考えております。

さらには、子ども会なども加えた共同作業による花壇整備、畦畔への花の植栽や除草、除草シートの設置など、農村景観の向上と環境に対する意識高揚にもつながっていると考えております。

次に、事業終了後における市としての対応についてのご質問でございますが、本事業が24年度以降も継続実施されるか否かについては、現時点では未定でございます。このことについては、今後における国の施策動向等を十分に見きわめるなど、積極的な情報収集に努めて参りたいと考えておりますが、仮に、本事業が廃止となった場合の生産基盤などの維持管理につきましては、事業実施中に形成された共同活動に対する意識が持続され、各集落が主体性を持って管理すべきものと考えております。

一方で、市が事業の開始以前に行っておりました砂利などの材料支給などについては、集落の負担軽減を図る意味でも再開すべきものと思っております。

3点目の高額機材などの購入に関するご質問であります。いずれの組織も用途基準に基づき機材などを調達しており、交付金の返還に結びつくような事例については、現時点では把握いたしておりません。なお、本年度が事業最終年度でありますので、年度末において交付金の残額が生じた活動組織については、余剰金を返還していただくこととなっております。

次に、今年度から新たに導入された向上活動支援交付金についてのご質問でございますが、事業名も農地・水保全管理支払交付金と改められたとともに、これまでの共同活動支援交付金に加え、平成27年度までを事業期間とする向上活動支援交付金が創設されたところであります。この向上活動支援交付金は、活動組織が行う農地周りの水路や農道などの長寿命化のための補修・更新などの活動に対し、追加的に支援するものであります。共同活動に取り組んでいることを条件として採択されるものでございます。

議員ご質問の交付の仕組みについてであります。新たに向上活動に取り組む活動組織に対しましては、従来の10アール当たり水田4,400円、畑2,800円の共同活動支援交付金に加え、10アール当たり水田4,400円、畑2,000円の交付金が上乗せして交付されるものであります。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、この共同活動の部分につきましては、24年度以降も継続されるか否かが明らかにされておりません。このため、向上活動の採択を受けた上で、仮に、共同活動の部分が廃止されたときには、活動組織の全額費用負担により、共同活動の継続を余儀なくされるのではないかと危惧を抱いております。

したがって、24年度以降の共同活動部分の継続の有無を見きわめることなく、安易に当該交付金事業を導入することは適当ではないとの判断から、本年度の事業実施を見送ったところであります。市といたしましては、より効率的で効果的な向上活動への取り組みを促すためにも、土地改良区や旧村単位、あるいは、数集落を単位とした水路や道路等の補修のあり方を模索しているところであります。特に、24年度以降に向けた各組織や集落における意向を把握し、補修を希望する施設の

状況を検分することは、極めて重要であると考えておりますので、7月以降、順次、事業説明会並びに意見交換会を開催して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 答弁いただきましたので、再質問をさせていただきますが、何分にも新しい制度で、私もまだ余り理解をしておりませんので、その点、ご容赦を願います。

費用対効果については、十分な効果が得られたとのことですが、私も、自分が会長をしてずっと4年、今年で5年やっていますが、それについては十分効果を得られてきているのではないかと思います。ただ、難点は先ほども言いましたように、大変事務処理が複雑で相当な時間を要したということでございます。

それと、今、部長の方から24年度以降継続されるかについては未定と。農地・水ですね。答弁されましたけども、私の先ほどの質問の中でも申し上げたように、農林省の説明では、ほかの要綱に書いてあったのかもしらんのですけども、一応、農地・水があって、そして、次の新しい交付金、あわせて支給すると。田で8,800円。10アール当たり8,800円支給するとなっております。再度この点について、簡単に説明をしていただきたいのと、新制度も私ちょっと要綱を全部読んで暇がございませんでしたので、もう少し簡単に具体的に説明をお願いできないかなと、そういうふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) 議員ご指摘のとおり、23年度については、これまでの農地・水に向上活動部分が追加交付されるものでございます。しかしながら、先ほども申し上げましたように、24年度以降におけます共同活動分に対する事業の継続につきましては、これまでも北陸農政局、あるいは福井県の説明会などにおいて確認をいたしておりますけども未定とのことでございます。市といたしましても、24年度以降の事業継続についてはかねてから強く要望いたしておりましたので、今回の事業組みかえと向上活動の創設が共同活動の継続実施につながるのではないかと期待もいたしているところでありますが、現在のところ確証するには至っていないというふうな状況でございます。

次に、向上活動の事業内容についての説明をということでしたが、この向上活動の事業内容につきまして簡単にご説明申し上げますと、水路や水門、ため池、農道のほか、暗渠排水、給水栓の補修、または更新する費用に相当する交付金が活動組織に市を通さず直接交付されるものでございます。なお、施工方法としては活動組織みずからが行う自主施工が原則となっておりますが、施工量が多い工事などにつきましては、外部への発注も可能であるというふうなことでございます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 今の説明で少しわかりました。農地・水の活動については、23年度で一端打ち切られるという、私、そのままあと5年継続されるのかなと、そういうふうに思っていたわけでございます。それに、農道の舗装とか用排水路ができればそれが一番いいのかなと、そういうふうに思っておりました。それであれば、農地・水が今年最終年になっております。これに、この今の新しい交付金を加入するのであれば、今の農地・水をやらなあかんということ为先ほど言われたと思うんですけども、今回、農地・水が最終年となっております。本年だけでも新しい事業を実施した方がよかったのではないのかなと思うのですが、その点どうでしょうか。

それから、本年入っていませんので、来年、採択するかどうか、それはまだわかりませんが、事業の途中で参加できるのかどうかもお伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) ただいまのご質問でございますが、農地・水を23年度だけでも実施すべきではないのか、向上活動を23年度だけでも実施すべきではないのかというようなご質問かと思いますが、議員ご指摘のとおり、そういったふうな考え方もございます。しかしながら、この向上対策は複数年での実施を求められている事業でございます。また、事業申請をする際には計画書の策定が必要となりますが、その内容は補修、更新、工事の説明やそれに要する概算経費の算定、さらには事業期間中の実施計画となっております。なお、この策定に要する費用については、事業採択前でありますので、活動組織が自費で負担するものとなっております。したがって先行きが見通せない中での計画策定につきましては、計画自体が無駄になることや、事業中断による交付金の返還など、活動組織に不利益が生じることも想定されるところでございます。

また、実施2年目の24年度から申請しても採択されるのかどうかというようなことですが、実施期間が4年間に短縮されますが、県に対し採択は可能であるとの確認をいたしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 来年度採択されると、これは最終年度までそのままずっと実施をしなければならないのかどうか、途中でやめた場合には交付金の返還ということがあり得るわけでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) 向上活動につきましては、議員ご案内のとおり、最長5年間の実施計画を定めることとされておりますので、複数年にわたる事業計画の

策定は必須の条件となっているものでございます。必ずしも最終年度まで行う必要はなく、事業計画で定める年数分が交付金の対象となるものでございます。なお、事業の採択に際しましては、事業内容はもとより、事業に要する年数につきましても審査されまして決定されることとなっております。

また、活動組織はこの事業計画に従った施設を補修・更新することになりますが、仮に、事業途中で計画を打ち切ったときには、取り組み初年度からの交付金を返還することになるものというふうに理解をしております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) はい、わかりました。この制度は、市の制度でないものですから、何とも言えないところでございますけども、農地・水の部分が廃止されたときは、たしか、組織がこの分を負担して新規の制度に加入するというふうに言われたと思うんです。そうなれば、恐らくだれも入らないんじゃないかなと私は思うわけです。例えで言うならば、これは、今の新制度はひもつきの100万円とします。そして、農地・水の方で同額の100万円を組織で負担をしなければこれに加入できないと。農地・水が継続されるのはそれでいいんですわね。農地・水が24年度で廃止された場合には農地・水の1反当たり4,400円は自分で負担せなあかんと。農道と水路の底打ちの金が出るけれども。ということは、100万もらっても半分は自己負担ということは、50万の補助金に減ってしまうということですよ。私は、そういうことはあり得ないと思うんですが、その点、国の政策ですからどう考えられるかですけども。それと、私はいままで、農地・水が23年度で終わっても、今の新しい制度がスタートするのであれば、恐らく今までの農地・水の事業も進められるのではないかと。そんなふうな気はするんですが、部長、まだ国のあれがはっきりしてないんで、答弁できますかね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) ただいまのご質問でございますが、確かに、農地・水における最大のメリットとしましては、地元のいわゆる負担なしに農業施設の維持や集落環境の整備ができることというふうに考えております。ご指摘の今の議員お話ございましたように、共同活動が廃止されたときには、向上活動に対する補助率は実質的に2分の1になるというふうなことを考えております。このことから、24年度以降における共同活動の実施について、何らかの担保が示されないことには、活動組織や集落に対し、この事業を進めるというふうなことはできないと考えているところでございます。

それから、23年度で向上活動が終わっても組織の負担なくして事業が進められるのではないかとというようなことのお尋ねでございますけども、共同活動部分が廃止された場合には、向上活動だけでも事業が進められるのではというふうなことで

ございますけども、向上活動は共同活動に先ほど申し上げましたが、上乘せして実施するというふうなことにされておりますので、向上活動に取り組むためには、共同活動の実施が不可欠であるというふうに理解をしております。

言うまでもなく、農地・水における最大のメリットは共同活動で取り込まれる農地や水路などの日常の管理と農村環境の向上に資する自主的な活動だと考えております。仮に向上活動だけの事業が可能となりましても、自主施工を原則とする向上活動は、その基本となる共同活動がなければ取り組みにくいのではないかというふうに考えております。活動組織によっては、使いづらく、大きな負担となるのではないのかとの危惧をしているようなところもございます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) うちの協議会も他市で聞いてきたわけです。恐らく、前向きに取り組んでいる市町があると思います。それから、自己負担のリスクを抱えてこの事業に取り組むとは考えられないんですが、県内他市町のこの事業の取り組みの状況はどのようになっていますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) 県内におきます取り組みの状況でございますが、23年度に申請を見合わせました市、町は本市のほかにおおい町と高浜町の3市町となっております。なお、近隣の自治体では24年度以降の共同活動については自己負担による実施もあり得ることを前提の上で向上活動の申請を行うよう念押しを行ったというふうに聞いてございます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 今、あわらとおおい町と高浜町ですか、17市町あって3市町だけが加入していないということはある程度、ある程度というか大部分が事業採択に向けてやっておられるということなので、この他市町の状況を一遍把握していただいて、今後、委員会でも説明をいただきたい。そういうふうに思います。

それと、農地・水が廃止されたときに集落が管理すべきと言われるんですが、現実、集落によりますと農家がどんどん減ってく状況で、先ほども申し上げましたように農家が減って、大規模の農場、農家が増えると、そういうことにおいて、やっぱりなかなか管理していくのは困難ではないかな、そういうふうに思います。

それと、あと交付金の返還について、ちょっと前後するんですが、剰余金の残額は返すということ先ほど言われました。これは、残った分は金額の多少にかかわらず返さなあかんのであろうと思いますけれども、確認のためにお聞きをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) お答えいたします。

古くから、古来からの農村でいわゆる営まれてきました共同作業による農地や農業施設などの維持は欠かすことのできない集落機能の一つであるというふうに考えております。ご承知のとおり、市では農業経営の安定を図るために、集落営農を基本とした担い手への農地集積を強力に推し進めて参りました。このことは農地を維持管理すべき農業者の減少を招き、ひいては集落機能の低下につながることを意味いたしております。折しも、平成19年度から導入されることになった品目横断的経営安定対策と、農地・水・環境保全向上対策は、農業経営の安定と集落機能の保持という相反する課題を同時に解決できるものと期待して車の両輪と位置づけながら、各集落への取り組みを促しをさせていただきました。仮に23年度をもって共同活動部分は廃止されることとなりましても、この5年間において再構築され、培われました集落機能が継承されまして、各集落において共同活動が引き継がれることを期待しているところであります。このことこそが本事業における最大の費用対効果と考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、交付金に余剰が生じたときの返還についてでございますが、農林水産省の共同活動に関する現行の実施要綱では、余剰金は返還することと規定されておりますので、金額の多少にかかわらず、全額を返還するものと理解をしております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) たしか、農地・水が19年に参加したときには、これ以前には、市では約3,100万円の農業に対する補助金があったわけでございます。生産調整の奨励金の2,800万円。それから先ほど答弁にありました砂利、農道の砂利敷きの100万円とか、そういうものをカットして、この農地・水に振りかえたと、そういうふうな経緯がございます。例えば、今の農地・水がなくなった場合、何らかの、市独自のまた補助金を何か考えているとか、そういう面はございますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) 先ほど申し上げました砂利などの費用につきましては、農地・水事業の中で認められる経緯でございますので、これにつきましては削除をさせていただいております。

また、米の生産調整に対する上乗せ補助につきましては、議員ご案内のとおり、農地・水の財源を確保するため予算の組み替えを行っております。この生産調整につきましては、本年度から農家戸別所得補償制度が本格実施されております。米の生産に対するものを含む各種補償金は国から農家へと直接交付されることとなり、制度の性格上、これへの上乗せ補助につきましては行うべきではないと考えており

ます。なお、昨年度まで農地・水に含まれていた環境保全型の農業を支援する営農活動支援につきましては、本年度に創設された環境保全型農業直接支援対策に組みかえとなり、市町村に求められる4分の1の義務負担として当初予算に市費600万円を計上するなど、新たな財政需要も生じております。ご質問の共同活動部分が廃止に至った際には、市独自の補助金で向上活動を支援するのかというような今お尋ねでございましたけども、現時点では、そこまでの検討は行っておりません。当面は、意見交換会を開催するなどしまして、活動組織や集落の意見のお聞きすることを優先しまして、事業の存廃が見通せた段階において、その後の対策を講じて参りたいというふうに現在のところ考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 最後の質問ですけども、この新しい交付金、これの全体の像といたしますか、内容が大体判明して、正式にわかるというのはいつごろになるのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) お答えします。

農林水産省が例年、来年度予算の概算要求を取りまとめます時期は、通年ですと8月下旬ごろが一応の目安となっておりますが、現在、本年度の補正予算編成がいろいろと国会などにおいて議論をされている中におきまして、やや後ろにずれ込むのではないかなというふうなことを現在考えております。いずれにしましても、情報収集に万全を期しまして、一刻も早く本市としての方向性を見出すことが重要と考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) はい、いろいろ質問させていただきました。今回、4月にうちの協議会がありまして、農水へも4月の二十何日に話に行きまして、なかなか返事が来ないと、なかなか回答が出てこないということで質問をさせていただきました。確かに、情報が少なくて話せないということはよくわかるんですけども、こういう状態で話せないとか、そういう説明とか、また一部でもわかっているのであれば、わかる範囲内で中間報告をしていただきたい。そのように思います。うちの上区7区の協議会が説明を待っております。全集落集まって、協議会集まって説明を受けたいという希望がございますので、その点も勘案していただいて、早急に手を打っていただきたい。そういうふうに思います。

以上で質問を終わります。

---

八木秀雄君

副議長（北島 登君） 引き続きまして、通告順に従い、6番、八木秀雄君の一般質問を許可いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（北島 登君） 6番、八木秀雄君。

6番（八木秀雄君） 議長の通告順に従いまして、八木秀雄が一般質問をさせていただきます。

質問の内容は、大きく分けて二つの事項でございます。

一つの事項はあわら湯のまち駅の多目的広場全般について、二つ目の事項はH E E C E 構想事業の展開について質問をさせていただきます。

まず最初に、このあわら湯のまち駅多目的広場全般について質問をさせていただきます。

あわら市では、県民の目玉となる観光推進事業の採択を受け、あわら湯のまち駅前多目的広場の整備を市民参加型ワークショップで検討を重ねてきました。最終回となる第5回のワークショップでは、配置設計と空間イメージを確定し、現実に向けた管理兼運用についてまとめました。

今年の11月1日には、藤野巖九郎記念館をはじめ、芸妓組合の事務所、多機能施設、公園等がオープンする予定になっております。その他のハード事業も着実に完成が間近と思います。市側としては、管理運営について、準備が進められていると思いますが、再度質問をしたいと思います。

1．藤野巖九郎記念館、資料館の利活用と管理方法について、2．芸妓組合と併設している多機能施設等の利活用と管理方法について、3．植栽などの広場の管理について、4．あわら湯のまち多目的広場を使ったソフト事業の企画運営方法について、5．多目的広場へ1日当たり来訪者は何名ぐらいを予定をしていますか。6番目に、あわら市都市計画マスタープランまちづくりの基本戦略、7．多目的広場を核とし、魅力的空間と回遊性の創出する歩いて楽しい温泉まちづくりの活性化について、以上の質問をいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（北島 登君） 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長（北浦博憲君） 八木議員のご質問にお答えをいたします。

まず、藤野巖九郎記念館の管理につきましては、これまでも市議会に対しましてご説明申し上げておりますが、今年度は市が直営管理し、入館料を徴収する方向で検討するとともに、職員につきましては、現在の国際交流会館の職員1人を配置したいと考えております。また、多機能施設棟の管理につきましても、基本的には市の直営管理とするものですが、トイレを含む施設内外の清掃は芸妓組合にお願いするものです。なお、来年度からは指定管理者制度を活用した管理方法を検討しているところでございます。

観光面での利活用につきましては、藤野巖九郎記念館、資料館は、魯迅との縁をPRし、福井県とも連携しながら、訪日外国人、特に中国人旅行者の誘致に役立て

たいと考えております。

多機能施設棟につきましては、第49回市議会本会議においての吉田議員の一般質問の際にも答弁させていただきましたが、芦原芸妓の稽古風景の公開や、お座敷体験、芸妓・舞妓変身体験などを実施し、温泉地らしさの演出を図るとともに、各種伝統芸能関係者による発表会や落語の寄席の開催など、多機能的な活用ができるものと考えております。

また、広場全体の管理のうち、芝生広場や植栽など専門的な技術が必要なものにつきましては、造園業者などへ直接市が委託する方法を検討しているところでございます。さらに広場内に花壇スペースを設け、婦人会、老人会などの市民団体に植栽管理をお願いするほか、あわらの自然を愛する会による山野草の植栽など、市民の皆様による積極的な広場の活用や管理をお願いしたいと考えております。

次に、広場を活用したソフト事業の企画運営につきましては、できるだけ民間の活力を生かしていきたいと考えており、あわら市観光協会や各種団体、市民コミュニティなどによる朝市・夕市の開催など、市民と来訪者との間で、自然・歴史・伝統芸能・音楽・食・温泉などの地域文化をテーマにしたさまざまなスタイルの交流が展開されることを期待しております。

次に、1日当たりの来訪者数の見込につきましては、例えば、セントピアあわらへの入湯を目的に訪れる平日の観光客数は、およそ100人というようになってございますが、本広場の場合は、散歩をする方や施設の利用者、各種イベントなどの参加者など利用者の範囲が広く予想は難しいものと思われまます。しかしながら、賑わいの中心広場として市民にも交流客にも、1人でも多く方々の利用が得られるよう努力して参りたいと考えております。

なお、この広場はあわら市都市計画マスタープランに基づき、県の補助金を受けながら温泉街の活性化の核として整備しているもので、この多目的広場の完成により、セントピアあわら、市道温泉3号線の石畳の道など、回遊性のある歩いて楽しい温泉街づくりにつながるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今、北浦部長よりわかりやすく、中身のある答弁をいただきまして、ありがとうございます。もう少し具体的に答弁していただきたいところがありますので、質問をさせていただきます。

藤野巖九郎記念館の利活用については、特に福井県とも連携をしながら、中国人旅行者の誘致に役立てたいと考えていることはよい案だと思います。福井県内には約2,500人余りの中国人研修者が学んでおります。もちろん、あわら市内においても工場、旅館等で技術の習得、旅館の運営等を学んでおります。是非この人たちにも記念館に来ていただくよう、福井県と共同して企画をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

2番目に多目的広場への1日当たりの来場者は何名ぐらい想定しているかとの質問に対し、セントピアあわらの平日観光客の数が100人程度となっているので、その観光客が何とか湯のまち駅前多目的広場に足を運んでいただければいいと思う答弁がありました。私の提案ですが、多目的広場とセントピアあわらの二つの中心となる核が相互に情報交換、比較、案内をすれば必ず多目的広場の来場者は増えると思いますが、いかがでしょう。この二つの来訪者を増やす提案ですが、いかがでしょう。北浦部長、答弁をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) お答えをいたします。

1点目は藤野巖九郎記念館、それから資料館へのいわゆる観光客の誘致、いわゆる来訪者の誘致増というふうなことに関連して、八木議員の方から今提案をいただきました。県内の私ども詳しく把握しておりませんでしたけども、県内2,500人程度の中国の方がいらっしゃるということで、もちろんこれもそういう来訪者数を増やす一つの方法として、また福井県とも連携して、検討してみたいというふうに思います。

それと、多目的広場とセントピア広場の連携ということですけども、これはあわら湯のまち駅には創生塾の観光案内所ございますけども、それから、セントピアあわら、完成したあかつきには多目的広場、これはやはり連携しながら、先ほど申し上げましたけども、いわゆる温泉客、来訪者が回遊しながら芦原温泉を歩いていたかというようなことで、当然これも相互に連携しながらお互いの情報交換、あるいはお互いの施設への来訪者の誘導とか、そういったことも検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) それでは、三つ目の質問ですけど、先ほどの答弁の中で、多目的広場はあわら市都市計画マスタープランに基づいて県の補助金を受けながら、温泉市街地の核として整備しているもので、この多目的広場の完成によりセントピアあわら、市道温泉3号線の石畳の道など、回遊性の歩いて楽しい温泉街づくりにつながるものと考えておりますとの答弁がありました。

私も、この多目的広場の利活用、運営方法、まちづくり拠点となる広場との周辺の回遊性について一般質問をすることを事前に舟津温泉の区長さん、田中温泉の区長さん、二面温泉の区長さん、3区長さんに説明をいたしました。その中で、あわら市市街地まちづくりに非常に興味を持っていただきました。中でも、湯のまち駅前多目的広場を中心に、仮称つるや開花亭本通りを歩き、石畳、セントピアあわらまでの魅力ある回遊をするための道路の整備、空間、空き店舗の再利用、店舗の修景づくりの立案をし、市民はもとより芦原温泉に来ていただいたお客様へ歩いて楽

しい町並みにしてみたいとの意見にご理解を示していただきました。このことを実行するには、3区の区長さんをはじめ、その周辺の旅館、店舗、市民の協力と理解が必要と思われます。このことについて、あわらの今後の市街地まちづくりハード事業について市長の考えをお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ちょっと、温泉3区の区長さんとお話をされたということですが、その中身についてちょっと私は存じておりませんので、どういうお話だったかはわかりませんが、ハード事業につきましては、直近のものといましては、今、多目的広場の整備を進めておりますように県内の目玉となる観光地づくり事業を今進めております。

あと、市町振興プロジェクトの中で、多少ハードに近いものも今後計画はされておりますけども、今、議員がご指摘になったような意味でのハード事業というのは、ちょっと今のところは計画としては具体的には上がってはおりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) ありがとうございます。

それでは、二つ目の事項の質問にさせていただきます。

H E E C E事業です。あわら市の重点政策である「若い世代が住んで、生んで、育てたくなるまち」を実現するために、平成22年度からH E E C E構想事業を展開しております。橋本市長は2期目の市長就任を前に23年度H E E C E構想事業を更なるパワーアップと情報の共有を目的とした行政運営の実現を約束をいたしました。重点事項事業内容について質問をいたします。

一つ目、子ども医療費助成事業、第3子以降の保育料無料化事業、この大きな二つのこの2件に多く予算をかけられている理由について、また成果について。

二つ目、あわら市若者定住促進事業の内容と進捗状況について。

三つ目、あわらスマイルサポート事業の進捗状況と次へのステップ課題について。

4番目に、伝統芸能育成事業を行った理由と現状の進捗状況についてお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えいたします。

H E E C E構想事業は、市の重点政策である「若い世代が、住み、生み、育てたくなるまち」を実現するためのツールとして昨年スタートしたのですが、今年度は構想の五つの柱である健康、教育、環境、コミュニティ及び経済産業の各分野に24の事業を体系付け、より強力に展開をしているところであります。その各事業の成果、進捗等についてお尋ねいただきましたので、順にお答えして参ります。

まず、子ども医療費の助成と第3子以降の保育料無料化については、いずれも子

育て支援に関する施策で、子ども医療費助成事業は、対象者が3,611人、事業費は4,125万円となっています。一方、第3子以降の保育料無料化事業は、対象児童が97人で、事業費は1,138万円となっております。これらの事業は、対象者数や保育料単価の額が事業費の大きくなる要因となっておりますが、子ども医療費にしろ、保育料にしろ、子育て家庭の家計に直結しており、経済的負担を大きく軽減する効果があると考えております。特に、第3子以降の保育料無料化事業については、福井県が平成18年度から3歳未満の園児に限り無料化していたところを、本市が独自に3歳以上の園児にまで拡大したもので、子育て世帯や子どもさんご家庭から喜んでいただいております。本市のイメージアップにも役立っていると考えております。

次に、若者定住促進事業は、若者の地元での定住、雇用の促進を図ることを目的に、市内企業の紹介や、採用情報のほか、あわら市の魅力などについて「メル友あわらくん」という愛称でメールマガジンを配信しているものです。現在の状況は、会員登録数が110人で、昨年度は22回配信しております。また、市のホームページでもメル友あわらくんのコーナーを設け、情報を発信しているところですが、昨年度の閲覧件数は3,196件となっております。こうした情報をもとに、あわら市のあすを担う若い力が、市内の優秀な企業に集結することによって、市の活力は格段にアップしていくことと思います。今後も、メル友あわらくん事業を通して、若者の定住促進を目指し、1人でも多くの若者に、市内企業や、あわら市の魅力、定住のための情報を発信して参りたいと考えております。

次に、あわらスマイルサポート事業は、国の緊急経済対策の一つで、福井県緊急雇用創出特別基金事業を活用して22年6月からスタートしたもので、JR芦原温泉駅の乗降客の利便性の向上とともに、おもてなしの心を伝えてあわら市の好感度アップを目指しているものであります。具体的には、乗降客の手荷物運搬や高齢者等の介助、観光イベントや施設などの各種案内、駅構内のごみ拾いを実施しているもので、これまで1日平均で56件の利用があり、人情味があるとか温泉駅らしいおもてなしの心が感じられるなどの好評価をいただいております。国の支援が今年度限りで終了するため、利用者の評価や利用件数等の成果を踏まえ、来年度以降の実施の有無を検討して参りたいと考えております。

伝統芸能継承者育成事業につきましては、国の緊急経済対策による福井県ふるさと雇用再生特別基金事業を活用して平成22年度からスタートした事業で、芦原花柳界の継承と発展を目指して実施してきた事業です。ご案内のとおり、芦原芸妓はあわら温泉の繁栄を支え、その歴史とともに歩んできましたが、温泉宿泊客の減少や芸妓の高齢化等により衰退の一途をたどり、現在では登録者数が12人にまで落ち込み、その存続が危惧されているところです。伝統芸能は継承して宝になるという言葉がありますが、芦原芸妓が担うお座敷文化が芦原温泉の奥行きの高さや情緒を醸し出しており、あわら市の観光振興を考える上で、絶やすべきではない貴重な人的資源としてとらえております。このことから、国の資金を最大限活用して、若

手継承者の募集と育成に取り組んで参りました。これまで全国に向けた募集PRを展開し、全国紙を含む新聞各社をはじめ、有名女性雑誌や旅行雑誌、テレビ、ラジオ等多くのマスコミから取材を受け、これに伴い、希望者や温泉地からの問合せも数多く寄せられました。採用に当たっては、事業の委託先である芦原温泉芸妓協同組合やあわら市観光協会と連携し、正式に履歴書の提出があった9人について面接や書類による選考、見学会を行ったところです。その結果、これまでに3人を採用し、踊りや三味線などの稽古に加え、着つけや茶道、華道の習得に取り組んできましたが、残念ながら、この5月末をもって全員が退職となりました。国の支援事業も残り期間は短くなってきておりますが、後継者を1人でも多く確保するため努力を続けたいと考えております。また、この事業終了後も引き続き、関係者が「芦原芸妓を絶やさない」という意志を共有し、頑張りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、お尋ねいただいた事業について申し上げましたが、これらH E E C E 構想事業の成果は一朝一夕にあらわれるものではなく、これを待つにはまだまだもう少し時間を要するのではないかと考えております。ただ、ここに体系づける事業については、常に検討を加えながら改良を続け、市民生活の向上と重要政策の実現に取り組んで参りたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもご理解とご協力をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 6番、八木秀雄です。今ほど、市長の方から、市長のやはり公約でございます。H E E C E 事業構想について、詳しくお話をいただきまして、本当に中身のあるお話だと、このように思います。もう少し、ご質問をしたいと思っておりますので、お答えをお願いします。

一つは、このあわら市若者定住促進事業の内容と進捗状況は今お聞きしました。

説明によりますと、この事業は就活活動を目の前にした若者に対し、メールであわらの雇用情報等を配信している「就活メル友あわらくん」が主な事業の内容でした。ほかの市町村の若者定住促進の内容を見ますと、高校生の保護者の方々、Uターンする、される方の方々、結婚される方々と、若者ではないが、お年寄りとか身体障害者を持つマンションの購入、新築住宅の購入と盛り沢山の定住していただくための項目がありました。あわら市でも是非、このメル友、市のホームページ等に定住促進の事業内容を検討してつけ加えていただきたいと思います。市長のお考えをお聞きいたします。

もう一つ、若者定住促進事業の関連の質問ですけど、今、あわら市の市営住宅は一つも空き家がないとお聞きをしております。その理由として、来年度から市営住宅の内装工事のため部屋を空け改修工事を行うことにより、今のうちから空き部屋を確保するため、また、東北の大地震の被災者のために県の指導により空き家を確保していると。以上のことにより、市民の皆様は市営住宅を借りたくても空き家が

ないと不満を抱いております。ほかの市町村では、いかなる理由があっても市営住宅の空き家は確保されております。若者の定住促進事業で、若者がまず最初に市営住宅から入居し、そこから生活が始まることと思います。市営住宅が空き家がないということは、これは若者の定住離れになる要因と思われませんが、市長はどのようなお考えをしていますか。この2点についてお答えをお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) 八木議員のご質問の1点目に対してお答えをさせていただきます。

今、八木議員の方からご提案がございました。要はメル友あわらくんのその情報の中に、さまざまな定住促進の策を載せてもいいんじゃないかというふうなご提案だったと思います。議員ご存じのとおり、今のメル友あわらくんの中では市内企業の採用情報、それからあわら市の企業情報、独自の技術の紹介、それから社長さんのトップメッセージ、それから人事担当者アンド先輩の声とか、あるいは講演会セミナーの開催情報なんかをメル友あわらくんの情報の中で発信をさせていただいております。そうした中で、まだほかのいろんなものについても検討はしてみたいと思いますけども、いわゆる市のホームページの中で、若者定住の項がございまして、その中にもそういったふうな情報がございます。ですので、そういったものの情報との掲載との兼ね合いもまた考慮しながら検討させてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 土木部長、木下勇二君。

土木部長(木下勇二君) お答えします。

ただいまのご質問の中で、若者が定住するためにはまず市営住宅を確保しなければならない、今現在、議員申されましたようにあわら市の独自の計画があって、状況でないかというのをご質問でございますが。市営住宅につきましては、条例に規定ありますように生活に困窮しております低所得者の方あてに安い家賃で住宅を供給するという目的を第一に持っております。現在、安いということで、市営住宅に入りたいというご希望の方、市内、市外も含めてたくさんございます。この方のご要望におこたえするためには、空き家、あるいは新築をするということもあるわけですが、今の現在の状況でありますと、そういうふうなことは考えていません。むしろ、今ほど議員の方からお話がありましたように、今ある住宅を有効利用すると、いわゆる、市営住宅の長寿命化を来年から5年計画で入っていきます。そのためには、先ほどご発言の中にもありましたように、内部改装をしますので、一時市営住宅の居住の方に出させていただくと。そのために空き家を今、確保しております。あわせて東北大震災の震災の対策にも一応通達の中では6カ月、場合によっては1年と聞いていますが、その対応も一緒にしたいという考えであります。いずれにせよ、今の状態につきましては、先ほど申しましたように市営住宅を1日も長く使われる

ような改装、耐震はすべて昨年度までに完成していますので、以後のリフレッシュ事業を逐次やっている関係上、皆様方に市民以外の方にもご不便をおかけしていません。いずれにしても、今後、今ある住宅の確保を以上になりましたら速やかに住宅の供給ができますような方策をまた講じて参りたいと思っていますので、ご理解願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 6番、八木秀雄です。

HEECE構想の中で、市長は若者が定住促進できるそういう事業を試みたいと。その裏にはやはり、若い方が他の市町村からでもいいからあわらへ住みたいと、そういうやはり環境づくりが必要ではないかと思えます。

市長の答弁にもありましたけど、やはり、あわらというのはたくさんの企業を増やして、その中にあわら市民の中に、優秀な若い者がいると、それがやはりその企業を誘致するための僕は一つの売りではないかと思えます。そのためには、市長は是非、定住して結婚して、子供を生んでと。そして、その出生率を上げると。そうすれば、いろんな企業も集まってくるし、注目されると。このように思います。私、この若者の定住促進が非常にうまくいまして、出生率が非常に上がっているところを、ホームページを探しました。そうしましたら、長野県の下条村というところなんですけど、これは飯田市の隣接している町なんですけど、これはもう15年前に若者を定住するための促進事業を行っています。一つの大きなあれは、3万5,000円で2LDKで、飯田市に行きますとこれが7万円のところを、3万5,000円でこの若者たちが来ていただけます、入ることができますよと。ただし、条件としまして、消防団に入ってくださいと。そういう大きな条件がありました。それは納税を納めるとか、いろんなこともありますけど、大きな目玉は消防団に入ってくださいと。これはなぜかという、やはり若い人たちが、いろんな災害とかいろんなときに遭ったときに、率先してその力をかりたいと、村が力を借りたいということで、それを売りにしてやりました。そうしましたところ、この15年間の間ですごく人が集まってきたということで、いろんなところから視察も行っております。

ですから、私はそのホームページを見まして、いろんな企業の紹介とか、いろんなものを発信するのもいいんですけど、やはり、市長、ここぞというこの一つの促進事業の目玉を早くつくっていただきたいと。そして、このあわら市にはこういう優良企業がありますが、そこへ、必ず私たちはあれしますというぐらいの企業とやはり手を組んでやっていただきたいと。

小さなことでなくて、大きなことを是非やっていただきたいと思えます。

次に、三つ目の質問にありますけど、先ほど伝統芸能、伝統芸能継承事業を行った理由と現在の進捗状況を市長の方から答弁がございました。本当に市長の答弁の中に、3人の若い伝統芸能の育成者が5月現在でおやめになったということは、非常に残念であるというお話がございました。我々議員は、やはりこの福井県下で、

芸妓さんという本当のもてなしの気持ちを旅行客に伝えるというか、継承するというんですかね。それは、やはり芦原温泉でしかできないことだと、私はこのように思います。振り返ってみますと、2010年5月28日に芸妓組合の検番兼稽古場が火事になってしまいましたということで、数日後、北野理事長が何とか再起したいというそのお気持ちは我々議員にも非常に伝わりました。そこで、何とかそれにこたえなければならないということで、我々、厚生経済委員会の中でも移築する場所をどこにするとか、道具が焼失した。そういうものをどうするかと、本当に時間をかけてやりました。最終的にはやはり北野理事長の是非再帰して、もう一度よみがえらせたいというその言葉を真摯に受けとめまして、我々の委員会も採択をしました。そして、先ほど言ったようにハード的な面ももうでき上がってきますし、市長も芸妓組合の事務所開きの敷地の中で、関係者の方が、皆さんが考えていることは、何とか再起をして、共有して残さなければならないというコメントを出しております。

私は、あわらにはあわらにないいろんなハード事業つくりますけど、やはり、この3人の方がおやめになったという、ここをやはり僕は、行政側もそれを管理する側もやはり、反省をしてやっていかなければ、市民の理解を得られないのではないかと、このように思います。

このH E E C E 構想事業も、市長、24の事業があります。本当に形だけで、本当に成果が上がったと言えるのは、これはなかなか市民に認められないと思いますよ。ですから、本当にH E E C E 事業にかかわった市民、そういう方たちが本当にこの24の事業はすばらしいと。もう一度やっていただきたいと。やっぱりそういう具合に、やはり行政側が丸投げで委託する事業にやらすんじゃなくて、本当にみんなで力を合わせようと、そういうことをするにはやはり、市長も言われますように、我々を含めてみんなやっぱり全員がレベルアップしたそういう資質の向上、そういうものもやはり、これからは我々も勉強していかなくてはならないと思いますので、もう一度市長にお聞きしたいんですけど、やはりソフト事業をこれからやっていくためには、市長が今トップとして、皆さんを動かすための何かそういう抱負を是非、何か発言があれば教えていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) いろいろなアドバイス、ご提言をいただきましてどうもありがとうございます。H E E C E 構想につきましては、昨年度から始めたわけですが、特に、今年度からのH E E C E 構想事業につきましては、常に改善すべきものを改善しながら施策として完成度を高めていきたいというふうに思っております。どうしても、役所といいますと1年単位で物事を考えがちです。しかし、世の中の時代の状況、変化というのは激しいですし、また、時代状況が変わることもありますので、余り1年間ということにこだわらず、なるべく早目に修正できるものは修正をしていくというふうにしながら、この構想自体をつくり上げていきたいなとい

うふうに思っております。結局、議会をはじめ、市民の皆さん方との接触の中で、いわゆる改善を進めていくという形にしたいと思っております。

もちろん、予算の関係がありますので、どうしてもやっぱり1年単位というふうになりがちではありますけれども、そういうものの縛りがないことにつきましては、比較的短期間で常に動きながら、歩きながら改善をしていくといえますか、つくり上げていくというか、そういう手法で今回は取り組みたいと思っておりますので、またいろんなご意見等がありましたら、お願いいたしたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 質問を終わります。

副議長(北島 登君) 暫時休憩いたします。なお、再開は午後2時55分といたします。

(午後2時41分)

---

副議長(北島 登君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時55分)

卯目ひろみ君

副議長(北島 登君) 続きまして、通告順に従い、14番、卯目ひろみ君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) 14番、卯目、通告順に従いまして一般質問させていただきます。

まず、学校給食設備について質問いたします。

学校給食について、今、私たちは悩ましい選択を迫られています。平成20年7月にあわら市学校給食検討委員会が設置され、その1年半後に教育委員会に対して結果が提出、提案されています。中身については、いろいろと意見が述べられて両方のいいところや、問題点が出されています。そして、終わりにとして第一に「教育活動の一環としての学校給食が子供たちにとっておいしく健康で安全・安心なものであることである」、第二には、「このことを踏まえながら財政の効率化を進めていくことである」また、「施策の具体化に当たっては十分留意されるようあわせて要望する」とあります。

さて、もともと行われてきたそれぞれの地域の学校給食設備は金津地区は自校方式、芦原地区はセンター方式と、それぞれに異なった方法で給食を実施してきました。給食には、完全給食、補食給食、ミルク給食といった方法があり、芦原地区はセンターで一括してつくるので、5小学校1中学校、6校すべてが完全給食を取り入れています。一方、金津地区においては、5小学校1中学校6校のうち、細呂木、吉崎小学校の2校が完全給食、金津、伊井、坪江の3小学校と、金津中学校、つま

り残りの4校で補食給食が行われておりまして、県内でもこの金津地区に補食給食が集中しています。補食給食とは、ご飯だけを家から持っていき、おかずを給食室でつくるといったものです。保護者の中には、それが当たり前で完全給食があるというのを逆に知らなかったという方がいました。これまでいろいろなことを経て今日まで来たと思います。今回の質問は問1から問11まであります。細かいところもありますが、是非お答えください。

まず、問1、今現在教育長が考えておられる物的、心的なところから学校給食をどのように導かれようとなさっているのか、率直なご意見をお聞かせください。

施設、設備の状況について、少し踏み込んで質問いたします。

問2、揚げ物機については、センターにはありません。吉崎小学校にもありません。が、吉崎小学校は人数が少ないので、鍋、フライパンなど、そういうもので揚げているのかなと思いますが、このほかの学校にあるこの揚げ物機の耐用年数はどのぐらいのものでしょうか。

問3、焼き物機、グリル、オーブンなどはどこの学校にもありませんが、焼き魚のメニューはないと考えてよろしいでしょうか。

問4、家から持ってくるご飯は約1,400人程度だと思いますが、夏の暑いとき、これからですね。お昼までにどこに保管されているのでしょうか。ちょっと心配です。家によっては、必ず朝炊いたご飯とは限らないと思うのですが、お答えください。

問5、金津地区の学校には炊飯設備が細呂木小13年経過、吉崎小33年経過以外はなく、だからご飯を持参するわけですが、最初からないのか、また、機械が故障した後入れなかったのか、どちらでしょうか。また、今、この給食設備についてのこういった問題が起きなかったら、そのままずっと補食給食で続いていくのでしょうか。

問6、昨年9月より学校、公民館など、市内数カ所ですべて説明会を開かれてきました。しかし、特に自校方式の方たちですが、「もうセンターに決まったんやろ」、「民間委託するらしいね」、「一方的な説明でどうせ私たちの意見は聞いてもらえないんだから」こういった不安に思う声、本音は今も時々聞こえてきます。その方たちにはその都度、私なりに説明をしていますが、案外、市民には内容が伝わっていないんだなと率直に感じています。説明会を開かれ、直接皆さんと触れられてその時々感じた率直な感想はいかがでしたか。お聞かせください。

問7、最近、地産地消が叫ばれる中、自校式、センター式の中で実際には近隣の畑で栽培された野菜をどのくらい使っているのでしょうか。

問8、自校式がいいと言われている理由の一つに、その地域の中で育てられた野菜を使っている学校があるのではないかと思います。実際にはどの地域にどのくらいの量であるのでしょうか。教えてください。

問8、それがあちこちにあった場合に、今後、そういった方々を集約して、学校給食用の野菜づくりを推進すること、時期などもあると思うんですけれども、そう

いうことはできますか、できないですか。また、進めようとは思いませんか。

問9、センター方式にした場合ですが、非常にアバウトな計算で申し訳ないんですが、単純に1食分の材料費が250円とします。センター方式で今言われてるのが約3,000食ということですので、それで計算しますと1日75万円になります。1カ月、大体20日間ぐらいでしょうか。それで、1,500万円、年間10カ月ぐらいの計算として1億5,300万というかなり大きな金額になります。これが確実ということではありませんが、こういうお金の使い道、それは今後どのような仕入れ方法を考えていらっしゃるでしょうか。

問10、また、市内の経済効果、そういった面から、地元の食材を活用するというような考え方はお持ちでしょうか。昨年いただいた資料の中に、学校給食運営の検討結果の方向性として、「あわら市学校給食検討委員会が示した運営に関する結果は市の財政状況、今後の児童生徒数の減少、施設、設備の老朽化などから自校方式については一定期間経過後に給食センターへの組み入れが望ましいとしており、センター建設計画に当たり考慮すべきとした報告がなされています。一方、教育委員会はこれらの結果を踏まえ、子供たちに安全・安心な給食の提供を第一に掲げるとともに、補食給食から完全給食への移行、保護者負担の軽減など、調査検討の結果、センター方式で一元化を図ることが最善の方向と考えて、新センター整備を推進します」とあります。

問11ですが、センター方式ですつきた芦原地区では建物も中の器具類もほとんどがもう39年を経過してしまっていて、これは待ったなしかと思われそうですが、ここで言う、自校方式については一定期間経過後に給食センターへの組み入れも考慮すべきではないかという部分については、どのような考え方で進んでこられたのでしょうか。これは、私の意見であります。給食センターが建つ、段階的に組み入れると言いますが、組み入れるということは、それが5年後、10年後として、片や最新式、一方は古いままの水巻き式、最初は否定したもののやはり一緒に入れておけばよかったというような後悔はないでしょうか。見ると聞くとは大違い、百聞は一見にしかずと申します。古い台所から新しい台所にかわっていくことを想像すれば、私は当然、ここで考慮すべきと考えますが、どうでしょうか。

以上、今、問11までについてお答えください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 卯目議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校給食センターに関する、私の考え方は、市内学校給食施設及び設備は老朽化しており、学校給食法に位置づけられた学校給食衛生管理基準に照らしたとき、できるだけ早く、安全で安心な学校給食の実施のための改善を行わなければならないと考えております。

また、金津地区が抱える課題である、各家庭からご飯を持参する補食給食についても同様で、完全給食の実施に向け整備を行わなければならないと考えています。

このような中で、市内の子供たちに安心しておいしい給食を提供すること、また、効率的な運営などについて総合的に検討したときに、学校給食センターの建設が最善の方策であると考えております。

なお、施設状況の詳細な質問についての回答は、教育部長が答弁いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 教育部長、辻 博信君。

教育部長(辻 博信君) 卯目議員の2点目以降のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、揚げ物機の耐用年数についてでございますが、おおむね10年となっております。

また、3点目の焼き物機、いわゆるオーブンの有無につきましては、市内の学校給食施設には設置されておりませんので、小規模校では仕出し屋で調理済みの焼き魚を仕入れて出しておりますし、給食センター及び大規模校・中規模校では、調理済みの魚を真空パックにしたものを仕入れて、ボイル・いわゆる再加熱したものをしております。

4点目の持参したご飯の保管については、児童生徒が各自で給食時間まで、ナップサックに入れて廊下にかけておいたり、弁当袋を机の横にかけたりして、保管をいたしております。

次に5点目の金津地区の給食は、もともとパン給食から始まっております、給食室に最初から炊飯設備はありませんでした。また、この問題がなければずっとこのまま続いていくのかとこのことでございますが、先ほど教育長から答弁がございましたが、金津地区の施設や設備とも老朽化しており、学校給食管理基準を満たしておりませんので、給食施設の改善が行えるときはあわせて完全給食に移行しなければならない課題であります。

次に、6点目の市民に対する説明会につきましては、昨年の9月から保護者説明会、市民説明会、区長説明会など多くの機会を設けて実施して参りました。長年継続されていたシステムを変更いたしますので、市民の皆様からは不安の声も聞かれましたが、丁寧に説明をさせていただきました。

今後も、市民の皆様のご意見を伺いながら給食センター建設に向け準備を進めて参りたいと考えています。

7点目及び8点目の地産地消につきましては、学校給食における地場産の使用量は、平成22年度で23品45%となっておりますし、あわら市産の使用率に限れば24.3%となっております、県平均の16.8%を大きく上回っております。しかし、地産地消は、あわら市食育計画にもありますように、学校給食だけで推進するものではなく、生産者、消費者、学校給食などがおのこの役割の中で、市民運動として全体で取り組み・推進するものであると考えております。

9点目の地元食材の活用につきましては、現在、学校給食センターではJA花咲ふくいのかいらの丘を通じて、市内の生産者が栽培した野菜を使用しております。

今後も生産者個人ではなく、グループとして取りまとめていただけたらいいところがあれば食材として使用が可能かと考えております。

10点目の市内の経済効果の面からの地元食材活用につきましてのご質問ですが、経済効果と地産地消は、非常に関係が深いものであります。給食センターでの需要に相当する生産量、及び食材の納品が可能かといった問題もございますが、地元生産者及び納入業者のご意見も参考にしていかなければならないと考えております。

最後に、段階的導入に関するご提案につきましては、保護者説明会及び市民説明会におきましても、同様のご意見をいただいております。先ほどから答弁させていただいておりますが、安全で安心な給食の提供や効率性を考慮した場合、やはり一斉に給食センターへの一元化が望ましいと考えております。しかし、この点につきましては、将来の食数の推移など、建設計画の中で考慮して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) 今の質問のお答えですけど、大体わかりませんが、ただ、4番のところ、ご飯の保管方法、子供たちが学校へ持ってきたときに、ナップザックの中に入れておいたり、それから、かばんの中にそのままにしてあるというのは、ちょっと驚きでした。といいますのは、ご飯というのは足の速いものです。そのことにご飯そのものが腐っていく分にはいいんですけど、ちょっと言い方あれですけど、菌がついたときに困るんです。食中毒の菌がついたときに、特に温度とかそういうものが強く左右されるので、どこか特別なところに保管庫みたいなのを置いて、ある程度夏の暑い時期だけでも涼しいところに置くとか、そういうことは必要ではないかなと思いました。

それと、今、ちょっと、この話、ご飯の話なので言いますと、芦原小学校です、特に、ご飯は確かに完全給食なんですけど、こういうお弁当箱の中に、学年ごとに入れて食べるんです。ところが、1年生、2年生ぐらいは同じとかと聞いているんですけど、どうしてもご飯の量が多過ぎて残ってしまう。そうすると、子供の気持ちとしては、食べないといけないし、食べられないしという、何かそういうのに悩むお子さんがいらっしゃるということですので、こっちの持参する方は逆に、その子供の食べる量だけを持っていけばいいので、そういうところはいいと思うんです。ですから、例えば、今、給食センターに移行していきたいということであれば、それぞれがお茶碗にご飯をよそって食べられるような、自分一人ずつのご飯をよそって食べられるような、そういうふうに進めていくというのが、今どこでもやっているのではないかと思います。早急に、ご飯の保管のことについては考えていただきたいと思います。

それから、説明会をずっとやってこられました。その感想は今聞いたわけですが、例えば、特に自校式で、学校的には給食室があって当たり前としてずっとこられた

と思うんです。そういうところの父兄の方ですとか、そういうところからは、やはり、同じ敷地の中に給食室があるということがもう安心するもとだっておっしゃる方がいます。そういう場合、根強い思いというものがあると思うんですけども、そういうことに対する反対意見といいますか、そういうのは感じられませんでしたか。そのことをお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 教育部長、辻 博信君。

教育部長(辻 博信君) まず、4点目に質問ございましたご飯の関係につきましてお答えさせていただきたいと思います。

私自身も知り得ませんでしたので、金津中学校、また小学校の方にも確認いたしましたところ、中学校におきましては、お弁当箱を入れたものをナップサックに入れて涼しい廊下の方に出しておく。教室の方では非常に暑いということもございますので、学校では以前からそういうふうにしているというようなことでもございましたし、また、金津小学校の方につきましても、ランドセルの中にそのまま入れておくのではなしに、やはり、お弁当の袋を机の横にかけておくんだというようなことでもございましたし、それも朝よく炊いたものであれば、冷ましたものを詰めるように指導しているというようなこともお聞きしておりますので、そのようにやっているかと思えますし、また、これまでもこうしたご飯によってのトラブルと申しますか、それは聞いておりませんので、生徒児童の皆さんもそのようにされているかと思っております。それから、各説明会での質問というようなお話ございました。先週から区長会との説明も行って参りまして、昨日も坪江地区の区長会でも説明はやって参りました。その中でも、やはり、各学校での給食室があるといいというお話は十分聞こえて参りますが、その中で使っている設備等につきましては、議員ご指摘のとおり大変古い設備となっているものがございます。特に、細呂木地区の方でもございましたが、細呂木小学校は平成10年に建設されまして、13年目に入っておるわけでございますが、こちらの方の学校につきましても設備については前の学校のものを使用されていると。すべてではございませんが、そういうものもございますので、やはり、古いものについては改めていくと。大変、調理員の皆さん方もきれいに、こぎれいにきちんとされていまして、大変耐用年数以上に使用されていることはわかるわけですが、先ほど、教育長からもありましたとおり、管理衛生基準の方にも該当しない部分も出てきておりますので、そういった点を説明しながら参ったところでございます。

よろしく願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) やはり、このところ給食問題についていろいろ話をするときに出ているのは、やはりかみ合っていないということなんです。理事者側が言うことと、それから市民が受けるその受け方にずれがある。どうしても時間的なずれも

あるし、片一方は何もかもわかった上で説明しますからいいんですが、受ける方としたら、余りよくわからないうちにどんどん入ってきて、バリアをつくってしまうといいですか、そういうところも大いにあると思うんです。これは、あわら市の財政状況とか、いろんなことを考えますと、もちろん合併特例債のこともあると思います。どっちにしても建てないといけないのなら、丸々何も無いところからの出発よりは、確かに同じ借金をするのなら、少しでも安く、将来的に恵まれているようなものを使うべきではないかなという気はいたします。それで、私はまた芦原地区ですので、もともと給食センターの中で子供たちを育ててきました。余り抵抗はありません。

最後にちょっとお聞きしたいと思うんですけど、センター方式の給食はまずい、それから、自校方式の給食はおいしいということは時々聞きます。先日より議会では、総務教育常任委員会では、金津中学校の給食を、全議員ではセンターの給食を、また個人的ではありますが、縁がありまして金津東小学校の給食をそれぞれにいただきました。どこの給食も味に差はなく、とてもおいしかったです。議員の方々も全体にそういった感想が多かったです。当たり前ですよ。栄養士の方の指導と、調理員の方たちが本当に戦場のような忙しさの中で子供たちのために一生懸命に頑張ってくださいますので、おいしくないわけがありません。そのことは皆さん感じていると思います。自校式、センター方式、それぞれにいいところ、悪いところがあります。要は、あわら市が長い将来に向かってどの方法を選択するかということだと思います。

センター方式をもし間違っているというのなら、旧芦原地区は39年間という長い年月の間に、学校給食のせいで卒業生が何かゆがんだ大人になったかといえば、決してそのようなことはありません。39年前、その当時、やはり今現在のようにその当時の人たちはぎりぎりの選択を迫られていたのではないかと思います。

また、金津地区がどうしても自校式のままでとおっしゃるのなら、どの学校もそれなりの整備が必要だと思います。そして、ずっと自校式のままで、そのままいけばいいのではないかと思います。そうでなければ、段階的に組み込むというのは、聞こえはいいですが、じゃあ、いつ、どの段階でどこの学校からどの設備が故障したときにそうするのか、いろいろな問題が起きてしまいます。しかし、財政状況を考慮しなくてはいけないのもまた事実なので、本当に悩ましいです。今、あらゆる方面から検討した結果、センター方式を取り入れたいと教育長が言うのであれば、決して頭ごなしではなく、誠意を持って努力を続ければ、市民の方にもきっと理解されるはずだと私は思います。

センター方式で進みたいと、今、方針を打ち出していらっしゃるんですが、もう少し詳しく、例えば、子供たちが待っているお昼ご飯をつくる場所、そういうところをつくるのだということ。もう少し詳しく、今、考えていることお聞かせいただけないでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長（北島 登君） 教育部長、辻 博信君。

教育部長（辻 博信君） 議員ご指摘のとおり、センター方式での一斉が望ましいわけでございますけど、まずは補食給食をとられている学校が今4校ございますので、まずは完全給食への移行を行うことを優先的に行いたいと考えております。現在、完全給食をされている学校につきましては、保護者の皆様のご同意をいただいておりますから、センター方式の給食に移行することも可能かと思っております。ただし、整備を予定しております給食センターの調理能力といたしましては、経済的な面から、また効率的な面からも申しまして、当初からあわら市内の生徒、児童、教職員すべてを賄う規模での設備をさせていただきたいと考えております。

それと、魅力ある給食センターというようなお話も今ございましたが、こちらの方も食育の観点からいろいろ議論して参ってきておりますが、特に食育の発信基地としての機能を持たせまして、市民開放型の調理室及び研修室を整備するとともに、調理や洗浄などの一連の作業を見ることができるとか見学コースを設置するとかを行いながら、これも一案ございますが、子供たちにとっても、また市民の皆さんにとっても親しみのある、また、簡単に、試食等も希望するのであればできるような施設を今、計画としては考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（北島 登君） 14番、卯目ひろみ君。

14番（卯目ひろみ君） 何となく、センターというものをどのように考えているかというのが、わかったような気がします。

給食というのは、ただ食べるということではなくて、いろいろ食に関する、生きていくというのは、私たちが生きるために口からものを入れて、食べて、それが身につく、また、自分の体が大きくなっていくという、ただ単純に食べるということだけでなく、食育ということがやはり大事だと思うんです。自校式であろうが、センター方式であろうが、自分たちが、子供たちがどうやって身近にそのことを感じられるか、つくってくださる苦労、それから、自然の恵み、そういったものを教育の中でいかに身近なものとして取り込んでいくということが私は大事ではないかと思っております。そのためには、学校を挙げて、このあわら市の全部の学校が本当に食育に取り組む。それから、それを含めて家庭、家族もですが、含めていくように、私は、そのことが一番大切だと思います。ですから、これからは、是非努力をなさっていただきたいと思っておりますし、私たちがまた、そういうことがありましたら、そういう私なりの努力もしていきたいと思っております。

質問を終わります。

---

山川知一郎君

副議長（北島 登君） 続きまして、通告順に従い、8番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（北島 登君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 8番、日本共産党の山川知一郎でございます。

3点にわたって質問をしたいと思います。

第一は、原発問題についてでございます。

3月11日に発生したマグニチュード9.0の大地震に伴う福島第一原発の事故は、1986年に起こったチェルノブイリ原発事故と同じレベル7という世界最悪の事故となりました。原発で放射能漏れの事故が起これば、汚染はどんどん広がります。チェルノブイリ原発事故のときは、8,000km離れた日本でも、野菜、水、母乳などから、放射能が検出されました。今回の福島原発の事故でも300km離れた静岡のお茶から放射能が検出されています。20km、30kmで線引きすることには何の根拠もなく、放射能汚染を過小評価し、損害賠償をできるだけ少なくしようとするもので、許されないと思います。広島、長崎の被爆者は66年たった今も原爆症で苦しんでおられます。彼らの中には被爆後30年、50年たってから発病した方もたくさんおられます。放射能が漏れても、直ちに人体に影響を与えるものではないという説明がありますが、30年、50年たって影響があらわれたとき、原発事業者や政府が救済してくれる保証があるのでしょうか。何もないと思います。今回の事故は想定外の津波によると言いますが、決して不可抗力の事故ではありません。日本共産党は1961年、日本最初の東海村原発建設について、安全性の保障がないとして反対をしたのをはじめとして、1976年以降国会でも再三にわたり安全対策の不十分さを指摘してきました。しかし、原発事業者も政府もこれを無視し、安全神話を振りまいてきました。安全より利益第一の姿勢が今回の事故につながったのであり、まさに人災と言わなければなりません。原発の安全神話は完全に崩れました。ところが、関西電力など原発事業者は事故後も安全対策が十分とられていないにもかかわらず、安全を強調し、運転を続ける姿勢を示しています。15基の原発が立地し、世界一原発が集中している福井県、どの原発で事故が起ころうと福井県中に影響が広がることは必至で、あわら市も逃れることはできません。以上のことを考えれば、原発はドイツやスイスのように期限を切って廃止し、原子力にかわる自然エネルギーを開発すべきです。

5月26日の朝日新聞による世論調査で、原発反対が42%と初めて賛成の34%を上回りました。さらに、昨日の新聞によれば、原発の新増設には67%が反対、原発は廃炉にすべきが82%と、日に日に脱原発の方向が強まっております。西川知事も、「電力需給と安全は別次元の問題であり、原発の新増設は認められない。政府が示している緊急安全対策は最小限の対応であり、新しい安全基準をつくらなければ運転再開は認められない。運転開始から40年以上経過した高経年化原発の問題は大きい。これからのエネルギー政策ではエネルギーの多角化、自然エネルギーなど新しいエネルギー技術の強化が必要」と述べています。また、「原子力防災計画を見直し、全市長が参加する協議の場を設置したい」としています。当面、国、県、原発事業者に対して、一つは運転開始から40年を超える日本原子力発電の敦

賀1号機、関西電力の美浜1号機、及び危険なナトリウムを冷却材としている日本原子力研究開発機構のもんじゅは直ちに廃止すること。

二つ目に、関西電力の高浜3号には危険なプルトニウムを燃料とするプルサーマル方式が導入されておりますが、これを直ちにやめること。また、導入を予定している高浜4号へのプルサーマル導入もやめること。

三つ目に、その他の原発についても今回の事故を踏まえた安全対策を確立するまで運転を中止することを求めるべきであると考えます。

また、同時に、今の社会のあり方。エネルギーは幾らでも使い放題を改め、低エネルギー社会への転換を図ることも必要だと考えますが、このことについて市長の見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 山川議員のご質問にお答えいたします。

3月11日の東日本大震災で発生した福島第一原発の事故を受け、現在我が国では、エネルギー需給計画の大きな見直しを迫られております。事故の影響で、全電力供給量の3割を占めていた原子力エネルギーはこれから縮小を余儀なくされ、その分がほかのエネルギーにシフトしていくことは、ほぼ間違いないと思います。

ただ、化石エネルギーを燃料とする火力発電は、資源の枯渇を目前にしており、また、地球温暖化への影響からも、これ以上拡大させるわけには参りません。水力にしても、国土の限られた我が国では、増設の可能性は極めて低くなります。こうした中、注目を集めているのが、議員ご指摘のように、自然エネルギーであり、再生可能エネルギーであります。あわら夢ぐるまなどの風力発電や太陽光発電などに代表される再生可能エネルギーは、時代の要請にかなった新しいエネルギーであり、今後ますます普及し、技術面でも一層進歩することが期待されます。

ただ、今ここで、脱原発と自然エネルギーへの全面移行が唱えられることには、いささか躊躇を覚えます。福島第一原発の事故を受け、早々に脱原発宣言をしたドイツやスイスが、原発大国であるフランスから電力を供給してもらうことなどは、単に自国のリスクを他国に転嫁しているといった側面もないではありません。東京や大阪など都市圏の電力が、地方の原発で賄われるという我が国の電力事情が、まさにドイツやスイスと、フランスの関係の縮図であると言えます。

ただ、周囲を海に囲まれた我が国では、ドイツやスイスのように、隣国から電力を融通してもらうこともできません。日本国内で消費する電力は、すべて日本国内で賄うという国内完結の原則が求められてくるわけであります。こうしたことを踏まえると、現時点において、原発の電力量に見合った代替発電を持たない我が国にとって、原発の停止は、即国民生活や生産活動へのしわ寄せにつながり、日本経済に深刻な影響を及ぼすこととなります。

原発には、13カ月間連続して稼働させた後は、3カ月間の定期検査を行うというルールが定められており、検査後の再稼働には、地元自治体の同意が必要とされ

ています。全国で54基ある原発のうち、現時点で35基が停止をしておりますが、県内の各原発のように、地元の同意が得られないまま停止しているものも少なくはありません。もしこのような状態が続くならば、来年の夏までには国内すべての原発が停止するとも言われています。我が国の全電力供給量の3割を賄ってきた原発が停止するわけです。この夏の電力各社の15%の省エネ要請に、国民は言うに及ばず、経済界も大いに動揺しているのが我が国の現状です。これが30%となったときの社会の混乱は、想像にかたくありません。廃止した火力発電所の再開など、火力への依存を高めることによって、電力不足を乗り切る計画とも聞いておりますが、それはそれで温暖化防止の流れに逆行するものであります。それでも、仮にもし30%の省エネの必要性に迫られたときは、現在の生活水準を数十年前ぐらいにまでさかのぼらせるという国民全体の総意というものが大前提になると思います。

したがって、反原発、脱原発と言うのは簡単ですが、電力の30%カットという事態に直面すると、現段階で原発の即時停止を求めることは困難であると思います。そうはいつても、これから、蓄電技術の進歩や、発電効率の高いソーラーパネルの発明といった新エネルギー技術の飛躍的な発展を見据えて、人類は、再生可能なエネルギーへの依存を深めていくべきであることは間違いありません。ただ、その道筋が明らかになるまでは、議論としては反原発を論じることはできても、これを脱原発にまで昇華させることは尚早ではないかと思えます。

以上、我が国のエネルギー需給の視点から、これからはしばらくの間を、原子力から再生可能エネルギーに移行するための過渡期ととらえてお答えさせていただきましたが、お尋ねのプルサーマルにつきましても、他の燃料同様、この期間において慎重に検討されるべきものであると考えております。

最後に、これまでエネルギー需給の観点から現実論に立ち原子力発電について述べさせていただきましたが、誤解のないよう申し添えさせていただきます。私は、今回の事故を決して軽く見ているわけではありません。3万市民の生命財産を預かる市長として、事故の重大性を十分認識いたしております。このため、市民の安全・安心を確保するため市長会として、先週、知事に対し原子力発電所の安全確保と防災対策の強化を求め要望を行ったことを報告させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 私も直ちにすべての原発を止めるということを主張しているわけではありません。おっしゃるとおり、日本の今、エネルギーは30%原子力に依存しているわけでありますから。これを直ちに止めるということは、実際上は無理があるというふうに思います。ただ、先ほど私が質問した中で、お答えがありませんでしたが、当面、県内の原発の安全性は何としても確保する必要があると。一つは、40年以上たった高経年化原発、それから、ナトリウムを冷却材としているもんじゅの運転停止、これは直ちにやるべきだというふうに思います。プルトリウムについてはお答えがありましたが、プルトリウムは非常に扱いにくい、事故が起

こりやすいものでありますから、これも導入はやめると。もちろん、計画にありました新しい原発2基をつくるということもこれは当然断念すべきであるというふうに思いますが、それらの点について再度お答えをいただきたい。西川知事も基本的には安全が確保されない限りは運転再開は認められないと言っておりますし、お隣の坂井市の市長も基本的にはこれからは脱原発の方向に行くべきだという確かな答弁をされていたと思いますが、そういう点で市長の点を再度お伺いしたいというふうに思います。あわせて、私は、再生可能エネルギー、この火力、水力はかなり限界だというお話でしたが、風力とか、それからもう一つは、あわら市には森がたくさんあります。木質ペレットによる発電も非常に環境上もいいというふうに言われております。こういうものをあわら市が積極的に推進していくべきではないかなというふうに思いますが、それについても、あわせてお答えをいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 現在の福井県に置かれている原発への対応につきましては、ご指摘もございましたが、西川知事、非常に現実的、かつかなり慎重な態度をとっておられます。先週も市長会として参りましたが、そのときも全く同じお話でございました。大方、すべての市長が同じような、同意といいますか、同調していたように私としては感じました。やや専門的な分野もございますので、私も十分理解しているわけではありませんけれども、恐らく、国からの何らかの安全基準が示されない限り、知事としても恐らく許可されないだろうというふうに思います。このままの状況が続きますと、現在稼働している原発もすべて定期点検に入ります。先ほど申し上げましたが、すべて停止をするという事態さえ考えられるわけでありませうけれども、それまでに何らかの国が対応をされるのかどうか、これは、十分に慎重に見きわめなければならないのかというふうに思っております。それから、ナトリウムを冷却材として使うということについての、もんじゅについてですが、それもその流れの中で検討されていくべきものではないかなというふうに思います。特に、このもんじゅにつきましては、たびたび故障といいますか、事故を起こしております、一県民としても全くこれは情けないといいますか、状況でありますけれども、これにつきましても、やはり、余り感情的になるのではなくて、科学的知見に基づいて、十分その辺はそれこそ慎重に判断をしていただきたいなと思っております。

あと、プルトニウム、プルサーマルのお話でございましたが、これも私よくは存じませんが、普通の通常の軽水炉型のものであってもプルサーマルはわずかでもプルトニウムは入っていると聞きしております。特に、プルサーマル、MOX燃料につきましては多少その濃度が高いというふうに聞いておりますけれども、これにつきましても先ほど申し上げたような検討の中で対処されるべきものかなというふうに思っております。

なお、今ほどご提案がございましたが、これから低炭素エネルギーといいますか、

ということからいうと、風力ということと、それから木質ペレットのお話がありました。これちょっと、私十分認識ございませんが、いずれにいたしましても今回、こういう震災に伴う原発事故が発生する前からあわら市といたしましては環境問題にも取り組み始めたところであります。私のH E E C E構想の3番目は環境を掲げてございます。それは以前からあった課題ではありますけれども、風力発電にも協力いたしまして、低炭素社会、再生可能エネルギーに対してはあわら市としても十分取り組んでいるところでありますので、今、ご提案のありました木質ペレットによる発電というの、今後どのようなものなのか、また検討させていただきたいというように思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 是非、原発問題については、あわら市もどこか遠いところの話ということではなくて、市民の安全を守るという立場で積極的に発言をしていただきたいなというふうに思います。

二つ目の問題に移りたいと思います。災害対策の問題でございます。

私は今月5日から8日、岩手県釜石市へ行って参りました。帰りには大船渡市、それから気仙沼市、陸前高田市なども回って参りました。想像を絶する大変な状況でございました。今回のこのような東日本大震災を踏まえて、あわら市の災害対策を改めて見直してみる必要があると考えます。地震、津波、大雨など、あらゆる災害に対して万全の対策をとることはなかなか難しい課題でございますが、幾つかの点について伺いたいと思います。

まず、市は行政区ごとの自主防災組織の結成を呼びかけております。災害が発生したとき、自主防災組織が機能するかどうかは、住民を守る上で決定的だと思いますが、自主防災組織が組織されているのは、現在どれだけでしょうか。また、そのうち防災訓練を行っている組織はどれだけあるでしょうか。さらに、その訓練は実際に災害が起こったときに対応できるものになっているでしょうか。災害時、一人暮らしの高齢者を救護する仕組みが民生委員を中心に進められていますが、災害時だれが安否確認をし、だれがだれの救護に行くかまで、集落内で共通認識となっているでしょうか。また、避難所の耐震、水、電気、電話の確保は万全でしょうか。形だけ自主防災組織をつくっても災害時に機能しなければ意味がありません。自主防災組織の現状と今後の対応について、また、自主防災組織の結成をさらに進めるためにどのように考えているか、伺いたいと思います。

第二に、災害時、電気、水など、ライフラインの確保は重要な課題です。その中でも水の確保が特に重要と思いますが、あわら市の上下水道管の耐震化はどうなっているでしょうか、伺います。

三つ目に、先般配られた地震防災マップには津波の想定はありません。また、マグニチュード7.1の地震を想定していますが、根拠はあるのでしょうか。被害の想定はあるけれど、どうすべきかの対策はなく、不安ばかりをあおるものではないで

しょうか。地震防災マップの改定が必要と考えますが、どのように考えているか、伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えいたします。

自主防災組織についてでございますが、議員ご指摘のとおり災害発生時には初期消火や救出救助、区が指定する自主避難所への避難誘導など、行政が対応に当たるまでの間の自主防災組織の役割が重要であり、近年頻発しております大地震においてもその活動が被害軽減に有効であることも実証されております。市では、平成20年度から行政区単位での自主防災組織の設立促進に取り組んでおり、本日現在で131行政区のうち47区で設立され、昨年度は13区が防災訓練を実施しております。

訓練では、事前に区長さんと打ち合わせを行い、市からの消耗品や保存食等の物的支援と嶺北消防組合からの技術的指導を行っております。具体的に申し上げますと、防災行政無線を使用した情報伝達訓練や避難訓練、消火器や消火栓を使用した初期消火訓練、AEDの取扱講習や心肺蘇生実技訓練等でございます。市からは毎年最低1回の訓練実施を依頼しており、訓練を重ねることで必ず災害時に効力を発揮するものと考えております。また、昨年度から実施しております市総合防災訓練においても、防災関係機関と自主防災組織との連携の強化を図っております。

今後も、各区長への訓練実施の周知徹底、並びに嶺北消防組合と連携して未設立区において設立のための説明会を開催し、一日も早い組織率100%の達成に向けて取り組んで参りたいと考えております。

一人暮らしの高齢者等への支援につきましては、平成20年度に策定しましたあわら市災害時要援護者支援計画に基づき、災害時にお一人で対応が困難な要援護者をご近所の方を中心とした地域支援者で支援する仕組みを構築しております。災害時要援護者につきましては、個人情報が含まれておりますので、集落内において登録情報を共有することは困難ですが、要援護者同意のもと区長、民生委員及び地域支援者の方に台帳を配布し、安否確認や避難誘導等を図れるよう徹底しており、この台帳は毎年引き継ぎをお願いしております。

市といたしましても、引き続き潜在要援護者の登録推進を図って参りたいと考えております。

続きまして、避難所についてですが、まず、耐震状況につきましては、全22施設のうち20施設で耐震化が完了しており、残る2施設のうち劔岳公民館につきましては今年度中に補強工事を行う予定であります。

次に、飲料水につきましては、県が示す備蓄量を整備し、各防災倉庫に保管しております。電気につきましても、北陸電気保安協会と災害協定を締結しており、万が一の際には応急的な対応がなされるようになっております。また、固定電話や携帯電話が使用できない状況下におきましては、避難所や施設付近に設置してある防



を受けておりまして、記載しておりません。

しかしながら、東北地方太平洋沖地震による津波は、内陸までの広範囲に及び、想定外の被害をもたらしました。そのことを踏まえ、本市におきましても津波が発生した場合の日本海から竹田川、大聖寺川、北潟湖への影響も考慮する必要があると考えており、県に対して津波高と津波被害予想地域の見直しを図り、新たな県内統一基準を作成するよう働きかけを行っているところでございます。今年秋ごろに国が防災基本計画の見直しを行うと伺っておりますので、その結果を踏まえて、地震防災マップの改定、もしくは津波ハザードマップの新規作成や市の地域防災計画の見直しを図っていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 一つは、要援護者支援の問題ですが、これはたしか65歳以上が対象でないかと思いますが。私もその対象者、支援される側の対象者に入っておりますが、先ほどのお話ではきちんと名簿は整理されていて、大体引き継いでいるということでございますが、援護を受ける側は、何かあったときに一体だれが助けに来てくれるのか、そういうことについては何の説明も受けておりません。そこらでどういうふうに、本当に機能するためにはきちんと集落内に援護を必要とする者が具体的にだれとだれいて、この人にはだれとだれが支援に行くと、救護に行くというようなことまでしておかないと、それから、受ける側もそのことがわかっていないとうまくいかないのではないかなというふうに思いますが、その点についてさらに伺いたいと思います。

それから、防災マップについては見直しをするということでございますが、津波について主に見直しをされるというようなことですが、あわせて私は原発事故に対する対策も入れるべきではないかと。放射線の観測体制を一つは拡充する必要があるのではないかと。今回の福島事故の報道を聞いておりますと、放射線の数字はいろいろ出てくるけれども、ほとんどだれも信用できないというのが非常に多いのではないかと思います。よくよく聞きますと、放射線は地表すれすれのところとか、50cmのところとか、1m50のところとか、それでもかなり値は違うと。一体どういう数値を信用していいのかよくわからない。そういう点ではやっぱり、できればこういうときには独自にきちんと観測できるような線量計とか、そういうものも備えるべきではないかというふうに思いますし、今、この避難所が何カ所か指定をされていますけれども、そういう主に、学校などがそうになっておりますが、今はいろんな水とか食料とかは防災倉庫に備蓄されていると。それぞれこの避難所である学校にそういうものを備蓄する必要があるのではないかというふうに思いますが、その点についてもさらに伺いたいと思います。

それから、防災マップは、住宅の耐震化を目的としているということでございましたが、個人住宅の現在のあわら市における耐震化率はどれだけか、またこれのさ

らに促進するためにはどういう対策を考えているかについて伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 総務部長、田中利幸君。

総務部長(田中利幸君) お答えいたします。

まず、要援護者の支援関係でございますが、この制度、基本的には対象者側の方が地域支援者を町内会等において近隣するおうち等を指名して、同意をいただいて選んでいただくという制度でございます。そういった方がいらっしゃらない場合は民生委員さんとか、区長さんとかそういった方でそういうふうに見守りをするという制度でございますので、この方たちが何といいましょうか、相互にやはり、地域の方全体で見守っていくという形にしていくのが一番いいわけですがけれども、なかなか個人情動的なものもございますので、全部オープンにするわけにはいかないというような形になっております。

それから、防災マップでございますが、津波については、もちろん先ほど答弁させていただいたとおりでございますが、原発対策、放射線の監視といいましょうか、こういったものにつきまして、あわら市だけというわけにも参りませんし、今後、国の指導、あるいは県等とも協議をさせていただきながら、検討して参りたいと考えております。

それから、避難所の水、食料等の保管についてでございますけれども、今現在、防災倉庫、学校関係、避難所に指定しているところがほとんどでございます。旧芦原町の地区の方にはそれぞれ防災倉庫を備えておまして、その中で一定のものを保管してございますが、旧金津町地区は、榛ノ木原の、そこにございます大型防災倉庫に一括して保管していると。ただ、こういったものは消費期限とかそういったものがございまして、なかなか分散して配置しますときちっとした管理がなかなかしにくくなるというようなこともございまして、今、そういった方法も含めまして、今後十分に検討していきたいという具合に考えております。

個人住宅の耐震化率等につきましては、ちょっと所管が異なりますので、土木部長の方をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 土木部長、木下勇二君。

土木部長(木下勇二君) ただ今、再質問がありました。個人住宅の耐震化率でございます。市内に専用住宅が22年度末で1万1,941戸ございます。そのうち、いわゆる耐震をせんとあかん部分、昭和56年以前の住宅が6,164戸あります。市では昭和56年以前の耐震が必要な住宅につきまして、まず平成17年度から木造住宅耐震診断促進事業に取り組んでおります。いわゆる一般住宅の耐震診断、それから補強プラン等を策定しまして、その後に耐震補強工事への補助制度を設け、住宅の耐震化を推進しております。本事業の今までの実施状況でございますが、22年度末で83戸の耐震診断と補強プランを作成してございます。うち10戸が補強工事を実施しております。56年以前の住宅のすべてに対しまして耐震診断を実施

しておりませんので、この10戸という数字は大きく数字を押し上げるものではございません。これは、一般住宅では耐震化工事が余り進まない原因につきましては、耐震化以外に必要となるリフォーム、いわゆるリフォーム等など、工事全体の費用が非常に大きいことも考えられるのではないかなと思っております。リフォームに係る補助金を設けている市町も若干ございますが、その効果については今後検討させていただきたいと存じます。当面、あわら市としては耐震化支援を軸とした現行の補助制度で進めて参りたいと考えております。また、この耐震化に係る補助制度につきましては、今後、ホームページや市政懇談会など、機会あるごとに広く市民の皆様にお知らせし、安心して安全な住環境づくりを推進して参りたいと考えております。よろしく願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 個人住宅の耐震は、6,146戸が要耐震、耐震が必要だという中で、今までに診断、そしてプランを立てたのが83戸、実際に耐震工事したのは10戸と。これでは、とてもじゃないがいつになったらすべての必要な耐震工事ができるのか、心細い限りであります。私は、これはやっぱり現在の補助制度ではとても実際に改修工事までは行けないと、経済的な理由が一番大きいのではないかなというふうに思います。当然、耐震化工事をやろうということになれば、あわせて、一部住宅の改修工事もやろうということになるのがほとんどだと思いますが、やはり、12月議会にも申し上げましたが、そういう耐震化も含めて住宅改修についての補助をもう少し増やすということが必要だと思いますが、その点について、市長のお考えをできれば伺いたいと思います。

それから、もう一つ、水道の耐震化が、先ほどの話で、浄水場もまだ11カ所中3カ所しか耐震化できてないと。残り8カ所はまだということで、水道管についてはほとんどできてないという状況ですが、この水道管の耐震については、国の指導というのはどういうふうになっているのでしょうか。伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 土木部長、木下勇二君。

土木部長(木下勇二君) 再度のご質問にお答えします。

リフォーム等の件につきましては、議員ご指摘ありましたように昨年の12月一般質問にもございました。そのときも市長答弁で述べさせていただきましたが、あわら市独自のリフォーム助成制度は今のところ考えておりません。今のままになるのかなと。

それから、2点目の水道の耐震でございますが、厚生労働省の方から、通達は来ております。通達を見ますと、まず、計画を立てて、計画に沿いながら施設、あるいは管路等をやります。速やかにやるのが望ましいという通達が出ています。それに基づきまして、先ほど私答弁させていただいたところでございます。

しかし、貯水場もさることながら、管路についても、前面やり直すということに

なりますと、相当な費用がかかるから、先ほど私、答弁させていただきましたように、下水道工事にあわせてやっていただく。あわせて、非常に地質が悪いところ全調査して地質が悪いところについては、それなりの耐震管路敷設も含めてさせていただくのが現状であります。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

11番(坪田正武君) 木下部長のマイクが途切れ途切れで聞きにくいから、休憩しましたら。

副議長(北島 登君) 暫時休憩します。

(午後4時14分)

---

副議長(北島 登君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後4時14分)

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 今の答弁ですと、水道管についても、個人住宅の耐震についても、非常に心細い限りだなというふうに思います。やっぱり、計画を立てて計画的に進めるべきではないかと。本当に安全・安心、防災に強い、災害に強いまちづくりという点では、これはどうしても、金がかかるからということではなくて、金がかかってもやるべきではないかなと。特に、私はこういう水道管の耐震化とか、個人住宅の耐震化などは、地元の建設業者にも仕事が増えるわけで、必ずしも金がかかってどうもならないということだけではなくて、仕事起こしにつながるし、めぐりめぐって市の税収も増えるということになるわけでありますから、そういう点では是非、計画的にこれらの耐震化を進めていただきたいなというふうに思います。もう一遍、再度市長の考えを伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 昨年12月の議会でもそういう質問をされました。個人住宅の耐震化に対する補助というと相当大的な金額になるというような議論もあったと思いますが、たしか、あのとき、山川議員のご趣旨は、余り大きな金額がかかるものではなくて、ごく軽微な修繕について、地元の業者が仕事ができやすいように補助ができないかというご趣旨だったと記憶しております。ただ、それはそれとして別個また考える問題かなというふうに思います。耐震化を進めるというような趣旨での改修工事となると、これはかなり金額が大きくなりますので、それについては、今ほど土木部長が申し上げたように、現在ある制度以外に、新たに市として設けるということはちょっと難しいかなというふうに思っております。繰り返しますが、それ以外に、耐震とは直接関係のない話になるかもしれませんが、軽微な修繕等に対しての、場合によっては地元の零細な建築業者に対する支援という意味も含

めた制度としてはそれはまた別個に私は考えるべきかなというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 先ほど、土木部長から答弁がありました。耐震診断を必要とする住宅6,146戸あるという中で、実際の改修工事をしたのは10戸と。これでいいということではないというふうに思いますので、是非、これについては積極的に対策を考えていただきたいというふうに思います。

三つ目の問題に移りたいと思います。学校給食の問題です。

先ほど卯目議員も取り上げられましたが、教育委員会は学校給食センターが老朽化して建てかえが必要であるとして、この際、学校給食の安全を確保し、完全給食を実施するために金津地区の給食も自校方式をやめて、新しいセンターに統合したいとしております。しかし、この方針には多くの市民から批判の声が上がっております。一つはセンターよりも自校方式の方が、子供たちに温かくおいしい給食を提供でき、アレルギーなどへの対応もきめ細かくできる。また、調理実習や学校行事などによる給食時間の変更にも対応できる。二つ目には、自校方式の方が安全な地元の農家がつくるものを利用できるし、農業体験もでき、学校と地域の結びつきが強まる。また、地域農業の振興にも寄与できる。三つ目は、金津地区の多くの学校の給食設備はまだ十分使用可能であるのに、これを廃止することは納得できない。四つ目には、災害時避難場所となっている学校に給食室があれば、炊き出し等に役立つなどあります。教育委員会はセンターの統合について、保護者や住民に十分説明し、理解を得るとしてはいますが、これまでのやり方は一方的説明に終わっており、保護者や住民の理解を得る姿勢が感じられません。文部科学省の保健体育審議会も自校方式が望ましいと答申していますが、これについてどう考えるかの明確な説明もありません。

市長は、地元の理解を得られない場合はごり押ししない、全校一斉にセンター移行とはならなくてもやむを得ないとしていますが、どのような場合に自校方式の継続を認めるのでしょうか。明確にしていきたいと思います。

私は、完全給食の実施には賛成ですが、センター方式ではなく、自校方式こそ、食育の推進や、地産地消の推進、地域と学校の結びつきを強めるなどの点で最もふさわしいと考えます。

一昨日の福井新聞に鯖江市が17日に「地場野菜学校給食の日」として、市内全小中学校と幼稚園、保育所の約7,700人に市内の農家16軒が生産した野菜、約1tを使った給食を提供し、生産者と一緒に味わったとの記事が出ておりました。この給食の日は、郷土の農産物への関心や、給食提供に携わる人への感謝の気持ちを高めるために、2008年から実施されており、子供たちは農家の人たちに感謝したい、新鮮でとてもおいしい、大切に食べようという気持ちが強くなったと話し、生産者はおいしいの言葉が一番嬉しい、また頑張っつくりたいと語っています。

鯖江市の学校給食はすべて自校式であります。このような地場産野菜の利用、生

産者との交流などはセンター方式ではなかなか難しいというふうに思います。市長は、新しいセンターを食育の拠点にしたいとしておりますが、具体的内容は示されておられません。

本日、あわら市の食育推進計画、この冊子を初めて見ましたので、中身はまだよく理解できておりませんが、私は、市民の間に食育についての共通認識もできていない中で、どのような食育を推進するということかを十分議論をした上で、学校給食のあり方も考えるべきではないかというふうに思っております。

旧金津町でも、昭和60年にセンター化の動きがありましたが、自校方式がいいということで、見送りとなりました。センター方式ではなく、自校方式へ。少なくとも金津地区は自校方式を継続するよう強く求めたいと思っておりますが、市長、及び教育長の見解を伺いたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（北島 登君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 食育推進計画についてお答えいたします。

昨年8月30日に庁内職員による計画策定検討会を立ち上げ、10月27日には16名の食育推進会議委員を委嘱しました。その後、4回の検討会と3回の食育推進会議を経て、このたび5月26日に、あわら市民の健全な食生活を実現するための指針となるあわら市食育推進計画を食育推進会議会長、谷洋子氏から答申を受けたところであります。また、市民の皆様には、このあわら市食育推進計画の概要版を6月15日の広報配布時に全戸配布させていただき、まずは「食育」についての共通認識を図りたいと考えております。

今後は、行政、保育所、学校、家庭及び関係機関と連携しながら各施策を展開し、食育を市民運動として実践できるまちを目指したいと考えております。

また、給食センターを食育推進の拠点とする計画については、単に調理・配食だけの施設にとどめるのではなく、センター内に調理体験ができる調理実習室や研修室を設け、栄養指導教室や正しい食習慣を身に着けるなど、生きた「食育推進」の場として、市民から親しまれ、気楽に利用していただける施設として整備したいと考えております。

なお、学校給食センター方式への理解についての質問については、教育長が答弁いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（北島 登君） 教育長、寺井靖高君。

教育長（寺井靖高君） 学校給食センター方式への理解についての質問には私からお答えさせていただきます。

センター方式への一元化に係る説明会の開催状況につきましては、先ほどの卯目議員の質問でも答弁いただきましたが、昨年9月から保護者会、市民説明会、あるいは区長会など多くの機会を設け、説明して参りました。この中で、議員が紹介されたご意見もいただいておりますが、これらの意見については、給食センター方式で

あっても十分に対応できることを説明させていただいております。私といたしましては、市の子供たちを同じ制度のもとで対応してやりたいと願っているところがございます。今後も市民の皆様の意見をいただきながら進めて参りたいというふうに思っております。

また、段階的移行についての明確な根拠を示せということですが、安全・安心な給食の提供は教育委員会に課せられた責務でございます。本市の学校給食の施設・設備の現状を見たとき、やはり一斉に給食センターへの移行が望ましいと考えています。しかし、保護者等の理解も重要であり、各学校のPTAや各地区の皆様と十分協議しながら、建設計画の中で決定して参りたいと考えております。なお、平成9年の教育改革プログラムの中での文部科学省・保健体育審議会の、「自校方式が望ましい」との答申でございますが、この答申の内容は、「学校栄養職員が個々の給食施設に配置され、児童生徒の実態や地域の実情に応じて、豊かできめ細やかな食事の提供や食に関する指導が行われることが望ましい」とあります。学校での食に関する指導を一層充実する観点からの答申であります。さらに「経済性や合理性を比較考量しながら検討することが望ましい」とも結んでいます。食育に関する指導についての市教育委員会の見解といたしましては、平成17年に食育の推進を国民運動として推進する食育基本法が制定され、ほぼ同時に学校教育法の改正により、学校栄養職員が担ってきた学校給食管理に加えて、食に関する指導もその本務とする栄養教諭の配置が開始されていますことから、学校給食が、自校方式であっても、給食センター方式であっても、学校教育に課せられた食に関する指導は十分図られると考えているところがございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（北島 登君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） いろいろありますけれども、センターに一斉に移行するということは、ごり押しはしないということはもう5月の総務文教常任委員会協議会の席で明確に答弁されておりますので、そんなに先のことではないので、どういう状況であれば当面は自校式でやるというのを認めるのか、その点については明確にさせていただきたいと思えます。

再度、答弁をお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（北島 登君） 教育長、寺井靖高君。

教育長（寺井靖高君） 私の思いといたしましては、今、完全給食を実施している学校で施設的にまだ対応が可能であるところにつきましては、多少おくれてセンターに入っても仕方ないんじゃないかなという感覚でございます。

また、あと補食給食をしておる学校につきましては、完全給食にしなければならぬということは、施設を大改修しなければならない、また追加補充しなければならない。さらに、金津地区の施設自体がウエット方式でつくられているものを、それをただ簡便的にドライ方式で運用しているだけでございますので、いつ食中毒が

起こる危険性があるというふうな中で、調理人の方はぴりぴりとしながら事故が起きないように全力でやっているところでございます。それをこのまま続けるということは、大変しのびがたいと思いますし、施設自体も中の設備がかなり古くなってきております。これは事実でございますので、早く安全な施設へ移行したいというふうに願っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 教育長の思いはわかりますけれども、少し話が違うのではないかと。あくまで、地元が自校方式を続けたいという場合にはごり押しをしないというふうに明確に言われたわけで、だから、それはどういう場合にそうするのか、PTAが続けたいと言えばそうするのか、地区の区長会が続けたいと言えばそうするのか、そのあたりを明確にさせていただきたいということです。

再度お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 先ほど、答弁もさせていただきましたが、保護者、または地区との相談の上でということが大前提に入っているかと思えます。ただ、施設が大変危険な状態に近づいているということは、再度お願いしていくところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 自校方式の学校の設備が老朽化していると。これは私もよくわかっておりますが、それは、自校方式を続ける場合には、設備の更新をすればいいということでありまして、だから、何が何でもセンターということにならないというふうに思っておりますし、私が聞いております幾つかの学校の校長は現状のままで自校方式で十分やれるし、その方がいいということをおられる校長もおられます。ですから、そして、現実に、そういう今まで金津地区の自校方式の学校で食中毒事故は1回も起こっていないというふうに思えます。安全・安心を強調されるのはよくわかりますけれども、総合的に考えてどうするかと。それに地元の理解をきちんと得ることがなければ、ごり押しをしてセンターに統合するということはまずいのではないかとこのように思いますので、是非、そういう点でよく考えていただきたいなど。今、明確な答弁がありませんけれども、引き続き委員会でも議論をしていきたいというふうに思います。

以上で質問終わります。

副議長(北島 登君) 暫時休憩します。なお、再開は午後4時40分といたします。

(午後4時32分)

---

副議長(北島 登君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後4時40分)

副議長(北島 登君) お諮ります。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定しました。

牧田孝男君

副議長(北島 登君) 続きまして、通告順に従い、13番、牧田孝男君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 13番、牧田、通告順に従って、一般質問をさせていただきます。10番目ということで、皆さんもお疲れのことと存じます。手短な質問と、そして手短な答弁に終始したいというふうに思っております。

質問事項は、男女共同参画に向けてという、そういうタイトルであります。

では、早速質問に入ります。我が国では、平成11年に、いわゆる男女共同参画社会基本法が成立しております。これを受けて各市町村はそれを基本理念とする、その基本理念に基づいた施策を講じることになったのであります。今はもう当然あわら市なんですけども、あわら市が誕生する以前に、例えば、平成14年には旧金津町で「金津男女共同参画プラン」を策定しております。そして、平成15年には旧芦原町で「思いやりあふれ共に生きるまちあわら」を策定しております。こういうプランニングの中には、行政内部にある組織、その行政組織に関するものとして、職員のジェンダーフリーというか、つまり、性別を超えた登用の機会均等がうたわれていたというふうに私は記憶しております。そのころ、もちろん、これもあわら市誕生以前の旧金津町での話なんですけども、旧金津町時代の野口議員だったと思いますが、した一般質問です。これはその行政内の組織の中で、いわゆる女性が占める管理職の数、比率、あるいは外郭団体なんかで、幹部職員の中で女性が占める比率、そういうものについての質問をしたときの理事者側の答えというのが、大変にもう圧倒的にほとんど男性であるという、そういう現実を思い知らされまして、大変びっくりした思いがあります。早い話が、今日、こうやってこの会議場を見渡しても、理事者側は全員男性であります。議会側は紅一点で、ほとんど男性でありまして、男性が男性に対して問う、男性が男性に対して答えるという、いわば男性だけで運営されているようなイメージを非常に強く感じるわけであります。

さて、そのような状況の中で平成16年に旧金津町と旧芦原町が合併をして、新生あわら市が誕生しました。その時点で、男女共同参画に向けての審議会はもちろんのこと、幾つかの審議会が立ち上がったわけであります。男女共同参画という観点からいうならば、その審議会の中に占める男女の比率というものが大変重要では

ないかというふうに私は思っております。そこで、現在の時点での各種審議会の中で占める男女の割合、比率、そういうものがどういうものであるかということの説明していただきたいと思っております。

それから、さっき言ったように、かつて野口議員が聞きたいいわゆる行政組織の中で、管理職が占める、現在の時点での割合というものも説明していただきたいというふうに思っております。

そして、そういうふうな数値というものを今、どう見るか。市が具体的な目標値というものを設定しているのであれば、その達成率がどれくらいであるかというふうに考えている、とらえているということもあわせて説明していただきたいと思っております。

この男女共同参画というのは、言葉で言うのは簡単なんですけど、これは大変に大きな、どう言うたらいいんか、一般論として言っても、この実現に向けては官民一体とか、それから市民意識の高揚とかいった、いわゆる裾野をどーんと広げる、息の長い、そういう持続的な運動というものが不可欠であるというふうに思っております。いずれにしても、現在までの間で、市が市役所として実現できたことと、それから、今の状況を踏まえて、これから先、市役所がどういうことに重点を置いてやっていこうとしているのかということもあわせて説明していただきたいと思っております。

1 回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 副市長、北島善雄君。

副市長(北島善雄君) 牧田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、あわら市の男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの進捗状況についてでございますが、あわら市では平成17年6月に策定いたしましたあわら男女共同参画プランに基づき、各施策を国、県と連携を図りながら進めております。

このプランの基本目標は、第1に「男女が共に築くあわら」、第2に「男女が共に活躍できるあわら」、第3に「男女が共に安心して暮らせるあわら」であります。また、重点目標は、「家庭・地域での慣習・しきたりの見直し及び意識の改革」や「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」など、10項目に分かれており、その中に81の具体的施策が掲げられております。この81の具体的施策をあわら市男女共同参画推進条例に基づき、教育関係者、企業関係者、地域の代表者など15名の委員で構成されるあわら市男女共同参画審議会を中心に、その進捗状況について検証していただきながら中長期的に推進している状況であります。

特に数値目標が設定されている施策といたしまして、政策方針決定過程への女性の参画の拡大を図ることを目的とする、市の各種審議会などへの女性委員の登用推進があり、目標数値は35%でございます。その進捗状況は、平成22年度において27の審議会などの全委員333名のうち女性委員が80名で、その割合は24.0%であります。合併当初の平成16年度と比較いたしますと、ほぼ同率であり、

今後の大きな課題となっております。

また、あわら市役所の女性の管理職登用の進捗状況は、平成22年度において管理職総数45名のうち女性の管理職が3名で、その割合は6.7%であります。平成16年度と比較いたしますと4.6ポイントの増加という結果になっております。福井県の平均が9.8%という状況を見ますと、さまざまな条件の違いはあるものの、今後も総合的、計画的な取り組みが必要であると考えております。

次に、今後の男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについてですが、あわら男女共同参画プランの計画期間は、平成26年度までとなっておりますので、引き続きこのプランに基づき推進して参りたいと思っております。

なお、このプランは、平成22年7月に男女共同参画に関する市民意識調査をもとに改定しておりまして、継続すべき施策と新たな視点を加えた施策など、具体的施策の見直しなどを行ったところであります。

しかしながら、男女共同参画社会の実現のためには、単に市役所の取り組みだけでなく、社会全体での取り組みが必要であり、今後も国、県、市民団体などと協調しながら推進していきたいと考えております。

よろしく願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 私は、1週間ぐらい前やったか、10日ぐらい前やったか、隣の市、坂井市の会議場へ行ってきたんです。というのは、あっちの方でやっぱり同じようなテーマで質問をしていた知り合いの議員がいたもので、ちょっとのぞいてこよかなと思って行ってきたわけですけども、行政側から、理事者側からいろんな説明がありました。トーンとしては同じような感じだったのではないかなというふうに思っております。これは、今、副市長が言ったように、国あるいは県との連携の中で、連携ということはトップダウンという性格があるということになると思うんですけども、そういう関係があるから、結構似てくるのかなと。進捗状況も似てくるのかなというように今聞いていて、感じました。

いずれにしても、女性の参画というのが審議会の場合に目標が35%で、現在24%であると。これは、中途経過というふうに考えればそれでいいのかもわからないけれども、前と比べて横ばいであるということは、その上り坂の気運が見られないということになるのであって、このことはちょっと真剣に考えてもらわなければならないことではないかなと思います。それから、管理職の割合が、これはちょっと増えていますね。4.6%から6.7%に、ただ、私は福井県内の各市町村のそういうパーセンテージを一覧にした表をのぞいた記憶があるんですけども。その中では、福井市も高い方やったんですけど、例えば、あれは越前市やったかな、非常にパーセンテージが高いというような印象をその表を見て、私は思っていました。それは、これに向けての進捗が早いということなのか。あるいは、各自治体によって、どういうかな、各自治体が持っているいろんなポジションの特異性によってそう

いうのが出てきているのか、その辺わかりましたら説明していただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 副市長、北島善雄君。

副市長(北島善雄君) 先ほど申し上げました中で、審議会などへの女性登用が非常に低いというようなことございまして、この会議をしますといつもそれが問題になるわけでございます。審議会等への登用といいますと、それぞれの審議会で決めるという場合もありますし、あるいは市長の方から委嘱をするという場合もありますし、あるいは、農業委員会とかなんかそういった形の中で、選挙の中から選ばれてくるというものはいろいろ形態はさまざまでございます。それらの中で、担当課の中で、少しでも女性の登用を増やすようにということで、毎年、お願いをしているわけでございますが、なかなか伸びてこないというふうな状況でございます。今後も増やすように努力していきたいというふうに考えております。

それが、今、牧田議員がおっしゃるように、風土の違いとか何とかってそういうふうなことであるかどうかはちょっと私もわかりませんが、今申し上げるようなことで、今後も努力していきたいというふうなことでございます。よろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 私が今聞いたのは、各自治体によって結構差があったような印象があったんですが、特に越前市なんかが高かったんじゃないかなと思うんです。風土というよりも、その市が持っている組織形態と絡んでいるのかな。あるいは、進捗が非常に早いということなのかな。その辺のことがおわかりになりませんかということをお聞きしたんですけど。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 総務部長、田中利幸君。

総務部長(田中利幸君) お答えをいたします。

ご指摘のとおり、県内の自治体の中では、越前市、一番高いです。管理職の女性の割合が21.5%というぐらいな状況でございます。あわら市の方は、大体平均ぐらいというような形になっております。越前市の状況を見ますと、課長職、ポストはかなり多いんですけども、その中でも、課長職は3人、その他、政策監が2ですか、それから、室長・参事とか、そういった方が35人と。合計40人の方がおられるような調査になっております。ただ、どういう形でなっているかというところまでは、何とも申し上げられません。ただ、自治体によっては、女性を特別扱いといいたいでしょうか。無理にシンボリックな扱いをいたしまして、登用を早めるとか、そういったこともあるかも知れませんが、あわら市の場合は男女とも平等に、特に、過去においては若干の差はあったという事実はございますけれども、今現時点で若い職員は全く同様の扱いをしておりますので、今後からだんだんとその成果が

出てくるというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) これ、策定プランなんですけど、これもう1回、ちょっと読み返してみまして、何か物すごいいろんなことが網羅されていて、いろんなことが網羅されているということは、美辞麗句の寄せ集めみたいな気もして、何かアクセントがないなとも思ったんですけど、今、副市長がおっしゃったように、確かに、男女共同参画っていうのは、物すごく大切なことやと思うし、それから、男の人数と女の人数と半々ですから。あわら市の場合はむしろ女の方が多いんじゃないかな。だから、やっぱり、極端には何で35%という目標値をつくらなあかんのかなとか、理想的にはフィフティー・フィフティーになるための単なる通過点でしかないんじゃないかというふうなことを思うんですけど。一つ、今、風習とか、慣習とか、そういうものにとらわれない、そこから開放された夫婦関係とか、そういうあれを民間で市民意識のレベルで目指してってもらいたいというような、そういう説明がありました。これももっともなことだと思うんですけども、僕はちょっとこれは橋本市長に聞きたいと思うんですけども、当然橋本市長は、このプランを市が挙げて今推し進めようとしているわけですから、それに、その旗振り役となっているわけでありまして。ただ、自分でもちょっとうまく言えないんですけども、その男と女がフィフティー・フィフティーであって、雇用のチャンスとか、そういうものをイーブンにしなあかんということは当然認めると思うんですけども、今までの歴史とか伝統とかいうもの、それをすべて古いものとか、しきたりとかいうもので切り捨てることもできない部分があるんじゃないかなと。何を言いたいかというと、例えば、市長の頭の中に女性観というか、女性がこうあるべきであるという部分というのが何かあるのであれば、一言ぐらいちょっと言ってほしいなと。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 女性はかくあるべきとそんな横着なことを思っているつもりはありません。ただ、ご質問の趣旨を考えてみますと、やはりこれはそれぞれの国とか地域の伝統だとか、風習だとか、慣習、社会的なものをずっと我々が背負ってきて、その延長線上に今あるわけですから、そういう過去を全く断ち切ってしまうということは現実にできない問題だろうというふうに思いますので、その過去の流れの中で今の形があるということを議員は指摘をされているのではないかなというふうにお聞きしました。社会的には性差というものをこれからなるべく少なくしていきたいということについては、全くそのとおりだろうと思います。しかしながら、なかなか慣習的なものを一挙にとり除いていくということはなかなか難しい面もあります。したがって、やはり、そういうことを推進していく立場である行政がまず率先してやっていくということが当面は必要だし、それは非常に効果があらわれやすいといえますが、今ほどご指摘のあったように、数字としても非常にわかりや

すくあらわれてくるのではないかなというふうに思います。

今、例えば、審議会というようなお話しされましたけれども、特に、一般の市民の方に参画をしていただくような、もろもろの組織については、なるべくこれは女性の参画を促すということは、もっとより積極的にあってもいいというふうに私は思います。

もう一方の市役所の中の組織についてですけれども、すべての人事を私がやっているわけではございません。人事担当部局から上がってきたものを見ていつも判断しておりますが、私自身はほとんどと言っていいほど男女の差は感じておりません。男性であれ、女性であれ、有能であったり、適材適所であるという場合は、そちらの方に、そういうふうにポストを充てていくということは今までもやってきましたし、その結果が現状だというふうにお考えいただいてよろしいかなというふうに思います。

去年でしたか、お隣の市の女性議員が、あわら市は2人も女性の課長がいるというような質問をされたというようなお話がありました。そういう意味では、意識したわけではありませんけれども、結果としてそういうことが出ているのかなと思います。ただし、今、言われたように、参事以上の管理職の女性の割合は確かにちょっと低いなという感じがしております。それは、意識的に女性の登用を抑えているわけではありません。たまたま、年齢が上がっていくタイミングの問題もあるでしょうし、その他の要因もあろうと思います。私としてはそういうふうに進めたいなと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 今の話聞いていて、私の方でも思ったことがあるんですけど、例えば、先ほどの教育長の方と、それから山川議員の間で、それから、教育長と卯目議員の間で、給食ですね。給食のセンター方式だとか、自校方式だというような話がなされているというふうに私は思ったんですけど、弁当というのが一番いいと、個人的には思うんです。それは親の愛情というのが、自分のお母さんがつくってくれた弁当やという思いが子供は持つことができるし、私は食育ってそういうところにあるような気もするんですけど、よう考えたら、それはお母さんでなくても、お父さんであっても、一向に構わないわけだし、そういう意味での男女共同参画をいうことじゃないかなと思います。私は、個人的に一つ思っていることは、自分の子供が小さかったときに、自分の嫁さんが看護婦をやっていたもんで、6時か7時ぐらいに子供を寝かせて、そして病院に行くわけです。そして、そうすると私がその後、その布団の中に入って子供と添い寝するんですけど。夜中に起きて私の顔見て泣くんです。泣くって、別に顔が悪いから泣くんじゃなくて、顔はいいと思うんですが、そうじゃなくて、ひげ跡なんかさがされるとギャーツと泣いて、かあちゃん、かあちゃんと布団の中探すんですね。そんなの見てると、生理的にやっぱり母親になじむみたいな部分もあるのかなということは個人的に考えました。そう

ということも含めていろんな見方もあるでしょうけども、やっぱり男女共同参画社会の今からの進展というのは絶対必要なことだと思っておりますし、それに向かって総力を挙げて頑張っていっていただきたいということで、手短だったと思うんですが、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

---

#### 散会の宣言

副議長（北島 登君） 以上で一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

明日から29日までは休会とし、休会中に付託された案件につきましては、それぞれ常任委員会の審査をお願いいたします。

本会議は、6月30日、再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後5時08分）

---

地方自治法第123条の規定により署名する

平成23年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

## 第54回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

平成23年6月30日(木)

午前9時30分開議

### 1. 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第46号 平成22年度あわら市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 3 議案第47号 あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 発議第 1号 非核平和都市宣言に関する決議について
- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 3 副議長辞職の件
- 追加日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 常任委員の選任
- 日程第 6 議会運営委員の選任
- 追加日程第 5 広報編集特別委員の辞任
- 追加日程第 6 広報編集特別委員の選任
- 追加日程第 7 環境対策調査特別委員の辞任
- 追加日程第 8 環境対策調査特別委員の選任
- 追加日程第 9 広域事務調査検討特別委員の辞任
- 追加日程第10 広域事務調査検討特別委員の選任
- 追加日程第11 中心市街地活性化調査特別委員の辞任
- 追加日程第12 中心市街地活性化調査特別委員の選任
- 追加日程第13 発議第 2号 議会活性化特別委員会の設置について
- 追加日程第14 議会活性化特別委員の選任
- 追加日程第15 嶺北消防組合議会議員の選任
- 追加日程第16 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選任
- 追加日程第17 坂井地区環境衛生組合議会議員の選挙
- 追加日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

### 1. 閉議の宣告

- 1. 市長閉会あいさつ
- 1. 議長閉会あいさつ
- 1. 閉会の宣告

---

出席議員（18名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	田中利幸
財政部長	小坂康夫	市民福祉部長	徳丸敏郎
経済産業部長	北浦博憲	土木部長	木下勇二
教育部長	辻博信	会計管理者	高橋瑞峰
市民福祉部理事	岡崎新右衛門	土木部理事	松浦好孝
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

---

事務局職員出席者

事務局長	田崎正實	事務局参事	山口徹
書記	宮川豊一		

---

#### 開議の宣告

議長（丸谷浩二君） これより、本日の会議を開きます。

議長（丸谷浩二君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

芦原温泉上水道財産区管理者竹内正文君は、遅刻の届けが出ております。

議長（丸谷浩二君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長（丸谷浩二君） 議事に入る前に、杉田 剛君より、6月13日の会議における発言について、会議規則第65条の規定により発言取り消しの申し出がありました。お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 異議なしと認めます。

したがって、杉田 剛君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

（午前9時30分）

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（丸谷浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、16番、山川 豊君、17番、東川継央君の両名を指名します。

---

#### 議案第46号、議案第47号の委員長報告・質疑・討論・採決

議長（丸谷浩二君） 日程第2及び日程第3を、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長（丸谷浩二君） まず、総務文教常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 総務文教常任委員長、宮崎 修君。

15番（宮崎 修君） 総務文教常任委員会審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月21日、22日の2日間にわたりまして、市長、副市長、教育長及び担当部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました議案第46号、平成23年度あわら市一般会計補正予算（第1号）及び議案第47号、あわら市税条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について慎重に審査いたしました。

なお、予算計上されました主なものについては、現場の確認も行い、慎重なる審査を実施いたしました。

審査の結果、議案2件については、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で論議されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第46号、平成23年度あわら市一般会計補正予算(第1号)(所管事項)について、所管課ごとに申し上げます。

まず、総務課所管について申し上げます。

防災資機材等整備事業補助金は、防災組織を立ち上げた舟津区に対して事業費の2分の1で、上限の10万円を限度として補助するものです。委員からは、自主防災組織を立ち上げるときに必ず行わなければならない事項はあるのか。また、さきに発生した大地震のこともあり、防災に対する市民の関心は非常に高いので、積極的に防災組織の周知を図るべきであるとの意見がありました。理事者からは、立ち上げ時に詳細な打ち合せを行っており、年1回は防災訓練を行ったり、要支援者の確認を行うようお願いしている。嶺北消防署とも連携を図りながら、組織の増加に努めたいとの回答がありました。

次に、監理課所管について申し上げます。

特定建築物維持管理業務委託料109万円については、特定の用途に利用される3,000㎡以上の建築物、そして学校については8,000㎡以上の建築物について、空気環境の調整や給排水の管理、また、ねずみ等の防除など衛生的及び快適に使用できるよう施設の維持管理を行わなければならないことになっており、その業務を委託するものであります。市内の建築物では、市役所、芦原中学校、金津中学校、そして金津小学校がその対象となっており、監理課と教育総務課で予算計上されております。委員からは、業者に委託するのではなく、職員に資格を取らせて対応できないのかとの問いがあり、理事者からは、研修場所が遠方で、経費も相当要することになる。また、職員の異動なども考慮すると外注のメリットの方が大きくなるとの回答がありました。この件については、教育委員会の審査時にも同じ質疑が行われております。

次に、市有地管理業務委託料47万円は、名泉郷区内6カ所の法面の倒木を処分するものであります。委員からは、この6カ所以外についても、今後継続的に倒木の処分を行っていくのか。また、それに関連して、個人の所有地にも雑木が多く生えており、住民からの苦情もあるので、今後、所有者に対して適切な指導を行うべきであるとの意見がありました。このことについて、理事者からは、法面の倒木処理は、民家に接しているところを優先に、今後も継続していきたい。個人の所有地については、以前に森林組合が所有者に通知を出して処理を行っていたこともある。また、当地区はおよそ1,500区画あり、市民生活課で対応しているところもあるが、なかなか難しい状況となっている。自治会の協力もお願いしていきたいとの回答がありました。

次に、教育委員会所管について申し上げます。

新郷小学校プール改修事業2,500万円は、昭和45年竣工のプールについて、

プールの改修及び床タイル改修などを行うものであります。委員からは、当小学校は小規模小学校でもあり、小学校の統廃合を考えると、多額の予算を投じることはいかなるものかとの問いがありました。また、近くの小学校プールへ送迎することも考えられるのではないかと意見がありました。

これらに対して、理事者からは、各小学校は地域の拠点にもなっているので、統廃合については今すぐ結論が出るものではない。よって、今の段階では、他の学校との均衡もあるので、整備を進めさせてほしいとの回答がありました。

また、新郷小学校のプールは、現地調査をして初めてわかったことであります。プールがグラウンドよりも低いところに位置し、グラウンドの水や砂がプールに流れ込み、プールの底に沈殿する構造となっております。このことについて委員からは、今回の改修でグラウンドの砂がプールに流入しないような措置をとるべきであるとの意見がありました。理事者からは、設計の中で十分検討するとの回答がありました。

また、各小学校施設整備費1,043万円のうち、新郷小学校では外壁補修について100万円の修繕料を計上しておりますが、現場を確認したところ、塗装もかなり傷んでいるので、あわせて工事を実施してはどうか。別々に実施すると工事費がかさばるとの意見がありました。理事者からは、今回は緊急を要する簡易なものを計上した。塗装工事になると大がかりな工事になるので、内容を今後精査したいとの回答がありました。

次に、市民武道館耐震補強・改修工事实施設計業務委託料730万円について、入り口の階段が傷んでいるので、外壁や内部を直すのであれば、一緒に修理すべきではないか。また、武道館の天井を張り直す計画について、天井を撤去した方が高さも高くなる。また、水銀灯をLED電球に交換することも検討してはどうかとの意見がありました。理事者からは、今回は設計の委託料なので、業者及び利用者とも相談を行っていきたい。階段の修繕については、予算内で考えたいとの回答がありました。

また、委員からは、武道館の改修工事はどこまで考えているのか。総工事費は幾らくらいになるのか。大改修になるのではないかと、との問いがありました。理事者からは、耐震工事や大屋根の軽量化など9,000万円から1億円程度を見込んでいたとの回答がありましたが、なるべく安くなるようにしたいとの回答でありました。

また、今回、各小学校や施設を視察いたしました。委員からは、学校によって改修状況にかなりの差が出ている。改修には合併特例債が使われているが、この際、学校間の格差をなくすようにしてはどうかとの問いがありました。理事者からは、この際改修したいところはたくさんあるが、すべてを実施することは難しい。大きな格差については、解消するよう努めていきたいとの回答がありました。

最後に、議案第47号、あわら市税条例の一部を改正する条例の制定については、質疑はありませんでした。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といた

します。

議長（丸谷浩二君） 次に、厚生経済常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 厚生経済常任委員長、笹原幸信君。

7番（笹原幸信君） 厚生経済常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月23日、24日に市長、副市長及び担当部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました議案第46号、平成23年度一般会計補正予算（第1号）（所管事項）に関する1議案について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案第46号については、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で論議されました主な事項について申し上げます。

議案第46号、平成23年度あわら市一般会計補正予算（第1号）（所管事項）について、所管課ごとに申し上げます。

市民生活課所管では、住基連携システム再構築委託料612万2,000円について、なぜ再構築が必要となったのか、また、住基ネットとの関係はどうなっているのかとの問いがあり、あわら市、坂井市、永平寺町で構成している広域圏の電算システムが11月に新システムに移行することに伴い、既存の戸籍システム及び証明書自動交付機とのシステム再構築が必要となったためである。住基ネットとは関係がないとのことでした。

また、自動交付機で利用できる住基カードは普及していないようだが撤退もあり得るのかとの問いには、普及率は8%で伸びていないが、他市にネットワークが広がっていけば、普及が進むと思う。撤退は考えていないとのことでした。

廃プラスチックの分別収集業務についての予算269万円は、廃プラスチックの分別を実施していないのはあわら市だけなので、本年10月から分別収集を実施したいとのこととで予算が計上されました。

従来の資源ごみは、空き缶類、空き瓶類、ペットボトル、乾電池、蛍光灯等でありましたが、今回、燃えるごみに分類されていた廃プラスチックを資源ごみとして収集する予定とのことでした。

予算の内訳は、収集コンテナ、収集委託料及び処分委託料であり、これに関連するものでごみの便利帳1万2,000部作成のための予算250万円も別途計上されています。

委員からは、市役所庁舎と保健センターの2カ所のみでの拠点収集計画となっているが、各集落でのステーション収集の予定はないのかとの質問がありました。理事者からは、初年度の収集量を少な目に見込んでいるが、今後周知徹底を図っていく上で収集量を勘案し、各集落での収集も検討していきたいとの答弁がありました。

また、坂井市は、廃プラ用ゴミ袋をつくって収集をしており、あわら市としても、そのことも考えていきたいとのことでした。

なお、回収見込み量50トンは多過ぎるのではとの質問には、坂井市の収集実績

量を人口で割り返したものであり、処分委託料の単価の根拠は坂井市、福井市と同じ金額とのことでした。

次に、健康長寿課所管では、地域支えあい体制づくり事業補助金では、県補助金350万円が計上されています。いわゆる配食サービス体制強化事業であります。あわら市社会福祉協議会では、雲雀ヶ丘寮に在宅介護支援センターを設置し、住みなれた家や地域で生活し続けることを希望する高齢者を支援するため、介護保険制度以外のサービスを展開するとのことです。

その内容は、在宅生活を続ける上での最大の問題点である毎日の食事支援の事業を行い、在宅生活者の支援充実と不安解消を図るとのことです。

現在行われている配食サービスは、おおむね65歳以上の高齢者で非課税者のみの世帯で週1回昼食の配達を実施されており、個人負担は1回200円で、民生委員、福祉推進委員の方が配達を担当しています。

一方、今回の事業は、おおむね65歳以上の単身高齢者とおおむね75歳以上の高齢者世帯を対象に、当面は毎日昼食を雲雀ヶ丘職員が配達します。個人負担は、1回400円とのことです。

委員から、県の補助金350万円は今年度のみで、平成24年度からはこの補助金がなくなるが、市から社協に対してこの部分を運営補助金に上乘せするようなことはないのかとの質問には、平成24年度以降は、社会福祉協議会独自の事業として実施するため、市の補助金が増えることはないとのことでした。また、この事業は住民票がある方しか利用できないとのことでした。

今後は希望により高齢者世帯であれば、課税非課税関係なく、毎日配食するとのことで、利用者は20人から40人を見込んでいるとのことでした。

次に、子育て支援課について申し上げます。

本荘幼稚園改修1,774万9,000円は、耐震改修と男子トイレがないため男子トイレの増設を行うものであります。そのほかには子育て支援センター解体工事1,250万円が計上されていますが、これらについては、別段質疑はありませんでした。

次に、建設課所管について申し上げます。

今回、市道千束赤尾線道路改良工事の事業計画概要案が示され、その測量設計委託料1,480万円が計上されています。

委員からは、雨水の処理はどうなっているのかとの質問があり、理事者から、水の流れは広域農道フルーツラインから千束に流れるように勾配をつけ、排水口を下降部分で絞りこみ、一気に雨水が流れ出ないように計画しているとの答弁がありました。

また、市道瓜生石塚線路線検討業務委託料50万円が計上されており、委員より、この路線にはクランクの部分があるが、直線にはできないのかとの質問がありました。理事者からは、クランク部分には倉庫が建っていてネックとなっているが、概略設計の中で地元とも十分協議していきたいとの回答がありました。

次に、市営住宅の長寿命化事業は、鉄筋の市営住宅内部の改修を行うもので、平成23年から平成27年度にわたって実施され、今年度は稲越団地の実施設計業務等429万1,000円が計上されております。

委員から、内部改修に当たり、入居者にどのように引っ越ししてもらうのかとの質問には、対象は24世帯あり、分割して工事を行う。引っ越しの費用は市が全額負担し、引っ越し先として計画的に鉄筋の市営住宅に空き家を13戸用意しているとのことです。

また、改修工事の間、市営住宅への入居をストップするのか、ほかの策はなかったのかとの問いがあり、理事者からは、空き家の家賃は市営住宅の1万円程度を見込んでいるが、民間アパートを借りると、家賃は4万円から6万円程度になる。その場合、家賃の差額を市が負担することになるので、同額の市営住宅に移ってもらうことにしたとの回答がありました。

また、家賃を滞納している者に対しては、改装する際に未納額納付の確約を必ずとるようにとの意見がありました。

湯のまち駅前歩道橋の改修事業については、平成23年と24年の2カ年間で実施し、平成23年度は雨漏り対策に800万円を、平成24年度には、路面補修に900万円を計上するとの説明がありました。

委員からは、歩道橋が必要なのか、歩道橋を撤去し踏切をつくれなにかとか、屋根が必要なのか、通学路に指定されているのか、また、2カ年で実施する理由は何かとの問いがありました。理事者からは、踏切では費用が非常に高い、通学路に指定されているかは確認していないが、小学生の使用が多く安全面からも歩道橋の方がよいと考える。地方の場合は屋根がついているところが多い。2年に分けたのは、市単独事業であるので予算が潤沢にあれば一度にしたいが、財政的にも難しく、予算の配分も考えて、外と内の2つの事業に分割したとの答弁がありました。

次に、橋梁の長寿命化については、橋梁詳細点検委託料900万円が計上されており、その対象が12橋あると聞いたが、どのくらいの期間をかけて橋の修繕を行うのか。また、1年に1橋くらいは改修していかなければならないのではとの質問があり、理事者から、平成23年度と24年度で調査して現状をつかむ。財政面のこともあり優先度の高いものから取りかかしていきたい。また、事業費をつかんでいないので、1年に1橋できるかどうかはわからないが、調査結果を見て検討したいとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管について申し上げます。

まず、消費者に選ばれる福井米づくり事業補助金では、花咲ふくい農協のカントリーエレベーター2基に設置型食味計各1台と、倉前検査場へ可搬型食味計各1台を設置するための県補助金630万円が計上されています。委員より、食味計の導入は本年度であるが、受入口の改修は平成24年度、25年度であり、平成25年度にならないと事業がスタートしないのか、また、米の値段はどれだけ高くなるのかとの問いがあり、理事者より、他市の状況もあり、県が25年度より実施を考え

ている。平成25年度までは食味計を活用し、土壌改良などの営農指導に当たることです。ただ食味が高くても、販売は今までどおり、1等米2等米であり、入札価格全体の底上げがねらいであるとの回答でありました。

鳥獣害防止総合対策事業補助金10万円では、固定柵の補助が最終年度と聞いているが残った部分はどうかとの質問には、今年度は柵、清滝区から要望がある。今年度固定柵の内示額が102%と予算が確保できるため、現在の要望分は対応できると思うとの答弁がありました。また、今後については、県単独事業のネット柵で対応したいとのことでありました。

観光商工課所管では、観光案内看板改修費110万円が計上されています。委員より、看板を温泉内周遊のための看板と郊外用の看板など、2種類くらいに分けたらどうかとの質問があり、理事者より、今回の補正で設置するのは車に乗って見られる看板で、市町振興プロジェクトで温泉内の案内図的な看板の設置を考えており、そちらで温泉街周遊看板は対応したいとの答弁がありました。

そのほかに、金津ショッピングセンター土地・建物購入費1,820万円や、花菖蒲園護岸園路改修工事1,300万円が計上されていたので、23日に現地を確認しており、別段質問等はありませんでした。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

以上であります。

---

議長（丸谷浩二君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（丸谷浩二君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 質疑なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これから、日程第2及び日程第3の討論、採決に入ります。

---

議長（丸谷浩二君） 議案第46号、平成23年度あわら市一般会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第46号を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。

各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、議案第46号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（丸谷浩二君） 議案第47号、あわら市税条例の一部を改正する条例の制定に

ついて討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 討論なしと認めます。

議長(丸谷浩二君) これより、議案第47号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(丸谷浩二君) 起立全員です。

したがって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

#### 発議第1号の提案理由説明・質疑・討論・採決

議長(丸谷浩二君) 日程第4、発議第1号、非核平和都市宣言に関する決議についてを議題とします。

議長(丸谷浩二君) 本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 提出者、15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) 議長のご指名がありましたので、発議第1号、非核平和都市宣言に関する決議について趣旨説明を申し上げます。

私たちは恵まれた自然と先人が築き上げてきた歴史と文化が息づくこのまちで、日々平和な生活を享受しています。私たちはこの平和を恒久的なものにするため、世界唯一の核被爆国として、全世界の人々に被爆の恐ろしさ、苦しみを訴え、再び惨禍が繰り返されないことを切に願うものであります。よって、我が国の基本方針である非核3原則を堅持し、あらゆる国の核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、人間の尊厳を守り、基本的人権の尊重と恒久平和を求めるものであります。

このようなことから、別紙案のとおり、非核平和都市宣言に関する決議を提案するものであります。

いずれも所要の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長(丸谷浩二君) 本案に対する質疑を許します。

議長(丸谷浩二君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 質疑なしと認めます。

議長(丸谷浩二君) ただいま議題となっています発議第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 異議なしと認めます。

議長(丸谷浩二君) これより、討論、採決に入ります。

討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) まず、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) ただいま提案されました非核平和都市宣言について、賛成の討論をいたしたいと思います。

ご承知のように、核兵器の廃絶は全世界人類の悲願であると思いますが、今なお世界には約2万5,000発もの核兵器が存在しているということでもあります。そして、日本は唯一の被爆国として、広島、長崎を経験し、二度と再び被爆者をつくらないということを誓ったにもかかわらず、残念ながら、1954年にはビキニの水爆実験により、第五福竜丸などが被爆をいたしました。また、今回、性質は違いますが、福島原発事故により多数の被爆者を生み出すということになりました。広島、長崎の被爆者は今なお約25万人生存していると言われております。

福井県内にも被爆者手帳を持っておられる方は92名おられます。この被爆者はもうほとんどが80歳前後の高齢に達しておりますが、被爆から66年たった最近になって新たにがんなどが発症する例もたくさん見受けられるところであります。今回の福島の事故による被爆者が30年、50年たってから、いろいろ病気が発症するというすることも十分考えられますが、そのとき本当に国が責任を持って補償するという保証は何もないと思います。このように、放射能の影響は何十年、当事者だけでなく、2世、3世にも影響するものであります。このような核兵器は絶対に一日も早く全世界から排除すべきであるというふうに考えます。

今回の、この非核平和都市宣言を契機にして、あわら市民が一段と一日も早い核兵器廃絶に向かって、お互いに力を合わせて前進することを期待し、この決議を是非採択をしていただきたい。同僚各位の全員のご賛同を心からお願いいたしまして、討論といたします。

議長(丸谷浩二君) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) これで討論を終結します。

議長(丸谷浩二君) これより、発議第1号を採決します。

本案を提案のとおり決議することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(丸谷浩二君) 起立全員です。

したがって、発議第1号は、提案のとおり決議されました。

議長(丸谷浩二君) 暫時休憩いたします。開会は追って連絡いたします。

(午前10時20分)

---

副議長（北島 登君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 11 時 20 分）

---

議長辞職の件

副議長（北島 登君） 議長、丸谷浩二君から、議長辞職願いが提出されました。  
お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（北島 登君） 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

副議長（北島 登君） 事務局長に辞職願いの朗読をさせます。事務局長。

事務局長（田崎正實君） 朗読いたします。

平成 23 年 6 月 30 日、あわら市議会副議長、北島 登殿、あわら市議会議長、丸谷浩二。

辞職願い。この度、一身上の都合により、議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

副議長（北島 登君） お諮りします。

丸谷浩二君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（北島 登君） 異議なしと認めます。

したがって、丸谷浩二君の議長の辞職を許可することに決定しました。

副議長（北島 登君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 22 分）

---

副議長（北島 登君） 再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

---

議長の選挙

副議長（北島 登君） ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 2 とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

副議長(北島 登君) 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

副議長(北島 登君) ただいまの出席議員は、18名です。

副議長(北島 登君) 次に、立会人の指名を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、吉田太一君、2番、森 之嗣君の両名を指名いたします。

副議長(北島 登君) 投票用紙を配布いたします。

投票は、単記無記名です。

(投票用紙配布)

副議長(北島 登君) 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 配布漏れがなしと認めます。

副議長(北島 登君) 投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

副議長(北島 登君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に記載台で被選挙人の氏名を記載の上、順次投票を願います。

(点呼投票)

副議長(北島 登君) 投票漏れは、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(北島 登君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

(開票)

副議長(北島 登君) これより開票を行います。

吉田太一君、森 之嗣君、開票の立ち会いをお願いいたします。

副議長(北島 登君) 選挙の結果を事務局長を通して、報告いたさせます。

事務局長(田崎正實君) それでは、選挙の結果を報告いたします。

出席議員数18名、投票総数18票、有効投票18票、無効投票0票。

有効投票のうち、向山信博議員、12票、北島 登議員、5票、山川知一郎議員、1票。

以上のとおりです。

なお、この選挙の法定得票数は5票であります。

以上です。

副議長（北島 登君） したがって、ただいま報告のとおり、向山信博君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場解鎖）

副議長（北島 登君） ただいま、議長に当選されました向山信博君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長（北島 登君） 議長に当選されました向山信博君から、ご挨拶がございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（北島 登君） 10番、向山信博君。

議長（向山信博君） 一言、お礼のご挨拶を申し上げます。

今ほどは、心温まるご推挙、誠にありがとうございました。心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。先ほど、全協で立候補のごあいさつをさせていただきまされたけど、これを十二分に心に戒めながら、今後の円満な議会運営に尽くして参りたいというふうに考えておりますので、皆様方におかれましてはいつまでも、ご支援とご協力、そしてまた、ご指導、ご鞭撻を賜りますように、心からお願いを申し上げます。

本当にありがとうございました。

副議長（北島 登君） 暫時休憩いたします。

（午後1時17分）

---

議長（向山信博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時18分）

---

#### 副議長辞職の件

議長（向山信博君） 副議長、北島 登君から、副議長の辞職願いが提出されました。お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議長（向山信博君） 事務局長に辞職願いを朗読させます。

事務局長（田崎正實君） 朗読いたします。

平成23年6月30日、あわら市議会議長、向山信博殿、あわら市議会副議長、

北島 登。

辞職願い。この度、一身上の都合により、副議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

議長（向山信博君） お諮りします。

北島 登君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。したがって、北島 登君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

議長（向山信博君） 暫時休憩いたします。

（午後 1 時 20 分）

---

議長（向山信博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1 時 50 分）

---

#### 副議長の選挙

議長（向山信博君） ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 4 として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 4 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議長（向山信博君） 追加日程第 4、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（向山信博君） ただいまの出席議員は、18名です。

議長（向山信博君） 次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 3 番、杉本隆洋君、4 番、山田重喜君の両名を指名いたします。

議長（向山信博君） 投票用紙を配布いたします。

投票は、単記無記名です。

（投票用紙配布）

議長（向山信博君） 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 配布漏れなしと認めます。

議長（向山信博君） 投票箱を点検いたします。  
（投票箱点検）

議長（向山信博君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に記載台で被選挙人の氏名を記載の上、順次投票を願います。

（点呼投票）

議長（向山信博君） 投票漏れは、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 投票漏れなしと認めます。

（開票）

議長（向山信博君） 開票を行います。

杉本隆洋君、山田重喜君、開票の立ち会いをお願いいたします。

議長（向山信博君） 選挙の結果を事務局長に報告させます。

事務局長（田崎正實君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

出席議員数18名、投票総数18票、有効投票18票、無効投票0票。

有効投票のうち、笹原幸信議員、9票、宮崎 修議員、9票。

以上のとおりです。

なお、この選挙の法定得票数は5票であります。

以上です。

議長（向山信博君） ただいまの報告のとおり、笹原君と宮崎君の得票数は同数でございます。

この場合、地方自治法118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

笹原君と宮崎君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

議長（向山信博君） くじは2回引きです。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。若い番号を引いた者が先に引くことにします。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。若い番号を引いた者が当選人となることにいたします。

議長（向山信博君） 杉本隆洋君、山田重喜君、くじの立ち会いをお願いいたします。

議長（向山信博君） 笹原君、宮崎君、くじを引いてください。

議長（向山信博君） くじを引く順序が決定しましたので報告します。

まず初めに、宮崎 修君、次に、笹原幸信君。

以上のとおりです。

議長（向山信博君） くじの結果を報告します。

くじの結果、笹原幸信君が当選人に決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

議長(向山信博君) ただいま、副議長に当選されました笹原幸信君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長(向山信博君) 副議長に当選されました笹原幸信君から、ご挨拶がございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 7番、笹原幸信君。

副議長(笹原幸信君) ただいまは、副議長に当選させていただきまして、本当にありがとうございます。心より御礼を申し上げます。

副議長という要職をいただき、身に余る光栄と御礼申し上げます。一方、大変な責任をいただいたことで、身の引き締まる思いでございます。もとより浅学非才の私でございますが、議長を助け、補佐し、そして、皆様のご協力をいただきながら、市政の発展に努めていきたいと思っております。どうか、皆様のご支援、ご協力、よろしくお願いを申し上げます。

本当にありがとうございました。

議長(向山信博君) 暫時休憩いたします。

(午後2時10分)

---

議長(向山信博君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後4時51分)

議長(向山信博君) お諮りします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長したいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は延長することに決定いたしました。

---

#### 常任委員の選任

議長(向山信博君) 日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、総務文教常任委員に、吉田太一君、森之嗣君、三上薫君、笹原幸信君、山川知一郎君、丸谷浩二君、卯目ひろみ君、山川豊君、杉田剛君。厚生経済常任委員に、杉本隆洋君、山田重喜君、八木秀雄君、北島登君、向山信博、坪田正武君、牧田孝男君、宮崎修君、東川継央君。

以上のとおり指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

議長（向山信博君） 暫時休憩いたします。

（午後 4 時 53 分）

---

議長（向山信博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 4 時 53 分）

議長（向山信博君） 諸般の報告を事務局長から申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 事務局長。

事務局長（田崎正實君） 休憩中の各常任委員会において、正副委員長の互選が行われました。その結果をご報告いたします。

総務文教常任委員長に三上 薫議員、同じく副委員長に卯目ひろみ議員。次に、厚生経済常任委員長に山田重喜議員、同じく副委員長に杉本隆洋議員が選任されました。

以上のとおりであります。

---

#### 議会運営委員の選任

議長（向山信博君） 日程第 6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において、三上 薫君、山田重喜君、笹原幸信君、坪田正武君、丸谷浩二君、杉田 剛君を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

議長（向山信博君） 暫時休憩いたします。

（午後 4 時 54 分）

---

議長（向山信博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 4 時 54 分）

議長（向山信博君） 諸般の報告を事務局長から申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 事務局長。

事務局長（田崎正實君） 休憩中の議会運営委員会において、正副委員長の互選が行われました。その結果をご報告いたします。

議会運営委員長に丸谷浩二議員、同じく副委員長に杉田 剛議員が選任されました。

以上のとおりであります。

議長（向山信博君） 暫時休憩いたします。

(午後4時55分)

---

議長(向山信博君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後6時45分)

---

#### 広報編集特別委員の辞任

議長(向山信博君) お諮りします。

広報編集特別委員より辞任の申し出がなされておりますので、委員会条例第14条の規定により、広報編集特別委員の辞任について、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

したがって、広報編集特別委員の辞任を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

議長(向山信博君) 追加日程第5、広報編集特別委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、広報編集特別委員、三上 薫君、八木秀雄君、北島 登君の退場を求めます。

(議員退場)

議長(向山信博君) お諮りします。

広報編集特別委員、三上 薫君、八木秀雄君、北島 登君の辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

したがって、広報編集特別委員、三上 薫君、八木秀雄君、北島 登君の辞任を許可することに決定いたしました。

(退場議員入場)

---

#### 広報編集特別委員の選任

議長(向山信博君) お諮りします。

ただいまの広報編集特別委員の辞任により、委員に欠員が生じたので、広報編集特別委員の選任を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

したがって、広報編集特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第6として、議題とすることに決定しました。

議長(向山信博君) 追加日程第6、広報編集特別委員の選任を議題とします。

3名が欠員となっておりますので、広報編集特別委員の選任については、委員会

条例第8条第1項の規定により、議長において、笹原幸信君、山川知一郎君、坪田正武君を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、広報編集特別委員に選任することに決定いたしました。

議長(向山信博君) 暫時休憩します。

(午後6時49分)

---

副議長(笹原幸信君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後6時50分)

---

#### 環境対策調査特別委員の辞任

副議長(笹原幸信君) お諮りします。

環境対策調査特別委員より辞任の申し出がなされておりますので、委員会条例第14条の規定により、環境対策調査特別委員の辞任について、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(笹原幸信君) 異議なしと認めます。

したがって、環境対策調査特別委員の辞任を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

副議長(笹原幸信君) 追加日程第7、環境対策調査特別委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、環境対策調査特別委員、杉本隆洋君、向山信博君の退場を求めます。

(議員退場)

副議長(笹原幸信君) お諮りします。

環境対策調査特別委員、杉本隆洋君、向山信博君の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(笹原幸信君) 異議なしと認めます。

したがって、環境対策調査特別委員、杉本隆洋君、向山信博君の辞任を許可することに決定いたしました。

(退場議員入場)

---

#### 環境対策調査特別委員の選任

副議長(笹原幸信君) お諮りします。

ただいまの環境対策調査特別委員の辞任により、委員に欠員が生じたので、環境対策調査特別委員選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(笹原幸信君) 異議なしと認めます。

したがって、環境対策調査特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第8として、議題とすることに決定しました。

副議長(笹原幸信君) 追加日程第8、環境対策調査特別委員の選任の件を議題とします。

2名が欠員となっております環境対策調査特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、笹原幸信、丸谷浩二君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(笹原幸信君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、環境対策調査特別委員に選任することに決定しました。

広域事務調査検討特別委員の辞任

副議長(笹原幸信君) お諮りします。

広域事務調査検討特別委員より辞任の申し出がなされておりますので、委員会条例第14条の規定により、広域事務調査検討特別委員の辞任について、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(笹原幸信君) 異議なしと認めます。

したがって、広域事務調査検討特別委員の辞任を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定しました。

副議長(笹原幸信君) 追加日程第9、広域事務調査検討特別委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、広域事務調査検討特別委員、向山信博君の退場を求めます。

(議員退場)

副議長(笹原幸信君) お諮りします。

広域事務調査検討特別委員、向山信博君の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(笹原幸信君) 異議なしと認めます。

したがって、広域事務調査検討特別委員、向山信博君の辞任を許可することに決定いたしました。

(退場議員入場)

広域事務調査検討特別委員の選任

副議長（笹原幸信君） お諮りします。

ただいまの広域事務調査検討特別委員の辞任により、委員に欠員が生じたので、広域事務調査検討特別委員選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（笹原幸信君） 異議なしと認めます。

したがって、広域事務調査検討特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第10として、議題とすることに決定しました。

副議長（笹原幸信君） 追加日程第10、広域事務調査検討特別委員の選任の件を議題とします。

1名が欠員となっております広域事務調査検討特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、丸谷浩二君を指名したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（笹原幸信君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、広域事務調査検討特別委員に選任することに決定しました。

副議長（笹原幸信君） 暫時休憩いたします。

（午後6時56分）

---

議長（向山信博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後6時57分）

---

中心市街地活性化調査特別委員の辞任

議長（向山信博君） お諮りします。

中心市街地活性化調査特別委員より辞任の申し出がなされておりますので、委員会条例第14条の規定により、中心市街地活性化特別委員の辞任について、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、中心市街地活性化調査特別委員の辞任を日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定しました。

議長（向山信博君） 追加日程第11、中心市街地活性化調査特別委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、中心市街地活性化調査特別委員、笹原幸信君の退場を求めます。

(議員退場)

議長(向山信博君) お諮りします。

中心市街地活性化調査特別委員、笹原幸信君の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

したがって、中心市街地活性化調査特別委員、笹原幸信君の辞任を許可することに決定いたしました。

(退場議員入場)

中心市街地活性化調査特別委員の選任

議長(向山信博君) お諮りします。

ただいまの中心市街地活性化調査特別委員の辞任により、委員に欠員が生じたので、中心市街地活性化調査特別委員の選任を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

したがって、中心市街地活性化調査特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第12として、議題とすることに決定しました。

議長(向山信博君) 追加日程第12、中心市街地活性化調査特別委員の選任を議題とします。

1名が欠員となっております中心市街地活性化調査特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、杉本隆洋君を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、中心市街地活性化調査特別委員に選任することに決定しました。

議長(向山信博君) 暫時休憩いたします。

(午後7時00分)

議長(向山信博君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後7時00分)

発議第2号の提案理由説明・質疑・討論・採決

議長(向山信博君) お諮りします。

丸谷浩二君ほか6名から、議会活性化特別委員会の設置について、発議が提出されました。

本発議を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第13として、議題とすることに決定しました。

議長(向山信博君) 追加日程第13、発議第2号、議会活性化特別委員会の設置についてを議題とします。

議長(向山信博君) 本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 12番、丸谷浩二君。

12番(丸谷浩二君) 議長のご指名がありましたので、発議第2号、議会活性化特別委員会の設置について趣旨説明を申し上げます。

地方分権が進み、地方議会のあり方が大きく問われている中、市民に信頼される議会であるためには、議会の果たすべき役割を再認識し、その機能や政策提言能力を高め、市民への説明責任を果たすことが重要であります。今、あわら市議会に求められていることは、自らを活性化し、その内容を市民に理解してもらえぬ取り組みが必要であります。そのためには、議会の活性化と、議会基本条例の制定は不可欠であります。

このようなことから、本市議会は開かれた議会を目指し、議会活性化を行うために、議会活性化特別委員会の設置を提案するものであります。

いずれも、所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、特別委員会設置案につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、よろしく願いをいたします。

議長(向山信博君) 本案に対する質疑を許します。

議長(向山信博君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 質疑なしと認めます。

議長(向山信博君) ただいま議題となっております発議第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、討論、採決に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、発議第2号を採決します。

本案を提案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。  
(賛成者起立)

議長(向山信博君) 全員起立です。

したがって、発議第2号は、提案のとおり可決されました。

---

議会活性化特別委員の選任

議長(向山信博君) お諮りします。

ただいま設置されました議会活性化特別委員の選任を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第14として、議題とすることに決定しました。

議長(向山信博君) 追加日程第14、議会活性化特別委員の選任を議題とします。

議長(向山信博君) ただいま設置されました議会活性化特別委員会は、その調査終了まで、閉会中も引き続いて調査活動ができることとし、特別委員会の委員は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) ご異議なしと認めます。

したがって、委員の選任は議長において指名することに決しました。

議長(向山信博君) 議会活性化特別委員に、1番、吉田太一君、2番、森之嗣君、7番、笹原幸信君、8番、山川知一郎君、12番、丸谷浩二君、13番、牧田孝男君、14番、卯目ひろみ君、以上7名を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会活性化特別委員に選任することに決定いたしました。

議長(向山信博君) 暫時休憩いたします。

(午後7時06分)

---

議長(向山信博君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後7時06分)

議長(向山信博君) 諸般の報告を事務局長より申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 事務局長。

事務局長(田崎正實君) 休憩中の各特別委員会において、正副委員長の互選が行わ

れました。その結果をご報告いたします。

広報編集特別委員会委員長に笹原幸信議員、同じく副委員長に牧田孝男議員。環境対策調査特別委員会委員長に牧田孝男議員、同じく副委員長に宮崎 修議員。中心市街地活性化調査特別委員会委員長に卯目ひろみ議員、同じく副委員長に吉田太一議員。議会活性化特別委員会委員長に丸谷浩二議員、同じく副委員長に森 之嗣議員が選任されました。

以上のとおりであります。

---

#### 嶺北消防組合議会議員の選任

議長（向山信博君） お諮りします。

嶺北消防組合議会議員の辞職により、2名の欠員が生じたので、嶺北消防組合議会議員の選任を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、嶺北消防組合議会議員の選任を日程に追加し、追加日程第15として、議題とすることに決定しました。

議長（向山信博君） 追加日程第15、嶺北消防組合議会議員の選任を議題とします。

議長（向山信博君） 嶺北消防組合議会議員は、嶺北消防組規約第5条第2項の規定により、組合議員5名のうち2名は、議長及び総務文教常任委員長を選任することになっております。

よって、議長、向山信博及び総務文教常任委員長、三上 薫君を嶺北消防組合議会議員に選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、兩名を嶺北消防組合議会議員の当選人とすることにいたします。

議長（向山信博君） ただいま、嶺北消防組合議会議員に当選されました兩名が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定により告知します。

---

#### 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選任

議長（向山信博君） お諮りします。

福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の辞職により、1名の欠員が生じたので、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選任を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選任の件を日程に追加し、追加日程第16として、議題とすることに決定しました。

議長（向山信博君） 追加日程第16、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選任を議題とします。

議長（向山信博君） 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員は、議会運営等懇話会設置要綱第2条の規定により、組合議員5名のうち2名は、議長及び副議長を選任することになっておりますので、議長、向山信博及び副議長、笹原幸信君を福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員に選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、笹原幸信君を福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の当選人とすることにいたします。

議長（向山信博君） ただいま、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました笹原幸信君が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定により告知します。

#### 坂井地区環境衛生組合議会議員の選挙

議長（向山信博君） お諮りします。

坂井地区環境衛生組合議会議員の辞職により、1名の欠員が生じたので、坂井地区環境衛生組合議会議員の選挙を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、坂井地区環境衛生組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第17として、議題とすることに決定しました。

議長（向山信博君） 追加日程第17、坂井地区環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

議長（向山信博君） 坂井地区環境衛生組合議会議員に丸谷浩二君を指名します。

議長（向山信博君） お諮りします。

ただいま指名しました丸谷浩二君を坂井地区環境衛生組合議会議員の当選人とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました丸谷浩二君が坂井地区環境衛生組合議会議員に当選されました。

議長（向山信博君） ただいま、坂井地区環境衛生組合議会議員に当選されました丸谷浩二君が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定により告知します。

---

#### 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（向山信博君） お諮りします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありますので、この件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を日程に追加し、追加日程第18として、議題とすることに決定しました。

議長（向山信博君） 追加日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議長（向山信博君） 議会運営委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### 閉議の宣告

議長（向山信博君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、会議を閉じます。

---

#### 市長閉会挨拶

議長（向山信博君） 市長より発言の申し出がありますので、この際、これを許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には今月の13日以来、大変お忙しい中、また暑い中にもかかわらず、長期間にわたりましてご出務をいただきました。そして、提案をいたしましたすべての議案をお認めをいただきました。心から御礼を申し上げる次第でございます。

特に、補正予算につきましては、骨格予算でありました当初予算に対していわゆる肉づけ予算ということでありまして、これをお認めいただきました。この議会中にいただきましたご意見等を十分参考にさせていただきながら、予算の執行に努めて参りたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、この議会におきまして向山新議長、笹原新副議長が当選をされました。心からお祝いを申し上げます。また、それぞれの委員会も新たな構成になりまして、それぞれ新しい形での出発をなされるわけでございます。今後2年間のうちにあわら市合併10年という大変大きな節目を迎えるわけでございまして多くの課題がございます。どうか議員各位にはいろいろなご助言、ご指導を賜りながら、合併10年に向かって市政運営が進みますようにご協力をお願いを申し上げます。

なお、丸谷前議長、そして北島前副議長におかれましては、2年間大変にご指導をいただきました。おかげさまであわら市政も穏便に進むことができたのではないかと、心から感謝を申し上げます。

結びになりますが、大変蒸し暑い梅雨のさなかではございますが、東日本の被災地では、まだまだ国からの十分な支援がなされない中にもかかわらず、それぞれの市民、あるいは自治体が一生懸命になって復興に努力をしております。その姿を見ますと、やはり我々も大いに頑張らなければならないなとつくづく感じているところでございます。これから、まだまだ暑い日が続きますけれども、議員各位には十分ご健康にはご留意されまして、議員としてのまたご活躍をされますように心からお祈り申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

---

#### 議長閉会挨拶

議長（向山信博君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、きょうは早朝より長時間にわたるご審議、誠にお疲れ様でございました。

また、先ほどは私を議長に選任されまして、心から感謝とお礼を申し上げます。先ほども申し上げましたとおり、風通しのいい議会、そしてまた、風通しのいい議長室ということで、「ハウレンソウ」を合言葉にこれから議会の円満な進め方に力をそそぎたいというふうに考えております。議員の皆さんにおかれましては、このことをご理解いただきまして、更なるご指導、ご鞭撻を賜りますように、心からお願いを申し上げます。一言閉会に当たりましてのご挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

---

閉会の宣告

議長（向山信博君） これをもって、第54回あわら市議会定例会を閉会します。

（午後7時20分）

---

地方自治法第123条の規定により署名する

平成23年 月 日

旧議長

旧副議長

新議長

新副議長

署名議員

署名議員